

名古屋 市政資料

NO. 204 2019年9月定例会

(2018年度決算 & 後期高齢者医療広域連合議会)

発行

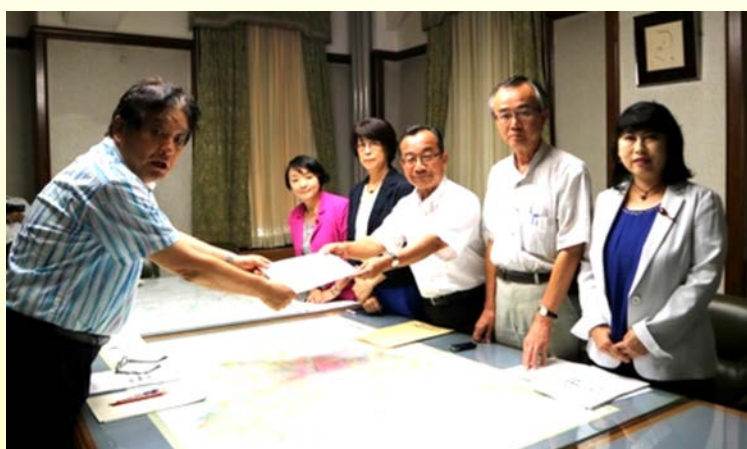
2019年10月25日

日本共産党

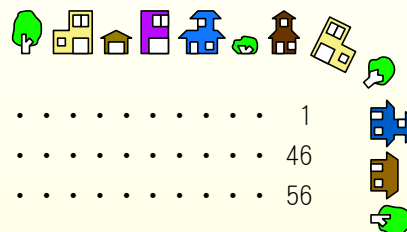
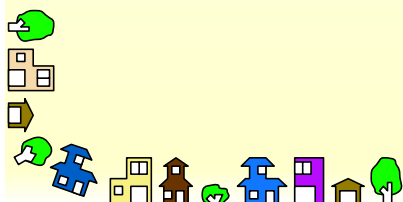
名古屋市会議員団

主な内容

- | | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 名古屋市会9月定例会(2019年9月10日~10月9日) | 1 |
| 2 | 愛知県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会(8月16日) | 46 |
| 3 | 資料・その他 | 56 |



河村市長に2020年度の予算要望を行う日本共産党市議団



目次

1	名古屋市会 9 月定例会（2019年9月10日～10月9日）	
(1)	9 月定例会について	1
(2)	議案外個人質問	
◇	田口一登議員 保育の給食費も無料に／政治家による表現の自由の侵害は許されない	2
◇	さはしあこ議員 避難所でも快適な生活を／基準以下の小学校運動場の拡幅を	13
(3)	【補正予算案等】	
◇	補正予算等の議案の内容	17
	【反対討論】	
◇	江上博之議員 人口減少・少子高齢化を加速させる総合計画では希望が見えない	19
	【補正予算等主な議案に対する各会派の態度】	21
(4)	2018年度決算について	
	【反対討論】	
◇	さいとう愛子議員 福祉・教育・子育て・防災など市民生活優先の市政へ切りかえを	23
	【決算認定案に対する各会派の態度】	32
(5)	請願・陳情について	
	【受理された新規請願・陳情】	33
	【請願・陳情に対する各会派の態度】	39
(6)	閉会中審査の委員会報告	41
(7)	意見書・決議	43
2	愛知県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会（8月16日）	
(1)	愛知県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会について	46
(2)	議案の結果	46
(3)	議案の概要	47
(4)	決算認定案への質疑	
◇	軽減特例の廃止など負担増を押し付け。短期保険証の交付をするな	47
	【決算認定案への反対討論】	
◇	保険料軽減特例の改悪で負担増の決算は認められない	49
(5)	一般質問	
◇	保険料改定の見通し／健診受診率の引き上げ	49
(6)	請願審査	
◇	請願に対する見解【事務局長】	52
◇	賛成討論 保険料の負担軽減などは当然の要求。ぜひ採択を	53
(7)	資料	54
3	その他	
(1)	声明・申し入れ	56
(2)	資料	57

9月定例会について

一、9月市会定例会は、9月10日に開会。ささしま地下道の再計画や福祉施設への非常発電設備設置助成などの補正予算案をはじめ総合計画2023いじめ問題再調査委員会設置条例、指定管理者の指定など27議案が提案され、後日、教育委員の選任2件が追加、それらの審議後に2018年度決算認定案が審議されました。

一、決算認定案を除く議案について、市長提出議案29件に対し、日本共産党市議団は、ささしま地下道の事業拡大・再調査の補正予算案と総合計画2023の2件に反対、他の27議案には賛成しました。

一、議案外の個人質問では、田口一登議員が「幼保無償化に伴う副食費の徴収」「あいちトリエンナーレの不自由展への市長による表現の自由の侵害」について、さはしあこ議員が「避難所でも快適な生活を」「無為無策で狭くなった大高南小学校の運動場」について質問に立ち、市長を追求しました。

一、2018年度の決算認定の審議において日本共産党は市民の暮らしの実態と河村市政がすすめる市民犠牲の実態を明らかにし、市民の暮らしを守り向上するために奮闘しました。一般会計歳入歳出決算をはじめ、8件の認定案について反対しました。

一、総合計画2023について江上博之議員が、市民の願いにこたえず、非正規雇用やPFIを推進、ささしま地下道や天守閣木造化などを推進、待機児解消に逆行する公立保育園の民営化や金持ち減税の推進などを指摘し、相生山道路の復活を求める修正案も併せて反対の立場で討論を行いました。市長の約束だった相生山の道路廃止を覆す修正案には減税会派までが提案者になり、総合計画は修正可決されました。

一、意見書は、日本共産党をはじめ各会派から提案された9件のうち、5件を可決。日本共産党が提案した3本の意見書案のうち1件が他会派の意見書と一本化のうえ可決されました。

一、新規請願が3件、陳情は8件が受理され、日本共産党は、相生山道路の建設促進を求める請願を除く請願2件の紹介議員となりました。

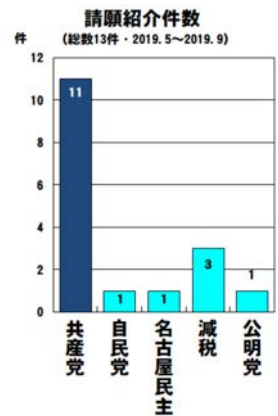
一、都市消防委員会での質疑で減税ナゴヤの前田議員が「伊勢湾台風で街がきれいになった」と発言。各会派や被害のあった港区や南区の学区連絡協議会などからも抗議や非難が相次ぎ、発言を撤回、謝罪しました。前田議員は議会運営委員を辞任、委員会も教育子ども委員会に変更。代わりに、議運は高木議員、都市消防委員は豊田議員が配置されました。しかし減税市議団としての責任があいまいとして、更なる責任が追及され、減税ナゴヤ市議団と市長が陳謝し、前田議員は減税市議団を離団。新たに一人会派「無所属の会」をつくりました。

一、9月10日に来年度予算編成への333項目の要望を提出し、市長と懇談しました。

一、愛知トリエンナーレ2019のうちの企画展「表現の不自由展・その後」は8月1日開会直後から、河村市長の検閲まがいの圧力やテロまがいの攻撃にさらされ、3日で閲覧中止に。その後、文化庁がすでに交付決定していた補助金の不交付決定などが行われ、文化団体や市民などが表現の自由を守れと再開を求める運動を繰り返して、閉会一週間前の10月8日に制約はありましたが再開されました。

2019年9月議会の日程 (予定)

月日	曜	時間	会議	備考
9月10日	火	11時	本会議	補正予算等提案説明
9月13日	金			
9月17日	火	10時	本会議	議案質疑 議案外個人質問
9月18日	水			
9月19日	木			
9月20日	金	10時 30分 など	委員会	補正予算や条例改正案などを審議 (質疑) (総括質疑) (意思決定) 19は3分演説
9月24日	火			
9月25日	水			
9月26日	木			
9月27日	金	1時	本会議	請願の採決 補正予算などの採決 意見書の議決 決算の提案説明
9月30日	月	10時	委員会	決算審議 (説明) 決算審議 質疑 決算審議 質疑
10月1日	火			
10月2日	水			
10月3日	木	10時 13時		証拠書類審査 決算審議 総括質疑
10月4日	金	10時		決算審議 総括質疑
10月7日	月	11時		意思決定
10月9日	水	1時	本会議	決算の採決



(議案外)個人質問(9月13日)

保育の無償化をいうなら給食費も無料に／トリエンナーレ「不自由展・その後」、政治家による表現の自由の侵害は許されない **田口一登 議員**



保育の無償化に伴う副食費の実費徴収について

保護者負担の軽減と給食の質の確保のため、副食費への助成を

【田口議員】10月から実施される幼児教育・保育の無償化によって、3歳児から5歳児までのすべての子どもの保育料が無償になります。しかし、保護者の負担がゼロになるわけではありません。これまでは保育料に含まれていた副食費が、保育料から分離され、主食費と合わせて保育所ごとに実費徴収されるのです。副食費には、おかずや牛乳代の他におやつ代も含まれており、公立園の副食費は月額4,500円に設定されました。ただし、負担増にならないように、これまで保育料が免除されていた生活保護世帯や第3子以降に加えて、年収360万円以下の世帯についても、副食費が免除されます。

	現在の給食費の支払い方法	幼稚園 1号認定	保育所 (3~5歳) 2号認定
		主食	ご飯など 実費払い
副食	おかず 実費払い	保育料に含まれる	

保育所における給食は「保育の一環」であることから、「保育の無償化」というのなら保護者に負担を求めるのではなく、公費負担を原則にすべきと考

えます。東京23区では、主食費はこれまでも全額公費負担ですが、副食費も全額負担する予定の区が少なくありません。その一つ、目黒区では、公費負担とする理由として、民間園では今後、給食の内容や費用に差が生じる可能性があり、アレルギー対応食や欠席の場合の考え方、さらには実費滞納者に対する徴収事務など様々な問題が生じることから、「食材料費の負担を区費で賄うことにより、区立と私立との格差が起きにくくなり、また、児童福祉や食育の推進に区が積極的に取り組めることが期待できる」としています。愛知県下でも、東浦町は副食費を徴収せず、愛西市は一部を独自に助成する方針です。そこで、子ども青少年局長にお尋ねします。保護者の負担を軽減しつつ、給食の質を確保するために、本市も副食費にたいして一定の助成をすべきではありませんか。

市独自の助成は慎重に検討を要する課題(局長)

【子ども青少年局長】国の制度設計の中で、副食費はこれまでも保育料の一部として保護者が負担してきた経緯や、在宅で子育てをする場合でも生じる費要であることなどを踏まえ、無償化の対象から除かれ、主食費と同用、施設による実費徴収とされたところでは

幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

	認可保育所等	認定こども園			幼稚園				認可外保育施設等
		保育	教育	預かり保育	施設型給付幼稚園		私学助成幼稚園		
					教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3~5歳児クラス	◎	◎	◎	△ (11,300円)	◎	△ (11,300円)	○ (25,700円)	△ (11,300円)	△ (37,000円)
満3歳児	/	/	◎	×	◎	×	○ (25,700円)	×	/
市民税非課税世帯の満3歳児	/	/	◎	△ (16,300円)	◎	△ (16,300円)	○ (25,700円)	△ (16,300円)	/
市民税非課税世帯の0~2歳児クラス	◎	◎	/	/	/	/	/	/	△ (42,000円)

◎:無償 ○:月額上限あり △:無償化にあたり保育の必要性の認定が必要。()は上限額 ×:対象外
 満3歳児3歳になった日から最初の3月31日までにある子。
 実費として徴収されている費用(教材費、行事費、食材料費など)は、無償化の対象外です。
 認可外保育施設等:認可外保育施設、一時保育事業、病児・病後児デイケア事業、のびのび子育てサポート事業



市では、待機児童対策や保育士確保といった喫緊の課題があり、副食費に対する市独自の助成は、国の制度設計を踏まえ、慎重に検討を要する課題であると考えている。

に取り組んでいくという姿勢に立って、市費による助成ができないか、前向きに検討されるよう要望しておきます。

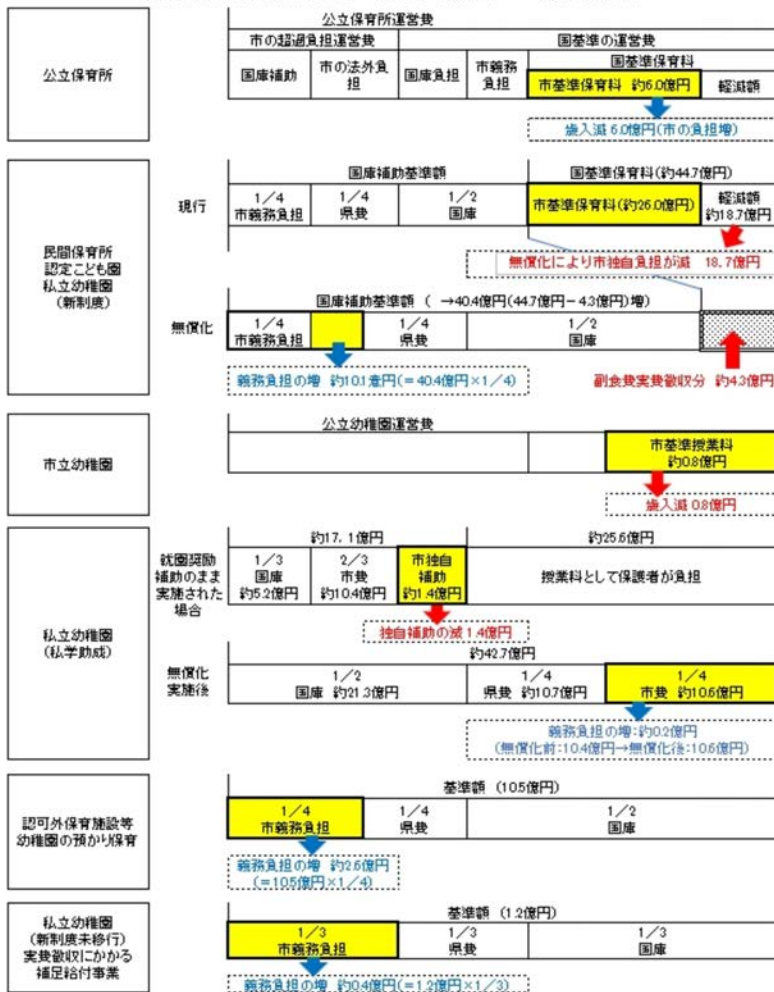
前向きに検討を (意見・要望)

【田口議員】国が決めた通りにやるという姿勢ではなくて、児童福祉や食育の推進に本市が積極的

幼児教育無償化による市費負担への影響等(2019年度(6か月分))
無償化の影響額

区分	市費負担への影響	市費負担増減の内訳
利用者負担額の改定	公立保育所	6.0億円 ・保育料収入の減(6.0億円)
	民間保育所 認定こども園 私立幼稚園	△8.6億円 ・保護者負担軽減額の減(△18.7億円) ・市義務負担の増(10.1億円)
	市立幼稚園	0.8億円 ・授業料収入の減(0.8億円)
子育て支援施設等利用給付	私立幼稚園(未移行)	△1.2億円 ・市独自補助分の減(△1.4億円) ・市義務負担の増(0.2億円)
	認可外保育施設等	2.6億円 ・市義務負担の増(1.1億円)
	幼稚園の預かり保育	
障害児	障害児の発達支援	0.0億円 ・市義務負担の増(0.0億円)
実費徴収補足給付	私立幼稚園(未移行)	0.4億円 ・市義務負担の増(0.4億円)
計	0.0億円	

幼児教育無償化による市費負担への影響等の概念図(2019年度(6か月分))



(参考)

副食費を無償化する方針の自治体 (9月15日「赤旗」より)

- 北海道 上ノ国町
 - 青森県 六ヶ所村
 - 岩手県 宮古市、大船渡市、遠野市、八幡平市
 - 秋田県 能代市、横手市、由利本荘市、にかほ市、仙北市、小坂町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、上小阿仁村、東成瀬村
 - 宮城県 大郷町、大衡村
 - 福島県 須賀川市
 - 茨城県 城里町、境町
 - 東京都 千代田区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、小金井市、奥多摩町、檜原村
 - 福井県 おおい町
 - 長野県 飯山市
 - 静岡県 小山町
 - 三重県 志摩市、南伊勢町
 - 京都府 宇治田原町、井手町、南山城村
 - 大阪府 太子町
 - 兵庫県 明石市、加西市、三木市、高砂市
 - 奈良県 田原本町
 - 岡山県 新見市、井原市、矢掛町、吉備中央町
 - 広島県 安芸高田市、三次市、庄原市、府中市、神石高原町
 - 山口県 和木町、周防大島町、阿武町
 - 徳島県 鳴門市、小松島市、阿南市、美馬市、三好市、勝浦町、石井町、神山町、海陽町、板野町
 - 高知県 田野町、奈半利町
 - 福岡県 田川市、川崎町、大任町、香春町
 - 長崎県 島原市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、雲仙市、南島原市
 - 熊本県 宇城市、芦北町、津奈木町、五木村、球磨村
 - 大分県 豊後高田市
 - 宮崎県 高原町、川南町
- * 各園の副食費が自治体の補助の上限を超えることで保護者の負担が発生する場合もある。

内閣府のパフレット



「表現の不自由展・その後」に対する市長の中止要請について

「公権力による表現の自由の侵害」

表現の内容に異議を唱えて展示の中止を求めるのは、事実上の「検閲」だ

【田口議員】8月1日から開催されている国際芸術祭、あいちトリエンナーレの企画展の一つである「表現の不自由展・その後」が、わずか3日で中止に追い込まれました。日本軍「慰安婦」を題材にした「平和の少女像」や昭和天皇の写真を使った作品などの展示が公表されると、テロ予告や脅迫を含むファックスや電話が実行委員会や愛知県庁などに殺到しました。暴力や脅迫で自由な表現の場を奪うことは断じて許されません。

今回とりわけ重大なのは、政治家が展示の内容に介入したことです。その一人が河村たかし名古屋市長であります。市長は8月2日、展示を視察した後、「平和の少女像」などの展示について「日本国民の心をふみにじる行為」などと述べ、実行委員会会長である大村県知事に即時中止を含めた対応を求める要請を行いました。

この企画展は、美術館などで展示を拒否されたり、一度展示されたものを撤去されたりした作品をその経緯とともに展示し、「自由をめぐる議論の契機を作りたい」として企画されたものであり、実行委員会も県も市も、個別の作品への賛意を示したものではありません。

企画展の中止を求めた市長の行為は、憲法21

令和元年8月2日
あいちトリエンナーレ実行委員会会長
大村 秀章 様

名古屋市長 河村 たかし

あいちトリエンナーレ2019
「表現の不自由展・その後」について

本事業は、本市の負担金2億円余を含む10億円を超える多額の税金が使われている展示会である。その一企画である「表現の不自由展・その後」は、表現の不自由という領域ではなく、日本国民の心を踏みにじる行為であり許されない。行政の立場を超えた展示が行われていることに厳重に抗議するとともに、即時、天皇陛下や慰安婦問題などに関する展示の中止を含めた適切な対応を求める。

条が保障する表現の自由を侵害するものではありませんか。さらに、憲法21条は検閲を禁止していますが、市長が、表現の内容に異議を唱えて展示の中止を求めるというのは、事実上の検閲にほかならないと考えますが、市長の見解を求めます。



検閲ではない。議会のチェックも同じこと（市長）

【市長】全く検閲ではありません。公共事業は、必要最小限としても、誰かがチェックしてます。議会がそうです。市役所だって予算作るためにいろいろヒアリングして申込書を書いてもらってやとる。それが検閲というなら、議員としていま検閲していると言ったらどうだね。

公共施設の管理・利用方法にすり替えるな。時の政権に批判的な内容の展示はするなということか

【田口議員】市長は、8月5日の記者会見では、表現の自由について、「絶対的に何をやってもええという自由ではありません」「表現の自由は、一定の制約がある」と言いました。今回の市長の中止要請は、表現の自由への制約という点からのものだと私は認識しました。ところが、8月8日に市長が公表した文書では、県知事にたいする中止要請の趣旨は、「『表現の自由』の規制そのものを目的としたものではない」と弁明しているのです。この文書では、「『公共施設』の管理・利用方法が不適切である旨を指摘」したとして、「愛知県が主宰者として、愛知芸術文化センターという公共の場を提供し、かつ、公衆の嫌悪感を覚えさせる作品の展示に住民の税金を拠出するといった『便益供与』を行うことは、行政（愛知県・名古屋市）に求められる政治的中立性と、それに対する社会の信頼を著しく損なうもの」と述べています。これは、表現の自由にかかわる問題を、公共施設の管理・利用方法にすり替えるものと言わなければなりません。

さらにその後の記者会見で市長は、憲法15条

の「公務員は全体の奉仕者」という規定を持ち出して、日本国直営の展覧会だから、みんなが納得したものをやらなければいけない。日本国直営の展覧会だから中止を求めたという趣旨の発言をされています。

さきほども市長は日本国直営といいましたがトリエンナーレはそうではありません。こうした不適切な表現はこの議場ではやめていただきたいと申し上げておきます。

それでは市長に伺いたい。国や自治体が主催者の一員となった展覧会では、時の政権の立場に批判的な内容の展示はしてはならない。「政治的中立性」が担保された作品しか展示してはならないというのが、市長のお考えですか。

政治的中立性は意識しなければいけない (市長)

【市長】自治体がか主催者という認識があるかないかで全然違うんです。あたかも民間の1展覧会に展示したのを止めたというように見えるマスコミの報道も、ままあるんです。

政治的中立性については、意識はせないかんでしょう。行政がか主催したものの場合は、より強く意識はせないかんだということですが、憲法15条2項に、公務員は全体の奉仕者であって一部に奉仕者ではないとあります。地方公務員法にも政治的中立性について明記した条文があります。意識はせないかんとは思います、これが政治的中立かどうかは、非常に多岐多様に複雑に分かれますので、この辺にしときたいと思います。

“金は出しても口は出さない、という原則を守るべき

【田口議員】表現の自由は、「公共施設であること」や「税金が投入されていること」を理由に制限されるべきものではありません。大村県知事は記者会見で、「公権力を持ったところであるからこそ、表現の自由は保障されなければならない」「税金でやるからこそ、憲法21条はきっちり守られなければならない」と述べましたが、これが正論であります。

市長、多様な表現の機会を保障することこそ国や自治体の責務ではありませんか。芸術・文化への公的助成にあたって、国や自治体は“金は出し

ても口は出さない、という原則を守るべきではありませんか。

こんなことがなかったら何も言いません

【市長】金は出しても口は出すなというのは、ケインズが言った言葉です。ナチス・ドイツが芸術を利用したという悲劇をもとに、芸術は大変貴重なところもあり、アーツカウンシルをイギリスで作ろうという時に、金は出すが口は出すなといった。

それは、極力出しません。こんなことがなかったら何も言いませんよ。隠して出すと、はっきり当事者が行つとるんですよ。このようなことをやられたときにちょっと待つてちょうよというのは社会的義務ではないですか。言わないほうがおかしい。

日本軍「慰安婦」問題の市長の歴史認識

市長は「河野談話」が認定した事実すら認めないのか

【田口議員】市長が問題だと判断した展示物の一つが、「平和の少女像」です。8月8日の文書で市長は、「従軍慰安婦」の問題自体が、その存否（存在するか存在しないか）・評価を含め、高度にセンシティブな政治的な問題を含んでいる。多くの日本国民の国民感情を甚だ侵害する恐れが強くあるから、「公共の場所に相応しくない作品である」と述べています。記者会見では、「日本国、名古屋市、愛知県が従軍慰安婦の存在を認めたと見られるような展示は差し迫った危険がある」とまで言っています。

これらの発言を聞いて私は、日本軍「慰安婦」の問題はそもそも存在しないというのが市長の歴史認識ではないかと受け止めました。しかし、「慰安婦」問題は存在しないという立場は、日本政府の公式の立場とも異なります。「慰安婦」問題についての政府の見解は、1993年8月4日に出された河野洋平官房長官談話で示されています。

「河野談話」では、1991年12月から行ってきた政府による調査の結論として、次の5つの事実が認定されています。

第1は、「慰安所」と「慰安婦」が存在した事

実です。「河野談話」では、「長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた」と述べています。

第2は、「慰安所」の設置、管理などへ軍が関与した事実です。「河野談話」では、「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」と述べています。

第3は、「慰安婦」とされる過程が「本人たちの意思に反して」いた、すなわち強制性があったという事実です。「河野談話」では、「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあった」と述べています。

第4は、「慰安所」における強制性、慰安婦が強制使役の下におかれていた事実です。「河野談話」では、「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」と述べています。

第5は、日本を別にすれば、多数が日本の植民地の朝鮮半島出身者であり、募集、移送、管理等は「本人たちの意思に反して行われた」、すなわち強制性があったという事実です。「河野談話」では、「戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」と述べています。

これらの事実の認定のうえにたつて、「河野談話」は、「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多（あまた）の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる」と表明しています。

さらに、「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴

史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」と述べています。

「河野談話」についてはその後、国会で当時の日本維新の会の議員から「見直し」が求められ、検証が行われましたが、それでも政府は「河野談話の継承」を表明せざるをえませんでした。

そこで、市長にお尋ねします。市長は、日本政府の見解である「河野談話」が認定した事実、私が談話から引用して示した5つの事実を認めますか。

軍に強制的に従軍慰安婦とされたことを示す歴史文書は存在しないと全面広告に賛同した（市長）

【市長】慰安婦問題では、あたかも共産党のような主張をされたが、事実だけ申し上げますと、私は2007年6月14日、日本の国会議員らがワシントンポストに掲載した全面広告に署名しています。それは第2次世界大戦中に日本軍によって強制的に従軍慰安婦とされたことを示す歴史文書は存在しないと訴える全面広告です。衆議院ではありませんので、この辺にしときたいと思います。

「慰安婦」問題の本質は「慰安所」で性奴隷状態とされた事実にある。「平和の少女像」を見た人たちの多様な感じ方まで否定するのか（再質問）

【田口議員】市長は日本軍慰安婦問題で、私の質問を共産党の主張だというのが、私が質問で述べたのは政府の主張を述べたのです。政府の見解、河野談話。これに対して市長は答弁されなかった。記者会見では、この間、市長は韓国をはじめ、アジア各地の女性を強制的に連れていったというのは事実と違うなどと語っています。しかしこの議場では答弁を避けられた。ということは市長の主張に論拠がないからだと受け止めさせていただきます。

「慰安婦」問題の本質は、「強制連行」の有無にあるわけではありません。「慰安所」における強制使役、すなわち性奴隷状態とされたという事実にあります。「慰安婦」問題は今、政治問題になっていますが、本来は人道問題なのです。

そのうえで、市長が問題にされた「平和の少女

像」という作品について伺います。

「平和の少女像」を制作した韓国の彫刻家キム・ソギョンさんとキム・ウンソンさん夫妻は、新聞のインタビューに答えて次のように語っています。

「日本の一部の政治家や保守系のメディアは、少女像を『反日の象徴』などといいますが、それは違います。『慰安婦』被害の歴史を記憶し、人権のためにたたかい続けるハルモニ（おばあさん）をたたえ、運動を継承するためのものです。少女像には、ハルモニの苦しく長かった人生や未来への夢など、すべてを込めました」。

わずか3日間の展示でしたが、「不自由展」で少女像を見た人たちはどんな様子だったか。少女像の前では、その髪や肩、握りしめた拳をなでる人、解説をじっと読む人の姿があった。少女像に紙袋をかぶせた客に対し、別の客が抗議してやめさせる場面もあったと報じられています。

少女像を見て、市長は、日本国民の心を踏みにじる「反日」作品だと感じられたようですが、少なくとも人たちは、つらい人生を歩んできた被害者への「共感」を抱いたのではないのでしょうか。市長は、「平和の少女像」という作品が、これを見た人たちに与える多様な感じ方まで否定されるのですか。お答えください。

慰安婦はないほうがいい。何百人も強制連行されたというウソの証言が広まってしまったが、少女像は外務省がやめてくれと言っている像だ

【市長】慰安婦さんというのは悲しい歴史上の事実として、ないほうがいいですよ。残念ながら世界のいろんなところで存在していた。なくそうという努力をしようではないかと言っている。その前提において、濟州島で何百人と強制連行した人が、実はウソだったと自分で言って、朝日新聞が謝罪して訂正までした。しかし、30年もたつてから全世界に広がってしまった。そういう状況の中でするので、衆議院じゃないので、とにかくワシントンポストを読んでちょ。それに尽きる。

平和の少女像というのは、だれが考えても慰安婦の像のことじゃないですか。今あれがどうなっているかといえば、世界各地の銅像に、セクシャルスレイブとか20万人アジアから強制連行したとか書いてあるが、外務省がやめてくれと言ってい

る像のことじゃないか。

多様な感じ方をしたことまで否定するのか（再質問）

【田口議員】その像を見た人たちが共感を抱いた人もいるわけです。平和像を見た人たちが多様な感じ方をしたことまで否定するのか。

事実でなかったという気持ちを持つてる人がものすごくいる（市長）

【市長】田口さんのいわれる感情を持つ方も見えるでしょう。しかし、もっとおびただしい数の日本の皆さんが、それは事実でなかったという気持ちを持っておられる方がいると思いますよ。その皆さんの表現の自由は踏みにじられちゃうんじゃないですか。

日本人の心が踏みにじられたという中に、天皇陛下の写真をバーナーで燃やして、後で踏んづけるのはいかんですよ。特攻隊の6000人以上がなくなっているけど、その人たちを間抜けな日本人の墓ということも著しく日本人の心を踏みにじると思いますよ。少なくとも公共が主催する場でやるようなことではありませんよ。

「心からのお詫びと反省の気持ち」にふさわしい行動をとっていないことが問題。市長は、表現の自由の重要性を認識していない（再質問）

【田口議員】市長は少女像について日本政府が撤去を求めているとおっしゃいました。問題は、安倍政権が、「河野談話」や2015年の日韓外相合意で表明した「心からのお詫びと反省の気持ち」にふさわしい行動をとっていないことが、問題をこじらせているのです。

ただ、市長も、少女像を見た人たちの多様な感じ方までは否定されませんでした。

文化芸術とは何か。文化芸術基本法では「文化芸術は……人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの」と謳っています。トリエンナーレで展示された少女像も、れっきとした芸術作品であります。

市長は、「自費で、民間ギャラリーなどで作品を発表することは自由」と言いますが、表現活動

の場所を提供し、お金も出して、表現の機会を保障してこそ、表現の自由が成り立つのではないのでしょうか。文化芸術基本法では、「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ」、施策を推進していくことを国や自治体に求めています。行政が主体の展覧会でこそ、表現の自由は最大限に保障されなければなりません。

市長、あなたは行政が主催する展覧会では、「政治的中立性について、意識しなければならぬ」と答弁されました。「政治的中立性」を口実に、行政が表現の機会を保障しないということは、表現の自由の重要性を認識していないことになるのではありませんか。お答えください。

公共の芸文センターでやられたとなると、認めたことを応援することになる（市長）

【市長】共産党の主張だけが表現の自由みたいな言い方をされますが、そうでない人の表現の自由もものすごくあるんですよ。公共がやりますと、その主張が、名古屋のど真ん中、芸文センターで

やられたとなると、認めたことを応援することになる。そうでない人の表現の自由はどうなるんですか。多様なことを大事にせないかんじゃないですか。それが憲法15条2項に書いてあるでしょう、全体の奉仕者と。一部の奉仕者、共産党の奉仕者じゃないと書いてあるではないか。ええ加減にしてもらわないかん。

まさに公権力による表現の自由の侵害。再開を求める（意見）

【田口議員】芸術は行政が主催する集会、名古屋まつり、こういうところなら市長が問題だといってもいいかもしれないが、今問題になっているのは芸術活動の場だ。芸術活動というのは、文化基本法でも、表現の自由の重要性を深く認識してやらなければいけないと言っているわけで、どういう内容で表現するかどうか、作品の中身、これについてはトリエンナーレでもそうだが、お願いをした芸術家の判断に委ねるところだと思う。

市長は、行政が主体となった展覧会で少女像を展示することは、「行政が認めた」と誤解を与える



ワシントンポスト紙の全面広告
(2007. 6. 14)

「従軍慰安婦」強制を否定・・・自民・民主議員ら 米紙への意見広告 批判・怒り世界から / 米副大統領も「不愉快」

「従軍慰安婦」の「強制連行はなかった」と主張する自民、民主両党の「靖国」派の国会議員らの米紙ワシントン・ポストへの意見広告に、米国内外から批判の声が上がっています。この意見広告は今月14日付に掲載されたもの。ジャーナリストの櫻井よしこ氏、元駐タイ大使の岡崎久彦氏なども名を連ねました。掲載後、元「慰安婦」、韓国紙などから批判の声が上がり、米副大統領の怒りも伝えられています。米下院外交委員会ではこの26日に「従軍慰安婦」問題で日本政府に謝罪を求める決議が採決される予定です。

意見広告に名を連ねているのは、自民、民主、無所属の四十四人の議員です。「慰安婦」問題で日本軍による強制と関与を認めた河野官房長官談話（一九九三年）の撤回を強く主張してきた稲田朋美（自民）、松原仁（民主）の両氏から、日本会議国会議員懇談会（日本会議議連）会長の平沼超夫氏（無所属）まで「靖国」派国会議員が勢ぞろいしています。

意見広告は、「事実」との表題で、米下院の「慰安婦」決議案が日本軍による“若い女性への性奴隷の強要”や、“二十世紀最大の人身売買の事件の一つ”などと指摘しているのは、「故意の歪曲（わいきょく）」だと主張しました。

さらに、「日本軍による強制を示す歴史資料は見つからない」「慰安婦は“性奴隷”ではなく公娼（こうしょう）である」などと述べています。

「慰安婦」問題をめぐっては、三月に安倍晋三首相が「強制性はなかった」と国会答弁したことを機に、米メディアが注目。ワシントン・ポスト紙社説が、安倍首相が北朝鮮の拉致問題に熱心なのと対照的に「日本自身の戦争犯罪には目をつぶっている」として、「二枚舌」と批判したのをはじめ、主要各紙が社説で日本政府のこの問題での不誠実な態度をいっせいに批判していました。

この意見広告が掲載された二日後の十六日、米下院外交委員会のラントス委員長（民主党）が、同委員会に付託されている従軍慰安婦問題に関する対日謝罪要求決議案を二十六日に採決に付すことを明らかにし、「多数の賛成で通過するだろう」と述べました。

同決議案の賛同議員は急増し、二十二日までに、百四十五人に達しています。ラントス委員長自身も新たに共同提案者になっています。

決議案が委員会で可決されると七月中にも本会議で採決される可能性があります。

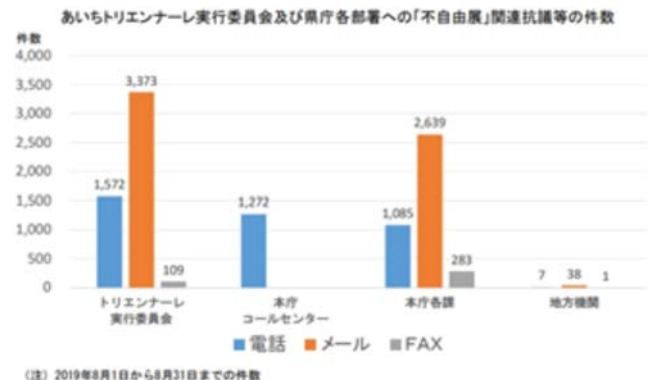
2007年6月24日（日）「しんぶん赤旗」。

と言っています。それは、あなたが日本軍「慰安婦」問題はなかったとする歴史修正主義の色眼鏡で見ているからではありませんか。芸術作品に対する評価は、見た人に判断してもらえばいいのです。

今回の「不自由展」の中止は、市民の見る権利も奪ってしまいました。市長が行った中止要請は、

表現の機会と見る権利を奪った。まさに公権力による表現の自由の侵害であります。

最後に、「表現の不自由展・その後」については、来館者や職員の安全を確保する措置を講じたうえで、再開されることを求めて質問を終わります。



中止に反対する国内外のアーティスト・メディア・各種団体からの抗議の状況

アーティスト・芸術業界	メディア	各種団体
あいちトリエンナーレ2019参加アーティスト 88名 日本美術会 日本ペンクラブ協会 日本劇作家協会 美術評論家連盟 (AICA JAPAN) CIMAM (国際美術館会議) 美術家井口氏 (Change.orgによる署名の提出) 関西美術家 平和会議 第68回関西平和美術展実行委員会 美術集団8月運営委員会 NPO法人Art-Set O (アートセットゼロ) アーティスト・ギルド 引込線2019実行委員会 新制作協会有志	日本マスコミ文化情報労組会議 日本イメージ・ジャーナリスト協会 (JVJA) 日本ジャーナリスト会議・東海	愛知県弁護士会 愛知県保険医協会 「表現の不自由展・その後」の再開をもとめる愛知県民の会 日本共産党愛知県委員会 日本国民救援会天白支部 再開をもとめる愛知県民の会始め174団体による共同要請 (9/9) 自由法曹団愛知支部 新日本婦人の会中央本部 東京弁護士会 公益法人財団YWCA 日本軍「慰安婦」問題解決問題行動 アムネスティ・インターナショナル日本 アクティブ・ミュージアム「わたしの戦争と平和資料館」 暮らしと法律を結ぶホウネット 埼玉アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会 常任理事会 日本バプテスト連盟理事会 表現の自由を市民の手に全国ネットワーク 京都府宇治市「平和の集いin宇治」開催実行委員会 「横浜事件と言論の不自由展」実行委員会 CWJC (Comfort Women Justice Coalition)

参考 (河村市長が行ったの抗議についての説明) 8月8日
 あいちトリエンナーレ 2019「表現の不自由展・その後」について

あいちトリエンナーレ 2019「表現の不自由展・その後」(以下「本件事業」と申します。)について、実行委員会会長代行として、あいちトリエンナーレ実行委員会会長に対し抗議の申し入れを行った経緯等につき、以下のとおりご説明します。

- 1 対象事業
 - あいちトリエンナーレ 2019「表現の不自由展・その後」
 - 主催：あいちトリエンナーレ実行委員会 (会長：愛知県知事 大村秀章)
 - 構成：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、一般社団法人

中部経済連合会、中日新聞社、日本放送協会名古屋放送局、独立行政法人国際交流基金、愛知県立芸術大学、愛知芸術文化センター、公益財団法人愛知県文化振興事業団、公益財団法人名古屋市文化振興事業団等

- 2 憲法21条が保障する「表現の自由」に関する見解
 - 憲法21条が保障する「表現の自由」が問題となる典型的な場面は、公権力(本件事業の場合、愛知県・名古屋市等)が、私人の「表現」を「規制」(＝侵害)する場面です。これに対し、本件事業で問題となった「表現」と公権力(特に愛知県)と

の関わりは、企画者・作者（表現主体）に「表現」の場として「公共施設」（愛知県立芸術文化センター）を提供し、かつ、「表現」のために必要となる経費を「公金から支出」といった形での「便益供与」です。

したがって、私からあいちトリエンナーレ実行委員会会長である大村知事に対して抗議を申入れた趣旨は、「表現の自由」の「規制」そのものを目的としたものではなく、「公共施設」の管理・利用方法（「便益供与」の対象基準）が不適切である旨を指摘するものです。

なお、特定の作品を後述のような理由から「本件事業」の対象から外したとしても（「便益供与」を撤回しても）、その作者は、自費で、個別に私営の個人ギャラリー等で作品を公表（「表現」）することは自由であり可能ですから、地方公共団体（大村知事）が、公共事業として相応しくない作品への「便益供与」を中止することは、憲法が禁止する「検閲」とは全く関係ございません。

3 問題と思われた主たる展示物

愛知芸術文化センターで、私、名古屋市長河村たかしが、直接、目視・確認した、展示物のうち、特に問題があると判断した展示物は、次のとおりです。

(1) 「平和の少女像」

この作品は、韓国民の政治的主張を目的として、世界各地に置かれている「従軍慰安婦像」と全く同じポーズ・衣装を纏った人形です。「従軍慰安婦」の問題自体が、その存否・評価を含め、高度にセンシティブな政治的な問題を含むと同時に、このような作品自体が、先鋭な対立関係を背景とした政治的主張を伴い、その対立関係をより先鋭化させる契機となる可能性を否定できず、現実には、多くの日本国民の国民感情を甚だ害するおそれが強くあり、この意味で「公衆に陰悪の情を催させる」ものとして、公共の場所に相応しくない作品であると思われました。したがって、愛知県が主宰者として、愛知芸術文化センターという公共の場所を提供し、かつ、公衆の嫌悪感を覚えさせる作品の展示に住民の税金を拠出するといった、「便益供与」を行うことは、行政（愛知県・名古屋市）に求められる政治的中立性と、それに対する社会の信頼を著しく損なうものと考えられます。

(2) 「焼かれるべき絵」および「遠近を抱えて」

昭和天皇と推察される写真の顔の部分の部分が切り取られ一部が焼かれているように見える作品（「焼かれるべき絵」）と、昭和天皇の写真が炎に包まれているような場面を含む映像作品（「遠近を抱えて」）が、鑑賞者の前後に連続的に配置されていました。もとより、天皇は、「日本国の象徴」であり、かつ、「日本国民統合の象徴」（憲法1条）でありまして、戦後の復興に果たした昭和天皇の偉業に対して畏敬の念を抱く日本国民も少なくないものと思われまます。

このような「象徴」的存在である昭和天皇の「肖像写真」が意図的に燃やされているように見える状況を描いた作品は、その主題自体が甚だ礼を失する遺憾なものであり、日本国民・社会公衆の多くに著しい侮辱感・嫌悪感を与えるものだと思われまます。そして、このような国家の象徴的存在の形見を燃やすことは、国家の統合の象徴である「国旗」を燃やす所業に類するものとしてパラレルに考えられますので、例えば、刑法上も外国国章損壊罪（刑法92条）等で処罰対象としていることに示されるとおり、健全な社会通念に照らし、許容限度を完全に逸脱しているものと理解されます。

もともと、このような作品であっても、「表現」としては、もちろん十分に尊重すべきものであるという理解もありえますが私としては、地方公共団体が「便益供与」の対象とするに相応しい「芸術作品」であるとは到底思えまません。

4 結論

本件事業の対象作品の中には、上記のごとき重大な問題を含むものが散見されていたにも関わらず、本件事業の会長である大村知事が、その一存で、本件事業に係る企画を主宰・独断専行・推進したことに対して、私、名古屋市長河村たかしは、「会長代行」として、遺憾の意を表すとともに、大村知事に対しては、速やかに、本件事業の実行委員会会長としての責任において、運営会議を開催して、本件事業を開催するに至った経緯と、大村知事の一存で撤回した経緯・理由について明らかにするよう強く求めまます（もとより、私は、暴力・脅迫によって言論・表現を抑圧する一切の行動に対しては、行政として、断固たる対応・態度をとるべきものと考えております。）

**参考（大村知事の見解） 9月10日
あいちトリエンナーレ 2019「表現の不自由展・その後」について**

標記の件について、河村たかし名古屋市長から8月2日付けで私あてに中止を求める文書が発出されました。

また、8月8日付けで市民向けに市長ご自身の考え方を現わす文書が市のホームページにも掲載されました。

そしてこれらを見られた県民の方々から、知事や県はどのように考えておられるのでしょうか、という問い合わせがありました。

そこで、これら一連の文書の内容を拝見したところ、日本国憲

法を解釈する上でいくつかの疑義が散見されました。

このような間違った情報を市民に発信されていることを憂慮し、私の考え方を次のようにまとめました。広く県民の方々にご覧いただければ幸いに存じます。

1. 展示を中止した経緯

今回、「表現の不自由展・その後」（以下「本件展示」といいます。）を中止した経緯は、繰り返しご説明してきたとおり、本

件展示の開始後、テロの如き加害行為を想起させる脅迫、嫌がらせの電話や電子メール、ファックスが事務局や県庁に殺到し、本件展示はもとよりトリエンナーレ自体の安心・安全な運営が脅かされたためです。威力業務妨害罪の容疑により逮捕者1名がでていますが、その後も脅迫・嫌がらせ的な電話等は継続しており、現時点では安心・安全な運営の確保についてまだ確信を持てる状況に至っていません。なお、こうした一連の経緯については、外部有識者によるあいちトリエンナーレのあり方検証委員会において検証していただいているところです。

また、トリエンナーレは、実行委員会において、関係者での協議を経て事業計画や予算等をその都度議決しながら進められてきたもので、愛知県や実行委員会会長である私の一存で決まったものではありません。なお、本件展示の中止については、来場者の安全確保等の観点から実行委員会会長である私と芸術監督が相談して決めましたが、上記のとおり緊急避難的な対応としてやむを得ないものと考えています。

2. 本件展示と表現の自由について

日本国憲法21条は、1項で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とし、2項において、「検閲は、これをしてはならない。」と規定しています。表現の自由が基本的人権として保障されていることの重要性は、あらためて説明するまでもないことと思われそうですが、憲法21条2項が検閲を禁止する条項をわざわざ設けていることには、特別の意味があると考えられます。それは、日本では過去に検閲制度が実際に存在し、その弊害が極めて大きなものであったという反省に基づいたものです。表現の自由が保障されていることからすれば、検閲の禁止は当たり前のことで特に規定する必要性はないといえますが、歴史的経緯への反省に基づき、表現の自由を侵害する行為の中でも検閲は特に許されないことを明示したものの、いいかえれば、表現の自由を侵害する公権力の行使、作用、活動はすべて憲法21条1項でもともと禁止されており、その中でも検閲については、歴史的経緯から特に2項で厳しく禁止することを確認したものと考えられます。

したがって、検閲にさえ当たらなければ問題ないかの如き理解があるとすれば、本末転倒といわざるを得ません。憲法21条2項という「検閲」の解釈については様々な解釈がありますが、公職にある者は、何故に表現の自由が保障されているのか、何故にわざわざ検閲が明示的に禁止されたのか、その歴史的意味を深くかみしめる義務があると考えます。今般、本件展示の内容が「日本国民の心を踏みにじるもの」といった理由で展示の撤去・中止を求める要求がありましたが、もし事前に展示内容を審査し、そのような理由で特定の展示物を認めないとする対応を採ったとすれば、その展示物を事前に葬ったとして世間から検閲とみられても仕方がなく、いずれにせよ憲法21条で保障された表現の自由の侵害となることはほぼ異論はないものと考えます。

また、トリエンナーレで展示をしなくても私的な負担と場所で

展示できるから問題ないという考え方もあるようですが、これも基本的人権や「公」の概念をまったく理解していないといわざるを得ません。

憲法は、表現の自由だけでなく、19条で思想・良心の自由を保障し、14条で法の下での平等も保障しています。したがって、公権力は、補助金の交付といった便益の供与・サービスの給付的な局面で用いられる場合でも、こうした基本的人権に反することが許されないことは当然です。そして、表現の内容、思想や良心に立ち入り、表現や思想等の内容次第で便益の供与やサービスの給付の取り扱いを判断し区別することは、これら基本的人権の保障に反することは明らかです。公的な場であるからこそ、多様な表現が保障されるべきことが、憲法の要請と考えます。

3. トリエンナーレの意義について

トリエンナーレは、多様なアートに直接触れ、あるいは体験することによって、文化芸術の振興、浸透、地域の魅力の向上などを図るものです。

いうまでもなく、芸術の価値に対する評価は百人百様です。したがって、誰もが芸術的価値を認めるものだけの展示を認めることになれば、こうした展示展は成立しません。したがって、テーマや展示の選択など芸術的内容に関わる点は、芸術分野の専門家を中心としたメンバーで選ばれた芸術監督やキュレーターによる議論・検討を経て決定されています。愛知県は、施設や財政面、事務局スタッフの人的支援といった観点で中心的な役割を担っていますが、愛知県や私が芸術的価値について当否を判断して展示内容を決定したものはありません。芸術的価値に対する評価については、実行委員会会長あるいは首長といえどもそれを評価・判断して決定すべきでなく、展示内容の取捨選択は最終的には芸術分野の専門家に委ねるべきで、実際にそのように進めてきました。

4. まとめ

今回、来場者や出展者、トリエンナーレに関わった多くの関係者の方に混乱が生じたことは大変遺憾に思っていますが、脅迫的な攻撃が集中的になされたことは、あってはならないことです。表現の自由、思想・良心の自由、法の下での平等といった基本的人権は、突き詰めれば「個人の尊厳」に行き着くと考えられます。人は誰もが異なる存在であり、そうした多様性を互いに認めて尊重すべきです。多様な人がいれば、あつれきも生じますが、それは冷静な対話により建設的に解消されるべきものです。モノは破壊できても人は破壊できません。

また、公権力を行使する職にある者にも、表現の自由、思想・良心の自由、政治的な意見は個人として当然保障されるべきです。私も個人的な意見等はもちろんあります。ただ、他方で、公権力を行使する立場にある者、特に行政権を執行する職にある者は中立性が求められます。思想や良心の中立性ではなく、行政権を公正に執行すること、すなわち、例え自分の思想や信条、政治的立場と異なる相手であっても、法に従って公正に職務を行うという

職務執行上の中立性です。

こうした観点から、首長としての行為や発言と、個人的な行為や発言とは厳に区別されるべきですし、多様な価値観や意見の衝突があるのであれば、個人的な意見表明を行う場合でも公私の区別を明確にして謙抑的に行われるべきです。自らの思想や信条をそのまま具体的な職務執行やその要求に直結させることには疑問を持たざるを得ません。

私自身の自省もそうですが、トリエンナーレを、表現の自由の在り方、芸術展の在り方等について、多くの人があらためて考えてみる機会にさせていただきたいと思っております。

5. 今後について

なお、9月に「表現の自由に関する公開フォーラム（仮称）」を開催いたします。そこでは、今回の「表現の不自由展・その後」でのような日本各地での展示中止事例やその背景を探ります。作家やキュレーターを招き、県民の皆様（鑑賞者）とともに自由に意見を語り合う場にしたいと考えております。

さらに10月には、あいちトリエンナーレで展示中止とした作家やこうした問題に精通する海外ジャーナリストを招いて、「表現の自由に関する国際フォーラム（仮称）」を開催いたします。このフォーラムでは、世界各地が直面する深刻な現状について議論し、そのうえで、表現の自由の実現に向けてアートに何ができるのかを確認したいと考えています。また、各国政府や世界の人々に対し表現の自由をアピールする「あいち宣言（あいちプロトコル）」を提案したいと思います。

実は、本来、こうした作業は「表現の不自由・その後」の前に行うべきでした。そうすれば誤解や混乱は避けられたかもしれません。しかし、今からでも遅くないと思います。

私たちは、今回のあいちトリエンナーレでの出来事を、表現の自由に関するメッセージを世界に届ける機会にしたいと考えています。その作業に、是非作家の皆様、キュレーターの皆様、そして多くの県民の皆様（全鑑賞者）にご協力いただきたいと思います。

「表現の不自由展・その後」の事業費の内訳

・表現の不自由展・その後実行委員会への	
作品選定・制作・展示業務委託費	約 220万円
・展示ディスプレイ費	約 80万円
・輸送費	約 70万円
・事務的経費（作家打合せ旅費）	約 40万円
合 計	約 420万円

※上記の事業費には、会場使用料、広報PR費等の会期終了後に精算する共通経費は含まれていない。 ※この事業はすべて、民間からの協賛金を充当する予定。
* 愛知県トリエンナーレ推進室へのヒアリング、芸術監督へのヒアリングより

議案外質問(9月17日)

避難所でも快適な生活を／小学校の運動場拡幅をせず、基準に以下になった現状の改善を

さはしあこ 議員



避難所におけるよりよい生活環境の確保について

災害関連死を防ぐためも、避難所での『TKB』のしくみづくりを

(清潔で誰もが使える水洗トイレ・温かい食事が提供できるキッチン・段ボールベッドなどによる簡易ベッド)

【さはし議員】台風15号によって、甚大な被害に遭われ、今なお、避難生活を余儀なくされている多くの方々にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早く日常生活が戻ってきますことを祈念いたしまして、あらためて今回のことも含め、教訓にさせていただきます。質問させていただきます。

避難所におけるよりよい生活環境の確保について、防災危機管理局長に質問します。

本市は、南海トラフ巨大地震などあらゆる自然災害に備え、様々な減災・防災対策をすすめています。区・学区・町内会単位で取り組んでいる避難訓練もその中のひとつです。

例えば、緑区では、避難所開設訓練に加え、2011年度より、毎年、28学区が順番に宿泊型避難訓練を行っており、今年で9学区目となります。

毎回、多くの住民、行政、関係団体が参加し、実際に体育館で宿泊しながら、様々な訓練を通して、命を守る取り組みが行われています。訓練の参加者から「災害が起きた時、避難所で自分たちがどのような状況に置かれるか実体験することができた」「訓練に参加しなければ、わからなかった」という声が寄せられた一方で「体育館は、寝る場所がなくて、プールサイドで寝た」「体育館の中は、暑くてたまらない」「床で寝るために段ボールが配布されたが、身体中が痛くて何日も持たない」というリアルな声も聞き、想像していた避難所生活よりも過酷であることが訓練によって明らかになっています。

災害後、せっかく守った命にも関わらず、その後、避難所での生活などがきっかけで、命を失った方々、いわゆる災害関連死によって亡くなった方も少なく

ありません。

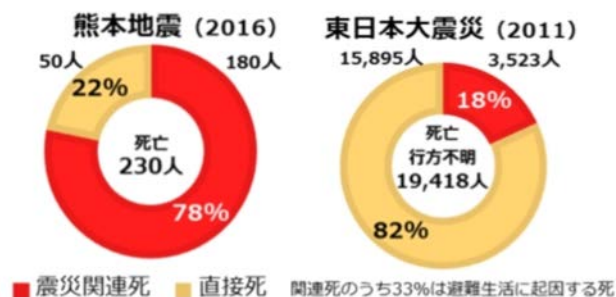
消防庁の発表によると、2019年3月時点、東日本大震災で命を失った方は、19,689人。いわゆる災害関連死は、3,723人と約2割が関連死です。熊本地震については、本年4月の時点では、直接死50人に対し、関連死は215人と約4倍が関連死によるものです。報道機関によると、阪神淡路大震災以降、実に約5,000人の方が、関連死によって亡くなっているとされています。その要因の一つが「避難所等における生活の肉体及び精神的疲労」です。

助かった命を失わないためにも、災害後、避難所のストレスをできるかぎり減らすための生活環境づくりが、関連死を減らすことにつながると考えられます。

本市では、南海トラフ巨大地震においては、避難所への避難者数は最大で約18万人と想定しています。ところが、実際、災害が起きた自治体では、想定した避難者数よりも、実際の避難者数が多かったと報告されています。

熊本地震では、熊本市の想定避難者数約58,000人に対し、最大避難者数110,750人でした。想定以上の方々が生殺し、避難所不足やせまいスペースで過ごし、また揺れるのではないかと不安やプライバシーの確保などから車中泊も多く、さらには、避難所生活が長期に渡ったとも報告されています。災害関連死を減らすためには、一時的な居場所の避難所であっても、できるかぎり安心して快適に過ごすための生活環境の確保が必要だと考えます。

緑区では、地域の方々健康危機管理サポーター



としてエコノミークラス症候群や感染症予防など避難所生活を支援する訓練もメニューに取り入れています。避難生活での身体的・精神的ストレスを減らすことによって、関連死を防ぐことにもつながると思います。

今年6月には、災害関連死を出さないために新潟大学の榛沢（はんざわ）特任教授を会長とする「避難所・避難生活学会」から、避難所のあり方を根底から変えていくべきとの緊急提言が出されました。清潔で誰もが使える水洗トイレ、温かい食事が提供できるキッチン、段ボールベッドなどによる簡易ベッド、略して『TKB』の導入です。

日本と同じく地震国であるイタリアでは『TKB』のしくみが整えられています。

パスタやワインの暖かい食事の提供、家族ごとのエアコン付きテントにベッド、広くて清潔なトイレとシャワーが一体となったコンテナなど、イタリアを目指して避難所の水準を引き上げるべきだと考えます。奇しくも今年は伊勢湾台風から60年目にあたります。伊勢湾台風を体験された方のお話しでは、避難所は、その当時からほとんど変わっていないとのことでした。今の避難所のあり方を抜本的に見直す必要があるのではないのでしょうか。

そこで、おたずねします。避難所生活が要因のひとつとなっている関連死を防ぐためにも、人間

らしい生活環境を避難所でも実現していくことが必要だと思います。私も、『TKB』は、とても大切だと思います。『TKB』の認識は、お持ちですか。



『TKB』も参考にすべき大切な視点（局長）

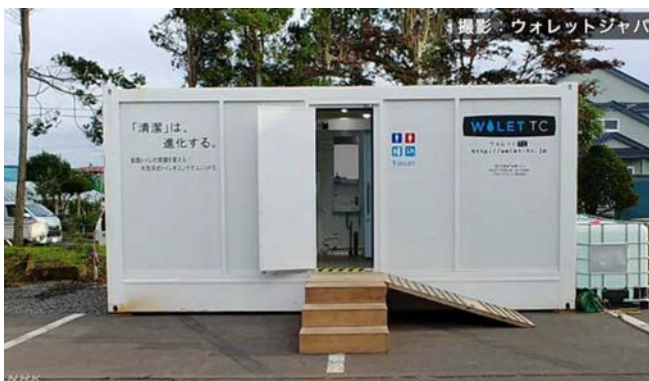
【防災危機管理局長】東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、食糧及び生活必需品の備蓄や災害用トイレの充実など、災害関連死を防ぐ取り組みを進めてきた。今年3月に策定した「名古屋市災害対策実施計画」でも、めざす姿の一つとして、「助かった命が守られること」を新たに掲げ、被災者の健康保持のための啓発など、取り組みの充実を図っている。

避難所の生活環境の確保は、内閣府が2016年に改定した指針を踏まえ、取り組みを進めている。『TKB』についても、避難所において、避難者一人ひとりの健康を守り、安心・安全を確保することは重要であり、参考にすべき大切な視点であると考えている。

『TKB』の考え方を取り入れた協定の締結を



T：清潔で誰もが使える水洗トイレ
K：温かい食事が提供できるキッチン
B：段ボールベッドなどによる簡易ベッド



【さはし】本市は、すでに避難所において、環境整備の取り組みに努力をされているのは承知しています。しかし、避難所に想定以上の方々が避難してくる可能性もありますし、生活が長期に渡ること考えられます。備蓄物資を増やせば、保管スペースの問題もあります。熊本地震を経験された方から「トイレの衛生状態は非常に悪かった」とお聞きしました。トイレは我慢することができません。多くの避難者が利用され、数も必要です。汚れたトイレに行きたくなくて、水や食事を控えることになれば健康上のリスクもでてきます。

お隣のあま市や津島市などでも、災害時にトラックの荷台が個室の簡易水洗トイレになっている「移動トイレカー」を派遣する協定を企業と結びました。本市もすでに結んでいます、拡充していくことも必要です。

また、避難した方々にとって、炊き立てのごはんなど温かい食事が栄養面でも気持ちのうえでも大切です。各務原市は、移動販売業者のキッチンカーによる炊き出しや物資の提供の災害時応援協定を締結しました。炊き出し訓練による自助努力に加え、キッチンカーで暖かい食事の提供ができるようにすることで、避難所での生活環境の水準を一步進めることにつながります。

このように、『TKB』の考え方を取り入れた協定の締結など、避難所の改善を一層進めていくお考えはありませんか。

避難者の多様なニーズに対応できるよう、物資供給事業者とのさらなる協定締結などに取り組む（局長）

【局長】発災後の時系列に応じて、避難者の多様なニーズに適切に対応できるよう、物資供給事業者とのさらなる協定締結など、関係局と連携を図りながら、避難所の良好な生活環境の確保に向けて、引き続き、取り組んでいく。

キッチンカーなど新たな業種との協定をすすめよ（要望・意見）

【さはし議員】防災危機管理局長からは、「『TKB』は、参考にすべき大切な視点。物資供給事業者とのさらなる協定締結など、関連局と連携を図りながら、避難所の良好な生活環境の確保に向けて取り組んでいきたい」との答弁をいただきました。

導入を提案するのは、避難所だから我慢しなければならないのではなく、避難所だからこそストレスの少ない生活ができる工夫がいっそう大切だからです。

今回、私は企業・事業者とのさらなる協定の推進を提案しました。今この時も、台風15号で被害に遭われた方々のために、キッチンカーが活躍しています。キッチンカーなど新たな業種との協定を拡大することを含め、避難所はこうあるべきとの前例にとらわれず、名古屋市民の尊い命を守るために、避難者に寄り添った生活環境向上のため、よりいっそう取り組んでいただくことを要望します。

小学校の運動場面積を確保するための取り組みについて

大高南小学校での運動場確保にどう取り組んだのか。小学校の運動場面積の確保に関する教育長の認識は

【さはし】小学校の運動場面積を確保するための取り組みについて、教育長におたずねします。

私は、運動場がせまくなってほしくない願っている子どもたちや保護者のみなさんの声を今もお聞きしています。

2014年9月定例会で、児童が増加する見通しの大高南小学校の運動場を例に挙げ「2014年5月1日現在の児童数は447人。6年後の2019年には児童数は現在の約2倍になる見通し。人口急増地帯のこの小学校では、何らか手を打たないと、学校設置基準が定める最低基準を下回るのではないかと危惧している」と指摘しました。「運動場として利用できそうな土地や隣接する調節池を代替地として活用してはどうか」と地域住民の提案も紹介しました。

けれども、そうした提案も残念ながら取り上げられず、最終的には、運動場内に校舎を増築せざるをえませんでした。今年、児童は840人と当時の約2倍となり、一人あたりの運動場面積も17.6㎡から、8.5㎡となり、6年前の質問で指摘した



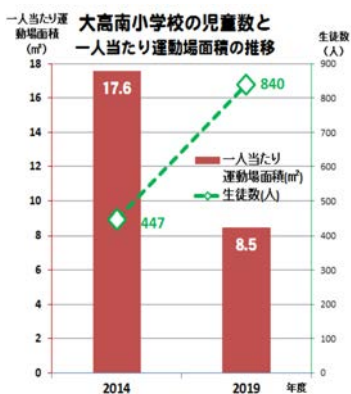
通りとなりました。

さらには、6年前、住民から提案されていた運動場として利用できそうな土地は売却され、現在、そこにマンションの新規建設が計画されています。マンション建設による児童の増加から、令和4年の児童数を962人と見込んでいます。一人あたりの運動場面積がさらに減って7.4㎡になってしまいます。当時の教育長は「既存の学校の運動場の拡張については、困難な課題があると認識し、対処に苦慮しているところ」と答弁されました。だから、私は、「周辺の土地の活用も含めて考えてほしい」とお願いしました。その周辺の土地が売却されたことで、今の状況をつくりだしてしまったのではないですか。

また、6年前に「少なくとも今までより運動場の面積を狭くすることがないようにしっかり取り組んでいただきたい」と教育委員会のさらなる努力を求めました。

そこで、教育長におたずねします。このような経過も踏まえ、大高南小学校において、少なくとも運動場を狭くしないために、これまで具体的にどのような努力をされてきましたか。お答えください。

併せて、本市の小学校の運動場面積確保に関する認識をあらためてお聞かせください。



生徒増で運動場を広く使えるよう工夫して運動場に校舎棟を増築（教育長）

【教育長】2014年当時、大高南小学校は児童数の

文科省令による運動場設置基準面積

	児童・生徒数	面積（平方メートル）
小学校	1人～240人	2400
	241人～720人	2400+10×（児童数-240）
	721人以上	7200
中学校	1人～240人	3600
	241人～720人	3600+10×（児童数-240）
	721人以上	8400

増加が見込まれ、その対応策として運動場に校舎棟の増築を行ってきた。その際、校舎や遊具の配置を工夫することで、できるだけ運動場を広く使えるように配置してきた。

市内には運動場面積が国の基準に満たない学校もあり、子ども達にとって望ましいことではないと認識している。

今後も各学校の状況を勘案しながら、子ども達が運動できるスペースの確保に向けて工夫したい。

見通しの甘さに加えて、抜本的対策が取られてこなかったことが、こうした事態につながっている（要望・意見）

【さはし議員】現在、通学している児童のことを考えてほしい。売却され、新規マンションの建設が計画されている土地は、民有地ではなく市有地でした。見通しの甘さに加えて、抜本的対策が取られてこなかったことが、こうした事態につながっていると反省していただきたいと思います。学校は、地域活動のコミュニティーの場でもあります。避難所の質問でも取り上げましたが、運動場は重要な避難スペースでもあります。私は、一局では、限界があるように思えます。全庁的に街の動向を見ていながら、他局とも連携し、取り組んでいくことを求め、質問を終わります。



各常任委員会の概要(補正予算案等の質疑)

2018年9月議会 補正予算等の委員会日程の予定 (決算は10月5日から)

月日	曜	開会時間	総務環境	財政福祉	教育子ども	土木交通	経済水道	都市消防
9月26日	水	10時 (3分演説)	1人	2人	1人	1人	1人	
		10時5分 ~30分	10時05分 質疑(総務)	10時10分 質疑(財政)	10時05分 質疑(子ども)	10時05分 質疑(土木)	10時05分 質疑(経済)	10時30分 質疑(住都)
9月27日	木	10時30分	所管(環境)	質疑(健福) 所管(病院)	質疑(教育)	質疑(交通)	質疑(水道) 所管(観光)	質疑(消防) 所管(防災)
9月28日	金	10時30分		総括質疑(財政)	総括質疑(子ども)	総括質疑(土木)	総括質疑(経済)	総括質疑(住都)
10月1日	月	10時30分	総括質疑(総務)	総括質疑(健福)	総括質疑(教育)		総括質疑(水道)	総括質疑(消防)
10月2日	火	10時30分	意思決定	11時 意思決定 所管(工事請負契約)	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定

付議された議案がない局での所管事務調査は「総合計画2023」。他局は質疑の中で実施。採決は総務局のみが行う。

3分間演説のテーマ

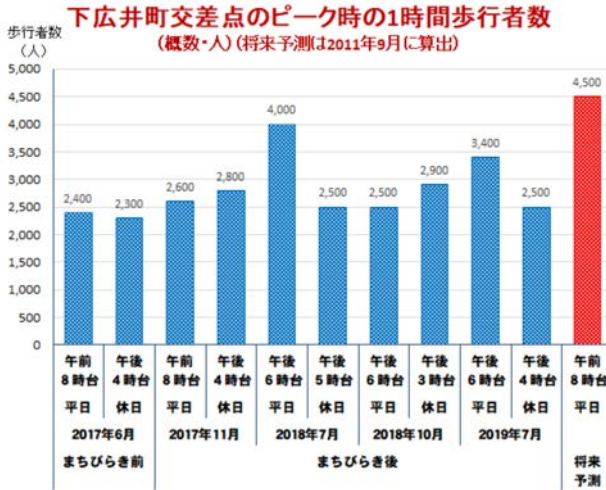
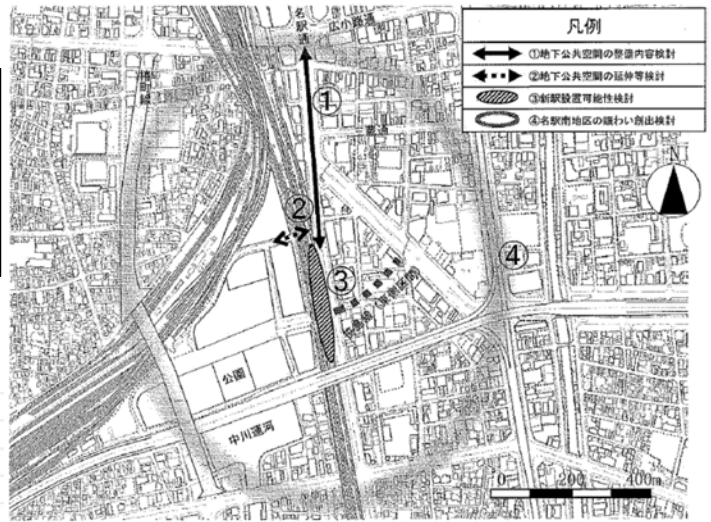
- ・総務環境委員会 名古屋市次期総合計画中間案
- ・財政福祉委員会 食の安全保障について
地域福祉について
- ・教育子ども委員会 名古屋市の公立保育園に勤務するパート職員の現状と、制度が変わる来年度からの働き方の不安
- ・土木交通委員会 防犯上から橋の色は明るい色に
- ・経済水道委員会 ヘイトスピーチについて

2019年度9月補正予算の概要 (単位:千円)

	事項	金額	左の財源		説明
一般会計	民間障害者支援施設の非常 用発電機整備等補助	20,690	国庫 繰入金 地方債	13,362 3,328 4,000	非常用発電機の整備費及び安全性に問題のあるブロック塀 の改修費に対する補助 非常用発電機整備 1カ所 ブロック塀改修 3カ所
	民間特別養護老人ホームの 非常用発電機整備等補助	87,094	国庫 繰入金	83,467 3,627	非常用発電機の整備費及び安全性に問題のあるブロック塀 の改修費に対する補助 非常用発電機整備 42カ所 ブロック塀改修 4カ所
	いじめ防止対策推進法に基 づく再調査	6,187	一般財源	6,187	名東区の市立中学生の自死事案に関して、いじめ問題再調 査委員会を設置し、再調査を実施
	ささしまライブ24地区・名 駅南地区へのアクセス改善 等検討調査	15,000	一般財源	15,000	名駅通の歩行者交通量の増加への対応及び名駅南地区の賑 わい創出に関する検討調査
	子どもいきいき学校づくり 推進審議会委員の報酬	492	一般財源	492	小・中学校の学校規模の適正化に関する事項を調査審議す る審議会委員(13人)の報酬
	一般会計 計	129,463	特定財源 一般財源	107,784 21,679	前年度繰越金21,679
特別会計	基金会計(財源の繰出)	6,955	基金積戻金	6,955	災害対策事業基金
	公債会計(起債額の繰出)	4,000	地方債	4,000	社会福祉施設整備公債
	特別会計 計	10,955	特定財源	10,955	
総計	140,418	特定財源 一般財源	118,739 21,679		

ささしまライブ24地区・名駅南地区への
アクセス改善等検討調査費

内容	金額	位置
①地下公共空間の整備内容検討 ②地下公共空間の延伸等検討 ③新駅設置可能性検討 ④名駅南地区の賑わい創出検討	2019年9月 補正予算で 1,500万円	右の図 参照



市営住宅条例の改正

原状回復が免除される主な模様替

対象となる模様替	具体例
・介護保険の住宅改修費の支給を受けて実施する模様替	・手すりの設置 ・室内段差の解消 ・扉の変更等
・障害者住宅改造補助金の支給を受けて実施する模様替	・手すりの設置 ・室内段差の解消 ・入浴リフトの設置等
・入居者の身体状況等に応じて居住環境の改善に資すると市長が認める模様替	・手すりの設置 ・玄関ドアノブのレバーハンドルへの変更 ・和式便器の洋式化等

国内の主要なタワー (総合計画案では、名駅南築地区の賑わいの一つとして1000mタワーも話題にされました)

名称	さっぽろテレビ塔	千葉ポートタワー	東京タワー	東京スカイツリー	横浜マリンタワー	名古屋テレビ塔	ツインアーチ138	京都タワー	通天閣	神戸ポートタワー	福岡タワー
立地	札幌市大通公園内	千葉市ポートパーク内	港区芝公園付近	墨田区東京スカイツリータウン	横浜市山下公園付近	名古屋市長久屋大通公園内	一宮市木曾三川公園	京都市京都駅付近	大阪市新世界中心部	神戸市メリケンパーク付近	福岡市シーサイドももち地区
機能目的	電波塔 展望台あり	展望施設	電波塔 展望台あり	電波塔 展望台あり	旧灯台 展望台あり ※改修中	電波塔 展望台あり ※改修中	展望施設	展望施設	展望施設	展望施設	電波塔 展望台あり
高さ	147m	125m	333m	634m	106m	180m	138m	131m	108m	108m	234m
建設主体	北海道観光事業(株) 現：(株)さっぽろテレビ塔	千葉県	日本電波塔(株) 現：(株)東京タワー	東武タワースカイツリー(株)	横浜展望塔(株) 現：横浜市	名古屋テレビ塔(株)	建設省、住宅・都市整備公団、一宮市	京都タワー(株) 現：京阪ホテル&リゾート(株)	通天閣観光(株)	神戸港振興協会 現：神戸観光局	福岡タワー(株)
竣工	1957年	1986年	1958年	2012年	1961年	1954年	1995年	1964年	1956年	1963年	1989年
特徴	地上60mに日本で初めての電光時計を設置点灯	千葉県民500万人突破を記念して建設	当時はエッフェル塔を抜いて世界一の高さ	自立式電波塔として世界一の高さ	横浜開港100周年記念事業として、当時、日本で最も高い灯台として建設	日本初の集約電波鉄塔で、タワーとして全国初の国の登録有形文化財	アーチ式では東洋一高い施設	大規模塔状構築物では日本初の鉄を使わないモノコック構造	世界で初の円形エレベーター、日本一の大時計	世界初のパイプ構造による2次曲線断面を持つ「つづみ型」のデザイン	海浜タワーとしては日本一の高さ
入場客数	39万人 2018年度	13万人 2017年度	222万人 2018年度	427万人 2018年度	22万人 2018年度	30万人 2017年度	13万人 2018年度	70万人 2018年度	118万人 2016年度	36万人 2017年	66万人 2017年度
入場料	720円	420円	メインデッキ 900円	天望デッキ 平日2,100円 休日2,300円	750円	700円	500円	770円	800円	700円	800円
営業利益	-	-	-	4,848百万円 2018年度	-	22百万円 2017年度	-	-	-	-	78百万円 2017年度

備考 表中の「-」は非公表のため不明。(注)モノコック構造とは、骨組がなく、筒状の塔体で力を受けとめ、全体を支える構造をいう。

総合計画案に対する反対討論(9月27日)

人口減少・少子高齢化を加速させる総合計画2023だ。 10年20年を見通し希望が持てる総合計画を

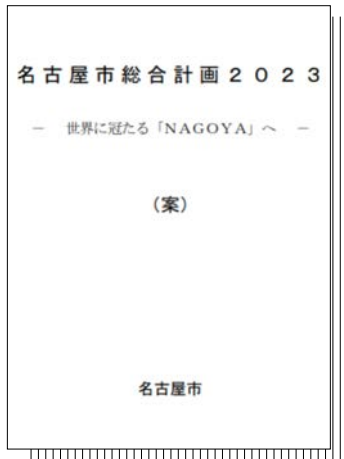
江上博之 議員



市民の不安にこたえていない

【江上議員】総合計画の原案、修正案に反対の討論を行います。

減り続ける年金、消費税増税と市民不安は増えています。10年、20年を見通した希望が持てる総合計画になっていません。「希望する誰もが結婚し安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、…関東圏への転出超過の解消などにより、社会の支え手を増や」すとしています。しかし、具体策を見ると、非正規労働・低賃金・長時間労働を増やし、人口減少や少子高齢化を加速させるものです。



非正規雇用拡大・大型地下道や天守閣木造化・金持ち減税などはやめよ

反対理由を述べます。

第1は、運営費の削減=人件費の削減となって非正規労働を増やす指定管理者制度、民間資金活用のPFI手法をさらに進めるからです。

第2は、リニア完成で、名古屋駅一羽田空港まで1時間強となります。東京一極集中はさらに進みます。ささしま地下通路建設や中部国際空港第2滑走路は必要ありません。

第3は、市民合意もない建設費505億円の名古屋城天守閣木造復元はいつ



たん立ち止まって市民の声を聞くべきです。

第4は、隠れ待機児童解消のためにも公立保育園廃止計画は中止すべきです。

第5に、金持ち優遇の市民税減税は廃止すべきです。

相生山道路の復活修正は認められない

「相生山緑地事業の推進」に係る修正案については、道路事業の存廃を棚上げしたままでの緑地基本計画の策定はあり得ず、道路事業の廃止、およびそれと一体的に推進する渋滞対策等を計画に明記すべきです。

市民に暮らしの希望を示す計画を求めて討論を終わります。

名古屋市長総合計画2023の策定についてに対する修正

第5章の「緑に親しめる環境づくりの表」にある相生山緑地事業の推進の項の一部を修正

相生山緑地の環境を保全するとともに、地域の防災性の向上や、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた園路や広場を整備するなど、誰もが人や自然とふれあえる名古屋の新しい名所とするための事業を推進	市民との意見交換 関連事業 ▶渋滞対策の検討 ▶近隣地区の通過交通対策の実施	相生山緑地の基本計画の策定 関連事業 ▶渋滞対策の実施 2リア(5か年) 効果検証 ▶近隣地区の通過交通状況の経過観察
--	---	--

を

相生山緑地の環境を保全するとともに、地域の防災性を高めることやユニバーサルデザインの観点を取り入れることにより、誰もが人や自然とふれあえる名古屋の新しい名所とするための事業を推進	市民との意見交換	相生山緑地の基本計画の策定
---	----------	---------------

に改める。

修正案の説明：相生山緑地事業についてわかりにくい。「園路」等の整備に、弥富相生山線の道路部分を含むとも、含まないと解釈することも可能で誤解を招くおそれがある。

「渋滞対策」「通過交通対策」は道路事業であり、緑地事業とは区別すべき事項。野並交差点・島田交差点の渋滞対策及び相生山緑地近隣地区の通過交通対策は、総合計画に関わらず、継続事業として引き続き取り組んでいくことは確認されている。

相生山緑地の事業について

都市計画決定の経緯	年月日	都市計画面積	内容
	1940年12月7日	125.62ha	当初決定
	1957年9月24日	123.44ha	弥富相生山線決定に伴う変更
	2004年2月10日	123.70ha	弥富相生山線の線形変更に伴う変更
事業の経緯	年月日	事業認可面積	内容
	1994年2月18日	5.6ha	弥富相生山線沿いで事業認可の取得
	2004年3月16日	5.9ha	弥富相生山線の線形変更に伴う変更
	2017年12月26日	36.0ha	相生山緑地の南部区域を追加

用地の政得状況(単位: ha)

都市公園	公有地等	先行取得地	民有地
1.2	12.9	50.8	58.8

(注1) 平成30年度末時点

(注2) 都市公園として供用済みの区域に加え、オアシスの森として民有地を借地し、相生山緑地の北部約20haを市民に供用(平成10年3月開園)



総合計画2023から「相生山の道路」が消えた

今後5年間の名古屋市の総合計画が一部修正のうえ賛成多数で可決されました。日本共産党は原案にも修正案にも反対しました。

「道路廃止」関連事業を削除 総合計画に一切記載なし

修正されたのは、「相生山緑地事業の推進」に係る記述です。弥富相生山線の道路事業の廃止に関連する野並交差点・島田交差点の渋滞対策と相生山緑地近隣の通過交通対策の実施についての記載が削除されました。

これは、市議会土木交通委員会で「道路関連事業は緑地事業と区別して記載すべきだ」など、猛烈な指摘があったからです。今年6月に出された当初の総合計画案には、「弥富相生山線の道路事業は廃止し」という文言が明記されていましたが、議案の段階でこの文言が削除されました。さらに道路関連事業も修正削除されたことによって、総合計画から弥富相生山線に関する記載が一切なくなりました。

緑地計画は道路廃止が前提

修正された「相生山緑地事業の推進」では、「相生山緑地の基本計画の策定」が掲げられています。しかし、緑地の基本計画は弥富相生山線の道路事業を廃止することを前提に検討が進められており、道路事業の存廃を棚上げしたままの基本計画の策定はありません。

本会議の反対討論で日本共産党は「道路事業の廃止、およびそれと一体的に推進する渋滞対策などを計画に明記すべきだ」と求めました。

「減税」も自・民・公の修正に賛成

総合計画から弥富相生山線に関する記述が消されたことによって、道路事業廃止の都市計画変更に向けた市の取り組みにブレーキがかかるでしょう。道路事業の廃止は河村市長の判断ですが、市長与党の減税ナゴヤも今回の修正に賛成しました。まったく不可解です。

主な議案に対する会派別態度(9月27日)

1 当局当初提案 27件(補正予算:3件 条例案:18件、一般案件:6件)

議案名	各会派の態度					結果	備考
	共	自	民	減	公		
2019年度名古屋市一般会計補正予算(第3号)	●	○	○	○	○	可決	補正額 1億2,946万3千円。民間福祉施設の災害対策事業への助成、ささしま地下道の調査、中学校のいじめ自死の再調査、学校規模適正化をすすめる審議会の設置など。
2019年度名古屋市基金特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	可決	補正額 695万5千円。災害対策事業基金の取り崩し。民間障害者支援施設や民間特別養護老人ホームのブロック塀の改修費補助に繰出。
2019年度名古屋市公債特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	可決	補正額 400万円。民間障害者支援施設の非常用発電機整備等補助に繰出。
名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正で、償還猶予や免除等に関する規定を厳格にする。
名古屋市中心身障害者扶養共済事業条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	心身障害者に代わって年金の受領や管理をする者に係る欠格条項の見直し。2019年12月14日より。
専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	水道法施行令の一部改正に伴う条項の整理。2019年10月1日より。
名古屋子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴う条項や字句の変更。2019年10月1日より。
名古屋子どもいきいき学校づくり推進審議会条例の制定	○	○	○	○	○	可決	運動次第では統廃合の抑制・推進になる学校規模適正化の審議会を設置し、日額報酬額を定める。15人以内。任期2年。2019年11月1日より。
名古屋市都市公園条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	道路占用料の改定に合わせて、都市公園を占用する場合の使用料の額を改定。使用料の額の基礎となる面積又は長さの端数を小数第3位以下切り捨てに。2020年4月1日より。
道路の占用料等に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	道路の占用料の改定。「地下に設けるもの」の占用料新設。占用面積又は長さの端数を小数第3位以下切り捨てに。2020年4月1日より。
名古屋市河川法施行条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	道路占用料の改定に合わせて、準用河川の占用料の額の改定及び使用量等の端数を小数第3位以下切り捨てに。2020年4月1日より。
名古屋市水路等の使用に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	道路占用料の改定に合わせて、水路等の使用料の額の改定及び使用面積等の端数を小数第3位以下切り捨てに。2020年4月1日より
名古屋市印鑑条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏による印鑑登録を可能にする。2019年11月5日より。
名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	特定非営利活動法人 名古屋ろう国際センターの住所を変更。西区城西から千種区振甫町2丁目32番地に。
名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	地方自治法の一部改正に伴う条項の整理。2020年4月1日より
名古屋市水道給水条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	水道法施行令の一部改正に伴う条項の整理2019年10月1日より
名古屋都市計画事業大曽根北土地区画整理事業施行条例等の一部改正	○	○	○	○	○	可決	9件の市街地再開発審査会の委員の成年被後見人等に係る欠格条項を見直す。
名古屋市建築基準法施行条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	建築物エネルギー消費性能向上計画認定の手数料で、省エネ性能向上計画の認定の対象に複数の建築物の連携による取組を追加。
名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	市営住宅及び定住促進住宅での保証人制度を見直し、市営住宅における原状回復義務を緩和する。2020年4月1日より
名古屋市消防団条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決	消防団員の成年被後見人等に係る欠格条項を見直す。2019年12月14日より
名古屋しいじめ問題再調査委員会条例の制定	○	○	○	○	○	可決	名東区の市立中学生の自死事案に関して、いじめ問題再調査委員会を設置し、再調査を実施

○=賛成 ●=反対 ×=棄権 共:日本共産党 自:自民党 民:名古屋民主 減:減税日本ナゴヤ 公:公明党

(つづき)

議案名	各会派の態度					結果	備考
	共	自	民	減	公		
契約の締結(守山養護学校増築工事の請負)	○	○	○	○	○	可決	守山養護学校増築工事を6億3,250万円で徳倉建設株式会社。耐火構造3階建、延面積3,309.13㎡。工期2021年1月29日
指定管理者の指定(名古屋市きよすみ荘)	○	○	○	○	○	可決	きよすみ荘の指定管理者を特定非営利活動法人かくれんぼに指定。2020年4月1日～2030年3月31日
指定管理者の指定(光城、吹上コミュニティセンター)	○	○	○	○	○	可決	光城コミュニティセンターの指定管理者を光城学区連絡協議会に、吹上コミュニティセンターは吹上学区公民協会の指定。各施設の供用開始日～2028年3月31日。
市道路線の認定及び廃止	○	○	○	○	○	可決	25路線を市道として認定、3路線の一部又は全部を廃止する
公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標の変更	○	○	○	○	○	可決	公立大学法人名古屋市立大学の第三期中期目標のうち、研究科の名称を「システム自然科学研究科」→「理学研究科」に変更
名古屋市総合計画2023の策定	●	○	○	○	○	可決	名古屋市基本構想のもと、長期的展望に立った上で、本市のめざす都市像を描くとともに、その都市像の実現に向けて取り組む施策等を明示することにより、市政を総合的かつ計画的に運営していくことを目的として、名古屋市総合計画2023を策定。計画策定の考え方、名古屋を取り巻く状況、長期的展望に立ったまちづくり、第20回アジア競技大会の開催とリニア中央新幹線の開業及びめざす都市像の実現に向けた施策・事業を示す。計画期間は2019年度～2023年度の5年間

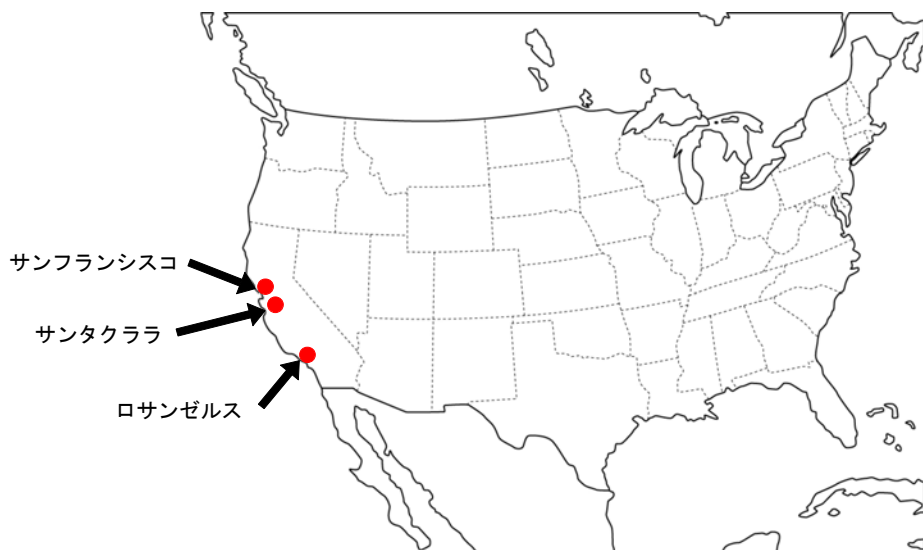
2 追加議案(2件) (人事案件:2件)

議案名	各会派の態度					結果	備考
	共	自	民	減	減		
教育委員の選任	○	○	○	○	○	同意	船津静代(1961年生、北名古屋市。リクルート。名大学生支援センター就職相談部門選任相談員から同准教授に。キャリア教育を推進。再任)
教育委員の選任	○	○	○	○	○	同意	鎌田敏行(1949年生、千種区。伊藤忠商事、サガミチェーン出向から代表取締役、最高経営責任者に。中部経済同友会教育を考え行動する委員会副委員長。新)

3 議員提出議案 1件(議員海外派遣1件) (議員派遣は10月9日の議決)

議案名	各会派の態度					結果	備考
	共	自	民	減	減		
名古屋市会ロサンゼルス市姉妹都市提携60周年記念交流公式代表団	○	○	○	○	○	同意	10月22日～10月28日。サンフランシスコ市、サンタクララ郡、ロサンゼルス市。ロス市公式行事参加のついでに、博物館や歴史的建造物の活用、ICT活用施策、スポーツ施策などにも。丹羽ひろし、岡本善博、加藤一登。金庭宜雄(議長、各派団長)。共・減は参加せず

○=賛成 ●=反対 ×=棄権 共:日本共産党 自:自民党 民:名古屋民主 減:減税日本ナゴヤ 公:公明党



2018年度決算に対する反対討論(10月9日)

福祉・教育・子育て・防災など
市民生活が優先される市政への切りかえを
さいとう愛子 議員



2018年度一般会計決算認定案に対する、さいとう愛子議員の反対討論は、以下のとおりです。

削られたのは
市民の暮らしと福祉

【さいとう議員】日本共産党名古屋市会議員団を代表し、2018年度名古屋一般会計決算認定案に対して、反対の立場から討論を行います。

以下、理由を申し上げます。

隠れ待機児童が増え続ける中で、
公立保育園の民間移管を推進

第1に、身近な福祉にしわ寄せがきています。子育てしやすい街、といいながら、子育て世代にとっては、保育需要が増えて、毎年いわゆる隠れ待機児童が増え続けているのに、4か所の公立保育所を民間移管し、5か所の公立保育所で移管のための準備が行われました。子育てを困難にする様々な要因があり、虐待件数が増えているとき、公立保育所を減らすのではなく、セーフティネットとしての役割を果たすために計画を見直すべきです。

公立保育所を78カ所まで減らす民営化計画

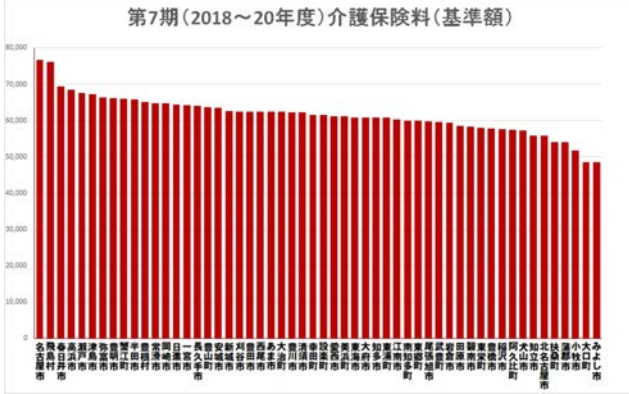
すでに民営化済み	千種台・振甫・北千種(千種)、矢田(東)、田幡・東志賀(北)、山田(西)、則武・御田(中村)、東栄(瑞穂)、畑田(中川)、南・氷室(南)、苗代(守山)、汐見が丘(緑)、にじが丘(名東)
2018年度民営化	味鋺(北)、二ツ橋(中村)、梅森坂(名東)、島田第二(天白)
2019年度民営化予定	土古・茶屋(港)
2020年度民営化予定	宮前(北)、宝生(南)

小学校給食の調理委託計画

2016年度実施	荒子(中川)、大清水(緑)、西山(名東)
2017年度実施	山田(西)、瀬古・下志段味(守山)、桶狭間(緑)、天白(天白)

介護保険料独自減免には背を向け、
県内で最も高い介護保険料に引上げ

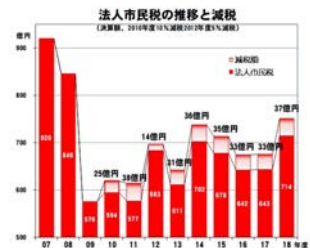
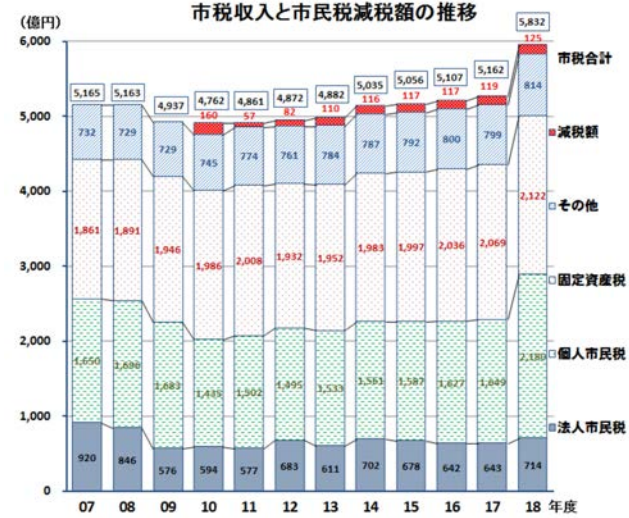
年金生活者や低所得の市民にとって負担の重い介護保険料について、基準額を年間で約6,000円も値上げし、県内市町村で最も高い保険料となりました。



その上、他の旧五大市で実施している介護保険料減免も実施していません。

金持ち減税の財源を確保するために
市民の暮らしと福祉が犠牲に

以上の行革や市民負担増の背景に、河村市政による市民税減税があります。昨年度、総額約125億7600万円の減税を行い、意図的に財源不足を作り出し、削減されたのは市民の暮らしや福祉ではないでしょうか。



市民と有識者の意見を無視した 天守閣木造復元は見直しを

2022年完成見通しが破綻

第3に、市長がこだわる、名古屋城天守閣木造復元です。

現時点で2022年完成という期限はなくなりましたが、木造復元そのものの見直しをしていません。現在、石垣について有識者による「十分な議論と合意形成が必要」となり、木造復元の見直しはありません。

石垣保全方針が不十分のまま 解体のみの先行をもくろむ

昨年6月議会で、木造復元のための文化庁の現状変更許可がないのに、木材購入・製材契約が可決されました。7月、石垣部会の有識者が、「石垣の保存方針は不十分」と指摘しているにもかかわらず、木造復元のための現状変更許可申請の資料を文化庁へ提出しました。そして、9月、名古屋市は、現状変更許可申請はできないと発表しました。その後、今度は、「現天守解体申請」を進めると言い出しました。

今年3月25日の段階で、石垣部会の有識者から、「石垣や地下遺構の調査がまだ行われておらず」

天守閣木造復元にかかる経費 (2018年度末までの累計)

505億円の範囲内		505億円の範囲外	
区分	計	区分	計
基本設計等	8億4,693万円	人件費	1億3,958万円
天守台石垣調査	3億3,437万円	設計監理等支援業務委託	8,208万円
実施設計	5億9,400万円	天守閣木造復元に向けた調査	2,005万円
史跡内仮設工事	8,695万円	事務費等	1,494万円
木材の製材	21億9,600万円	天守閣木造復元に向けた機運醸成	4,877万円
木材の製材(工事監理)	1,550万円	基金の積立	3億4,318万円
		公債会計繰出金	676万円
計	40億7,376万円	計	6億5,538万円

天守閣用に確保した木材の製材と保管場所(2018年度末)

区分	樹種	使用箇所	本数	支払金額
岩手	松	梁	156本	1億2,500万円
岐阜	桧	柱・梁	148本	3億5,000万円
愛知	桧・樺	柱・梁	38本	1億2,600万円
奈良	桧	柱	265本	14億6,500万円
高知	桧	柱・梁	118本	1億3,000万円
計			725本	21億9,600万円

支払金額は出来高金額の90%、出来高金額は材料費の50%。
2018年度末時点の出来高査定は保管料を含まない。
保管場所では粗製材後の状態で保管。

「石垣への影響が軽微であると」は「承服しがたい。」「調査を実施するための、職員も不足しており、現天守閣解体に関する工事計画を推し進めることは容認できない。」と意見が出ていました。それでも、強引に解体の申請を行ったのです。

見通しないままに木材を購入・製材

昨年度、このように石垣部会の意見を聞かず、石垣調査は次年度に持ち越され、石垣調査不足で木造復元のための実施設計も持ち越しになりました。この間、木材を購入しつづけ製材まで行いました。すべては、2022年末完成ありき、が招いたものです。市民の声を聞かず、有識者の声を聞かない、その結果の迷走であり、税金のムダ使いです。

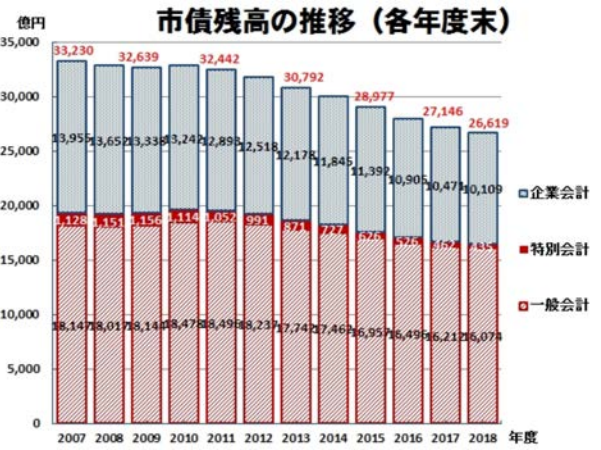
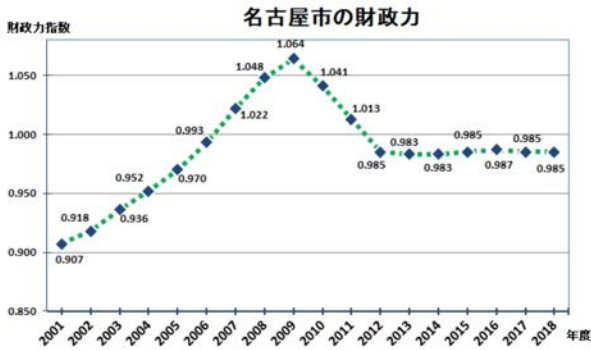
基本協定書を破棄し見直しを

以上から、竹中工務店との基本協定書を破棄して、白紙に戻し、木造復元そのものを見直しすべきです。今行ふべきは、いったん立ち止まって、市民の声を聞くことであり、石垣の調査、保全、修復に全力を尽くすことです。

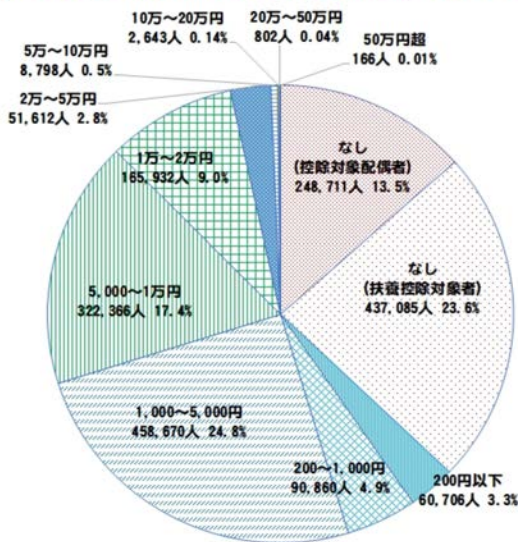
市民の暮らし優先の市政に

以上、反対の主な理由を申し上げました。天守閣木造復元など、呼びこみ型の大型事業よりも、福祉・教育・子育て・防災など市民生活が優先される市政へと切りかえることを求めて、討論を終わります。

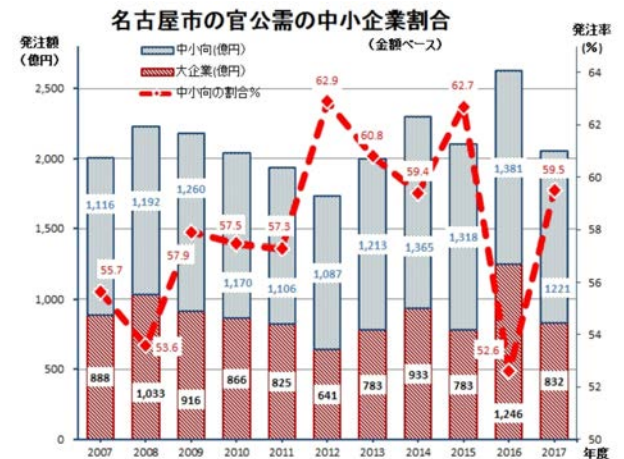
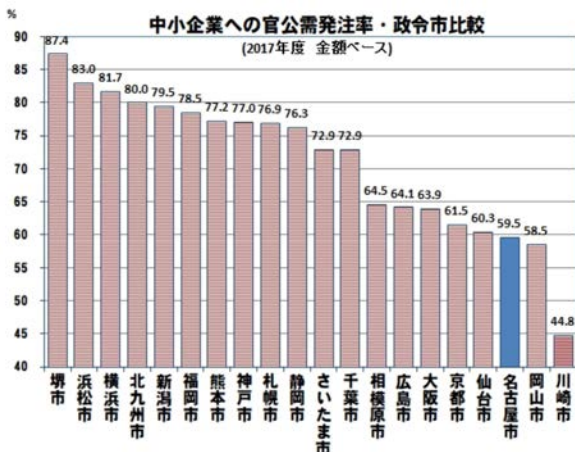
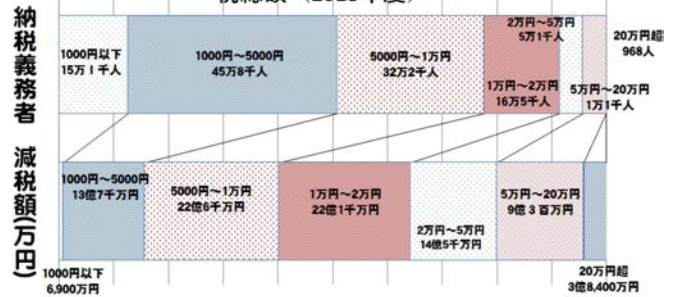


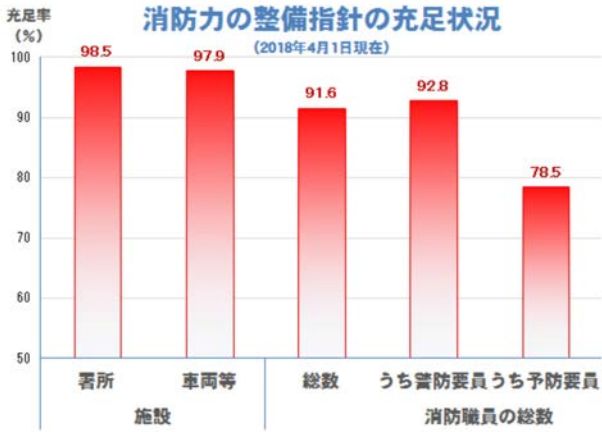


個人市民税減税の減税額別人数と減税総額 (2018年度 人口2,316,047人 減税額88億4600万円)



個人市民税の「市民税減税」の減税額別人数と減税総額 (2018年度)

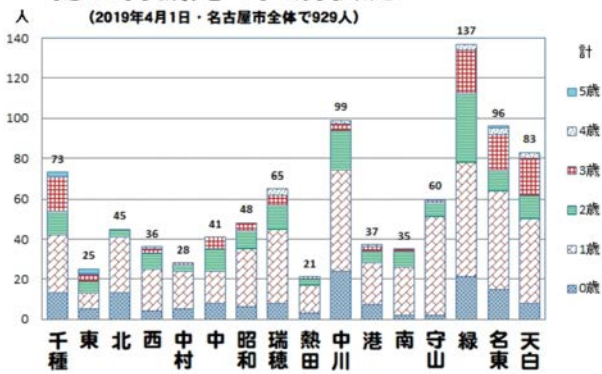




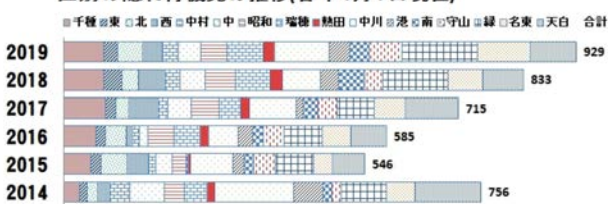
消防力の整備指針の充足状況 (2018年4月1日現在)

区分	基準(人等)	現有(人等)	充足率(%)
施設			
署所	66	65	98.5
車両等	287	281	97.9
人員			
消防職員の総数	2,499	2,288	91.6
うち警防要員	1,992	1,848	92.8
うち予防要員	312	245	78.5
庶務等の要員	195	195	—

隠れ待機児の区別状況



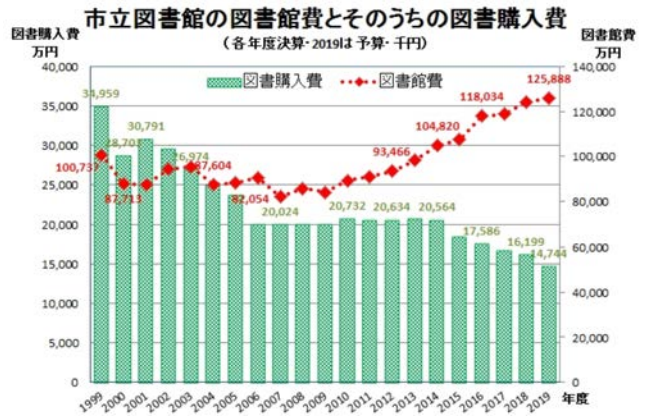
区別の隠れ待機児の推移(各年4月1日現在)



客引き行為等行為者数の調査結果 (2018年3月・11月)

区分	条例施行前	条例施行後	減少率
栄地区	48人	25人	47.9%
名古屋駅地区	69人	55人	20.3%
金山地区	9人	7人	22.2%
計	126人	87人	31.0%

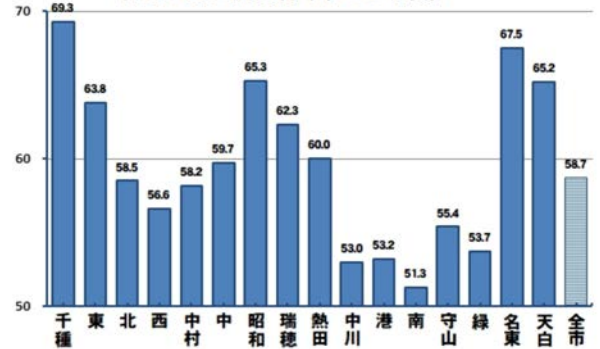
客引き行為等行為者数とは、調査を実施した日の19時、20時、21時、22時、23時のそれぞれから30分以内に調査した居酒屋・カラオケ店等の行為者数を平均。
条例施行前は2018年3月30日及び31日、条例施行後は2018年11月9日及び10日の調査



敬老パスの交付率



敬老パス区別交付率(2018年度)



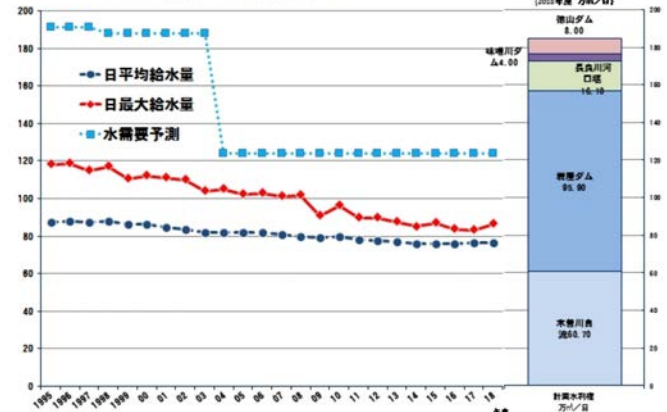
敬老パスの一部負担金別交付状況 (決算より)



名古屋市の水道事業の収益・費用の推移



日平均給水量と最大給水量



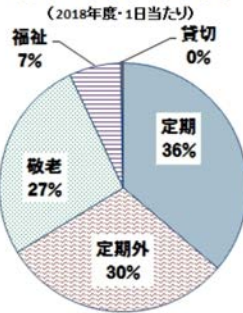
工業用水道事業の収益・費用の推移



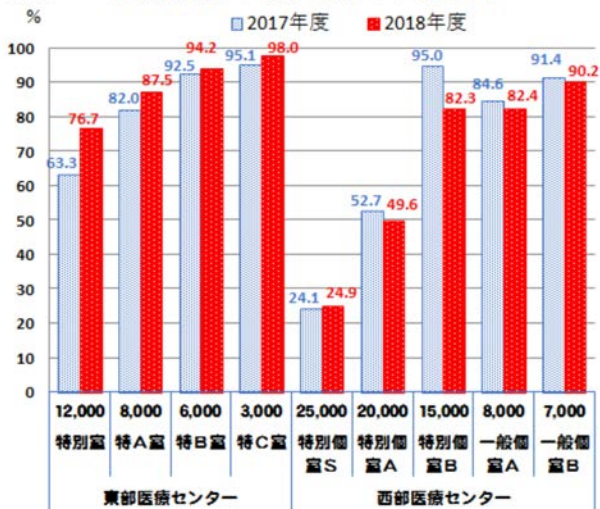
バス運転士、地下鉄乗務員、駅務員の欠員数 (単位 人)

区分	年度	2017	2018
バス運転士	定数	1,239	1,247
	在籍数	1,164	1,172
	欠員数	△75	△75
地下鉄乗務員	定数	605	610
	在籍数	583	590
	欠員数	△22	△20
駅務員	定数	667	661
	在籍数	618	613
	欠員数	△49	△48

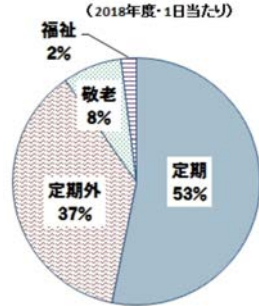
市バスの乗車人員



市民病院の有料個室の利用率



地下鉄の乗車人員



人数には一般職員、再雇用職員及び嘱託職員。在籍数は年度末人員

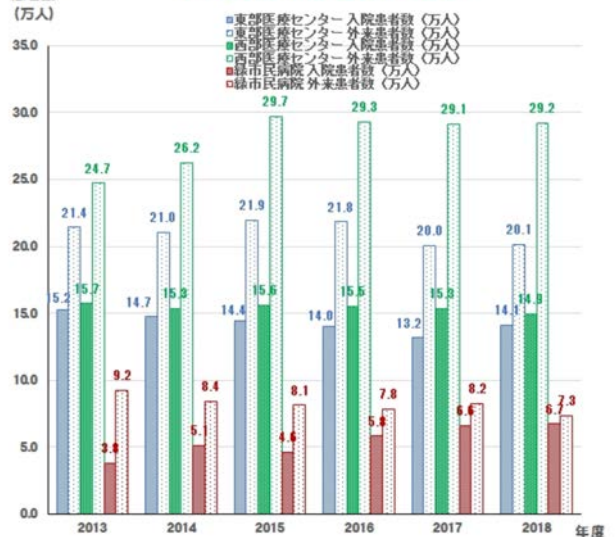
バス運転士、地下鉄乗務員、駅務員の休職者数

年度	2017	2018
バス運転士	14人	14人
地下鉄乗務員	7人	8人
駅務員	4人	10人
その他	20人	27人
計	45人	59人

市立病院の患者数等の推移



市立病院の患者数の推移



災害用トイレの備蓄状況

区分	下水道直結式 (基)	くみ取り式 (基)	簡易パック式 (万回分)	簡易洋式便座 (個)
				
千種	50	97	11	400
東	31	75	16	231
北	55	109	26	496
西	53	148	26	429
中村	49	111	22	402
中	23	56	9	278
昭和	34	65	9	298
瑞穂	32	65	9	304
熱田	30	73	11	178
中川	60	164	29	642
港	68	211	32	530
南	49	127	24	498
守山	52	90	18	453
緑	74	139	15	738
名東	55	84	9	492
天白	46	82	17	469
備蓄倉庫	40	177	75	12
合計	801	1,873	358	6,850

住民基本台帳ネットワークシステムなどの運用経費 (2018年度)		
区分	金額 (千円)	
	一般財源	
個人番号カード交付等体制経費	237,079	146,226
地方公共団体情報システム機構委任事務負担金	178,189	0
住民記録システム保守運用等経費	30,352	30,352
住民基本台帳ネットワークシステム運用経費	64,994	64,994
合計	510,614	241,572

個人番号カードの交付状況

区分	交付数	交付率
全国	16,566,976枚	13.0%
本市	283,889枚	12.4%

児童相談所における相談対応件数 (単位: 件)					
区分	2017年度		2018年度		
	件数	うち継続指導等	件数	うち継続指導等	
中央児童相談所	養護相談	2,828	477	2,604	419
	うち虐待相談	1,786	364	1,774	322
	障害相談	118	32	68	18
	非行相談	131	30	112	29
	育成相談	539	33	419	25
	その他	394	2	230	2
計	4,010	574	3,433	493	
西部児童相談所	養護相談	2,005	179	1,908	166
	うち虐待相談	1,112	89	1,077	111
	障害相談	71	9	62	14
	非行相談	171	31	126	22
	育成相談	308	11	262	8
	その他	80	0	44	3
計	2,635	230	2,402	213	
東部児童相談所	養護相談	—	—	1,215	108
	うち虐待相談	—	—	543	68
	障害相談	—	—	57	3
	非行相談	—	—	43	7
	育成相談	—	—	223	9
	その他	—	—	113	0
計	—	—	1,651	127	
全市	養護相談	4,833	656	5,727	693
	うち虐待相談	2,898	453	3,394	501
	障害相談	189	41	187	35
	非行相談	302	61	281	58
	育成相談	847	44	904	42
	その他	474	2	387	5
計	6,645	804	7,486	833	

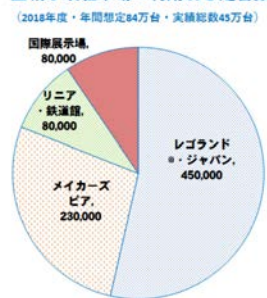
留守家庭児童育成会に対する主な助成の推移		
区分	2017年度	2018年度
基準額	年額 430.6万円	
障害児受入推進	・障害児を1人~2人受入の場合 年額 179.6万円 ・障害児を3人以上受入の場合 年額 359.2万円	
常勤職員配置等助成 (1支援の単位あたり)	上限 年額290.4万円	上限 年額301.2万円
放課後児童支援員等処 遇改善等事業助成(1支 援の単位あたり)	上限 年額154.1万円	上限 年額157.5万円
放課後児童支援員 キャリアアップ処遇改 善(放課後児童支援員 1人あたり)	年額 12.4~37.2万円	年額 12.5~37.7万円
の本市 成独自	育成会が保護者負担金を減免し た場合、減免額の3分の2に相 当する額 (児童1人あたり月額8千円上限)	

基準額は、児童の数が40人の場合の金額

金城ふ頭駐車場の利用状況



金城ふ頭駐車場の利用別想定台数



既設市営中層住宅へのエレベーターの設置状況 (単位: 棟)

住棟タイプ	対象棟数	設置済み	設置可能	設置不可能
5階建廊下型	239	226	1	12
4階建廊下型	17	13	0	4
5階建階段室型	45	13	8	24
合計	301	252	9	40

2019年3月31日現在。昭和40年度以降建設の5階建廊下型住棟並びに昭和41年度以降建設の4階建廊下型住棟及び5階建階段室型住棟を対象。今後設置可能な5階建階段室型住棟は住民全員の同意が得られた場合に設置。設置可能な棟数は工事中も含む。

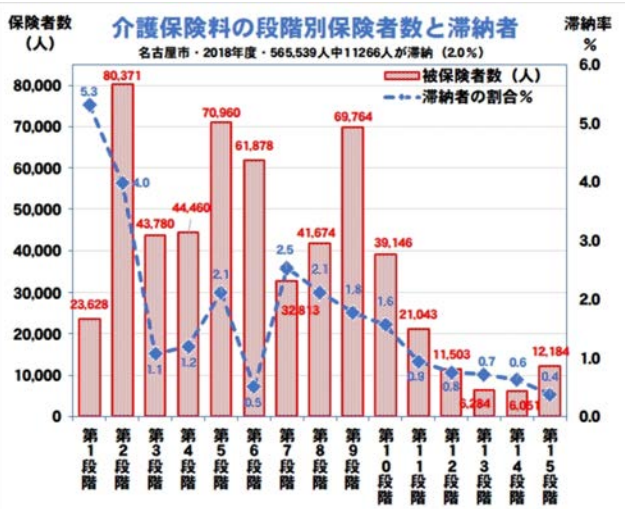
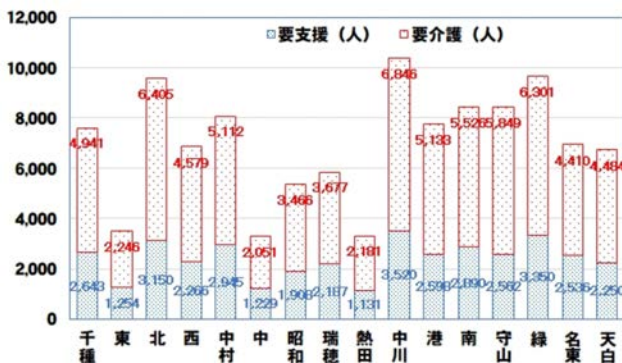
市営住宅へのエレベーター 設置が不可能な5階建階段室型住棟の内訳				
住宅名	区	棟数	建設年度	設置できない理由
戸田荘	中川	3	1970年度	構造耐力規定に抵触
		4	1970年度	建物形態上不可能
宝神荘	港	2	1974年度	日影規制に抵触
緑ヶ丘荘	守山	3	1966年度	建物形態上不可能
本地荘	守山	2	1972年度	日影規制に抵触
		2	1972年度	設置場所なし
猪子石荘	名東	2	1968年度	建物形態上不可能
梅森荘	名東	2	1970年度	建物形態上不可能
おおね荘	天白	2	1967年度	建物形態上不可能
御前場荘	天白	2	1967年度	建物形態上不可能
合計		24	—	—

公契約条例の他自治体の状況

区分	制定時期	労働環境を備記する対象契約		賃金下限額設定
		種別	予定価格	
川崎市	2010年12月	工事請負	6億円以上	有
		業務委託	1千万円以上	
相模原市	2011年12月	工事請負	1億円以上	有
		業務委託	5百万円以上	
京都市	2015年10月	工事請負	5千万円以上	無
		業務委託	1千万円以上	
豊橋市	2015年12月	工事請負	1億5千万円以上	有
		業務委託	1千万円以上	
愛知県	2016年3月	工事請負	6億円以上	無
		業務委託	1千万円以上	
碧南市	2017年3月	工事請負	5千万円以上	無
		業務委託	1千万円以上	
尾張旭市	2017年12月	工事請負	5千万円以上	無
		業務委託	5百万円以上	
大府市	2018年3月	市長が必要であると認める契約		無
豊川市	2018年9月	工事請負	1億円以上	有
		業務委託	1千万円以上	
田原市	208年12月	市長が必要であると認める契約		無

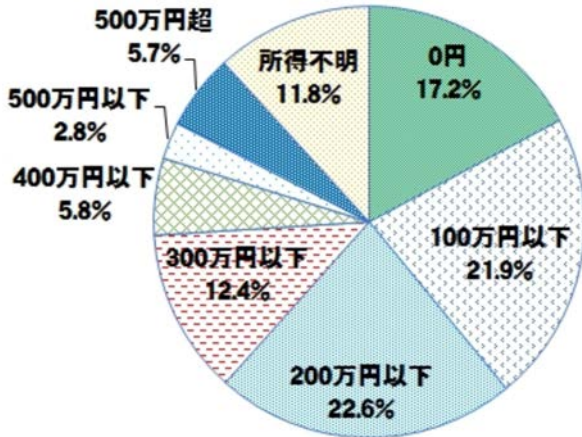
政令指定都市及び愛知県内自治体の状況。
賃金下限額設定が「有」の場合、工事請負契約については公共工事設計労務単価を、業務委託契約については地域別最低賃金を参考に賃金下限額を設定。

介護保険の要支援・要介護認定者数
2018年度・名古屋市・要支援総数38,419人・要介護73,207人



国保の所得階層別世帯数

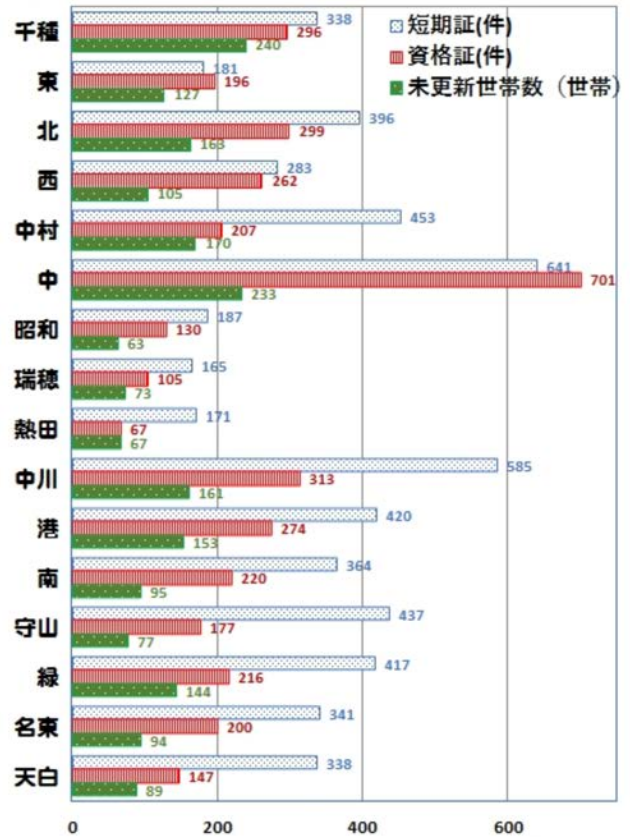
(2018年度・名古屋市・加入者313,885世帯)



国保の短期証と資格証交付件数 (2018年度)

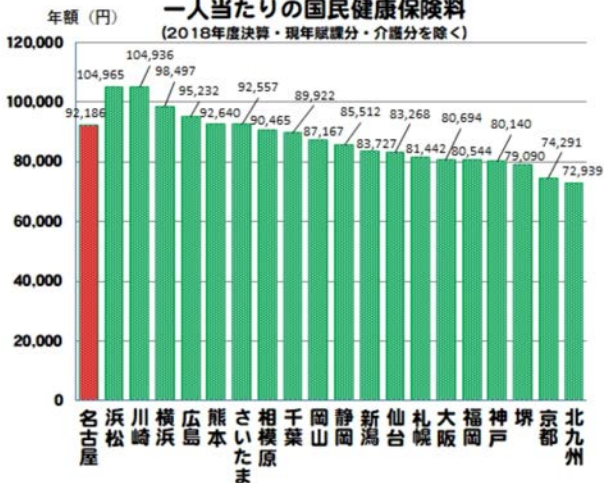


国民健康保険の短期証交付数など (2018年度)



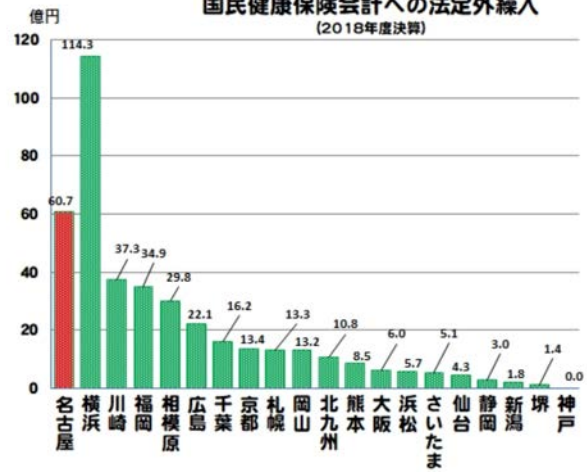
一人当たりの国民健康保険料

(2018年度決算・現年賦課分・介護分を除く)



国民健康保険会計への法定外繰入

(2018年度決算)



2018年度決算認定案に対する会派別態度(10月9日)

決算認定案	結果	態度の派会各						備考
		共	自	民	減	公	無	
一般会計決算	可決	●	○	○	○	○	○	市民税5%減税の影響は119億円の減収。個人市民税が前年比22億円増の1,649億円。法人税は前年比1億円増の643億円。市税全体では固定資産税33億円増などで55億円の増。市税収納率が0.1%アップの99.5%。市債残高は1兆6,212億円。天守閣木造再建や名古屋駅周辺開発などを推進する一方で学校給食の民営民間委託、図書館の指定管理をすすめる。
特別会計決算	国民健康保険	可決	○	○	○	○	○	年度末加入者486,358人(321,250世帯)。一人あたり保険料11.0万円→11.7万円。資格証明書を3,599件も発行(前年度4,080)。歳出決算額△3.2%は後期高齢者への移行によるもの。
	後期高齢者医療	可決	○	○	○	○	○	年度末274,917人→283,209人。一人当たりの保険料8.9万円→8.9万円。医療費101.4万円→102.0万円。保険料減免制度を改悪。
	介護保険	可決	●	○	○	○	○	年度末1号被保険者560,946人。15段階保険料。特徴503,095人、普通57,851人。要介護・支援認定104,352人→108,157人。うち要支援は37,447人。認定事務を委託化する準備。
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	可決	○	○	○	○	○	貸付:母子1,721件9.6億円。父子77件3,984万円。寡婦58件4,147万円。償還率:母子57.0%(1.0増)。父子71.2%。(△3.5)。寡婦67.2%(1.9増)
	市場及びと畜場	可決	○	○	○	○	○	本場と北部で青果50.2万 ^ト 、水産物12.3万 ^ト 。南部で食肉2.1万 ^ト 、と畜が大動物8,202頭、小動物211,863頭。本場と北部と南部で施設整備改修工事など
	名古屋城天守閣	可決	●	○	○	○	○	決算額12億4772万円。基本設計と石垣調査。寄付金は2億735万円。
	区画整理組合貸付金	可決	○	○	○	○	○	貸付金:継続1件(千音寺)の4.5億円、償還金:なし。貸付残高:15.2億円。
	市街地再開発事業	可決	○	○	○	○	○	鳴海駅前(3.2ha)の連続立体交差化と駅前広場の整備など。7698万円で477㎡の取得など1億9542万円の事業費と他会計繰出金5億円
	墓地公園整備事業	可決	●	○	○	○	○	みどりが丘公園整備。使用料値上げしても前年比△6800万円の1.9億円。新規貸付248件(△58件)。累計25,670区画(188増。2035年までの目標47,000区画)。公園用地0.79haの取得。
	基金	可決	●	○	○	○	○	財政調整基金など16基金の整理。名古屋城天守閣を新設。有価証券920億円、現金1,507億円。計2,427億円。ほかに土地(8億円)と美術品(69点で3.8億円)の2基金
	用地先行取得	可決	○	○	○	○	○	公共用地の先行取得に5.6億円。都市開発用地取得に2.9億円。相生山緑地など7公園・緑地で8,064㎡を加え、147万㎡、1,230億円の土地を保有。
公債	可決	●	○	○	○	○	事業推進のための借金と返済。1,817億円の新たな借金。全会計での残高は2兆7,146億円、781億円減。	
企業会計決算	病院事業	可決	○	○	○	○	○	東部・西部医療センターの会計。診療科、東部28科・西部33科。延患者数77万人。うち入院は東部498床13万人・西部500床15万人。医師東部86人西部102人で定員から17人不足。看護師は充足。8億円の純損失(6.2億円増)、経常収益は前年比6.8億円増益。緑は指定管理。患者14万人、入院300床6.6万人。
	水道事業	可決	●	○	○	○	○	130万戸に76万 [㎡] /日を給水、有収水量71万 [㎡] /日。純利益8.2億円。不要な徳山ダム関連に●億円負担。職員1282人▲10人。うち損益関係1150人▲13人。
	工業用水道事業	可決	●	○	○	○	○	117ヶ所(2増)に2,283万 [㎡] 、1日6.2万 [㎡] を給水。純利益9,215万円。むだな木曾川導水路の負担金175万円(一般会計からの出資)。職員2名。
	下水道事業	可決	○	○	○	○	○	汚水処理面積29,017ha。普及率99.3%、処理水量4.4億 [㎡] 。有収水量2.5億 [㎡] 、32億円の黒字。職員958人(▲14人)うち損益関係741人▲10人。
	自動車運送事業	可決	●	○	○	○	○	運転キロ1日99,038km。乗合乗員年間1億2,584万人。1.6%増、定期2.7%増。敬老バス分66億円、19億円の純益(▲3億円)。名古屋駅バスターミナルを開始。港回転場を利用した委託準備。交通事故461件(▲67)構内事故97件(13増)車両故障47件。職員1,396人(前年比17人増)。
高速度鉄道事業	可決	○	○	○	○	○	運転キロ1日189,263km。乗員年間4億7,936万人。1日131万人。定期2.3%増。女性専用車両の名城線への導入。東山線5駅の委託拡大。耐震対策。敬老バス分85億円。172億円の純益(9億円増)。運転事故(扉の開閉事故)5件、輸送障害(保守作業事故)1件。職員2,756人(▲19人)。東山線のワンマン化。	

○=賛成 ●=反対 共:日本共産党 自:自民党 民:名古屋民主 減:減税日本ナゴヤ 公:公明党 無:無所属クラブ

請願・陳情

2019年9月議会に受理されたもの

9月定例会には請願3件と陳情88件が受理されました。10月以降の閉会中委員会で審査が行われます。

◆請願

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
令和元年 第10号	10月7日	名古屋市の全ての小・中・高等学校の学校図書館に、一校専任で、専門性を有する学校司書の配置を早急に進め、さらに、正規職員化することを求める請願	名古屋市の図書館を考える市民の会	江上博之 さいとう愛子 さはしあこ 田口一登(共産)

学校図書館を十分活用するためには、常時開館され、学校司書が日常的に図書館サービスを行っていることが必要である。また、学校司書の一校専任・フルタイムでの配置が不可欠である。国が2020年を学校図書館年にしようと考えているときに、学校図書館の大変貧しい状況を変えていってほしいと思う。

2020年度から始まる小学校の新学習指導要領では、第1章第3の1(7)において、学校図書館の計画的な利活用を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること、また、地域の図書館等の様々な公共施設の積極的な活用を図ることを促している。これは中学校・高等学校の新学習指導要領においても同様である。

また、文部科学省のこれからの図書館の在り方検討協力者会議の報告書では、公共図書館においても「これからの図書館サービスに求められる新たな視点」として「レファレンスサービスの充実と利用促進」や「課題解決支援機能の充実」が挙げられている。

このように、学校図書館にも、公共図書館にも、単に図書の貸出しに終わらず、個人が主体的に課題解決をしていくための支援を展開し、様々なシーンで子どもたち、教員住民に役立つ図書館になることが求められている。こうした取組みが進んでいる各地の例を見ると非常に大きな成果をもたらしている。自治体として、早急に投資するべきではないか。こうした図書館サービスの視点は、学校図書館が、学校図書館法第1条に定める「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」として機能するためには必要不可欠な視点である。そのためには、小・中・高等学校の学校図書館に最低一人は学校司書を配置するべきである。

現在の名古屋市の学校司書増員のペースでは、全校配置に10年以上かかってしまう。子どもたちの成長を考えると遅すぎる。

名古屋市の学校司書の待遇は、横浜市や神戸市と比べ、時間給が低く、また、勤務時間は年間700時間以内、過20時間以内と少なくなっている。これは、現在の応募者が少ないことの大きな要因ではないか。年間約70万円の給与では、学校司書として研さんを積み、将来にわたって働くことを目指す優秀な人材を得ることは困難である。

学校司書が、学校教育の動きや課題を学校職員の一人として共有し、学校図書館法第6条に定める「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として、目標を持って図書館運営に取り組めるように、勤務時間数を拡大し、時間給を上げ、正規職員への道を保証する必要があるのではないかと。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋市の全ての小・中・高等学校の学校図書館に、一校専任で、専門性を有する学校司書の配置を早急に進め、さらに、正規職員化すること。

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
令和元年 第11号	10月7日	子どもたちが健やかに育つために名古屋市の保育・子育てを豊かにすることを求める請願	北区住民	江上博之 岡田ゆき子 さいとう愛子 さはしあこ 田口一登(共産)

名古屋市の待機児童数はゼロとされているが、「兄弟ばらばらの入所になってしまい登園が困難」、「保育利用決定通知書で決まった保育施設が我が子を預けようとは思えない環境だった」などの理由から、入所に至らない子どもが2019年4月1日現在で929人もいる。保護者が求めているのは、0歳から5歳までの子どもを安心して預けられる認可保育所である。公立保育所を減らすことなく認可保育所の増設を進め、公立保育所の社会福祉法人への移管を凍結し、見直すことを求める。

休日保育事業については、「休日保育があり助かる」という声がある一方、「休日保育を申し込もうとしたら、既に定員いっぱいキャンセル待ちになってしまう」という声がある。病院や福祉現場、飲食店や美容院等のサービス業で働く子育て世帯は多く、子育て中の世帯にとって休日保育事業は欠かせないと言える。しかし、休日保育事業実施施設は限られており、ニーズに応えきれていない状況である。現在実施している施設での受入定員を増やすだけでなく、実施施設を増やしてほしい。

続き

病児・病後児デイケア事業については、「安心して預け、仕事を続けることができ助かっている」という声がある一方、「利用料金が高く利用しづらいので、負担を軽減してほしい」、「病気の子どもを遠くまで連れて行くのは大変。近くに開設してほしい」という切実な声があり、市内で実施されていない区及び支所管内での実施施設の開設を求める声が強まっている。

一時保育事業については、非定型保育、緊急保育、リフレッシュ保育のどれもがニーズが高い。しかし、「妊娠し、安静が必要なときに申し込んだが、定員が埋まっていて利用できず困った」、「メンタルの病気になり子育てが辛いときに、一時保育に預けられるとよかったができなかった」などの声があり、急に子育てが困難になったときに利用しにくいのが現状である。また、公立保育所リフレッシュ預かり保育事業について、「子育てがしんどいときに安心して預けることができ、肩の荷が下りた気がした」という声とともに、「利用したくても定員が埋まっていて利用できない」という声が多数上がっているのが実態である。一時保育事業を必要なときに利用できるように拡充することは必須である。

エリア支援保育所では、地域の子育て家庭への支援と保育の質の向上に取り組んでいる。一時保育事業を区のエリア支援保育所で実施し、一時保育事業を利用しやすくしてほしい。子育てのことならエリア支援保育所に、と思えるよう、子育て世帯の実態に見合った対応を求める。

保育園児が散歩中、事故に巻き込まれるという悲惨な出来事があった。子どもの安全を確保する対策が急務である。北区の保育所を利用している父母からは、「保育所の送迎時に保育所の駐車場がなくて困る」という声が上がっている。雨天時や兄弟のいる家庭の場合は、車で送迎することもある。路上駐車は、禁止されていたり、近所迷惑にもなったりし、何より危険である。保育所に送迎用の駐車場を用意し、地域と子どもたちの安全を守ってほしい。

については、名古屋市が公的責任において、速やかに次の事項を実現することをお願いする。

- 1 公立保育所の社会福祉法人への移管に係る計画を凍結し、見直しをすること。
- 2 休日保育事業のニーズに見合うよう、実施施設の数を増やすこと。
- 3 病児・病後児デイケア事業の利用料を下げ、さらに第2子以降は減免すること。
- 4 病児・病後児デイケア事業を未実施の区及び支所管内の地域に病児・病後児デイケア事業実施施設を開設すること。
- 5 一時保育事業を必要なときに利用できるように、事業を拡充すること。
- 6 エリア支援保育所が行う地域の子育て家庭への支援の一部に一時保育事業を位置付け、人的体制の整備と予算措置を行うこと。
- 7 保育所の送迎用に駐車場を確保し、地域と子どもたちの安全を守ること。

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
令和元年 第12号	10月7日	弥富相生山線の完成に必要な予算措置を速やかに講じ、早期に開通させることを求める請願	相生山道路早期完成協議会	正副の議長、委員長5人を除く自・民・公の議員全員44人＝自民(19人)民主(15人)公明(10人) * 詳細は下記

浅井正仁 浅野有 伊神邦彦 岩本たかひろ 岡本善博 北野よしはる 小出昭司 齊藤たかお 中川貴元 中里高之 中田ちづこ 成田たかゆき 西川ひさし 服部しんのすけ 藤沢ただまさ ふじた和秀 横井利明 吉田茂 渡辺義郎 (以上自民) 赤松てつじ うえぞの晋介 うかい春美 小川としゆき おくむら文悟 加藤一登 久野美穂 斎藤まこと 塚本つよし 橋本ひろき 服部将也 久田邦博 日比美味 森ともお 山田昌弘(以上民主) 木下優 小林祥子 近藤和博 金庭宜雄 さかい大輔 さわだ晃一 田辺雄一 中村満 長谷川由美子 吉岡正修(以上公明)

平成16年3月に建設工事に着手した弥富相生山線は、平成22年に河村市長自身の判断により、計画の8割が完成していたにもかかわらず、突如工事が中断された。その後、河村市長は、平成26年12月に「相生山について」と題する文書により、一方的に「弥富相生山線の道路事業は廃止する」と表明し、現在、既設の道路施設等を相生山緑地公園の一部に組み込み、公園内の園路等とする計画を立てている。

しかし、このようなことは多くの地元住民の意見を無視したものであり、認められない。もともと道路整備と緑地整備は別々の事業として進めてきたものであり、弥富相生山線は、生活道路を始めとして、交通安全、防災・防火等の観点から、昭和32年に都市計画道路として決定されたもので、都市計画法に基づき事業認可された公道である以上、早期に完成させる必要がある。土地を提供してくれた人も、公道の整備のためであるから買収に応じたのであって、園路の整備のために応じたものではない。

地元地域では、長年、周辺道路の交通渋滞とそれに伴う生活道路への車両の流入が続いており、通学路を始めとする交通安全の確保や生活環境の改善が大きな課題となっている。また、救急車両の到着・搬送時間の短縮や、火災・地震等の災害時の緊急車両の通行、避難経路の確保といった救急・防災上の課題もある。これらの諸課題に対応する上で、弥富相生山線の開通が効果的であることは、市長の諮問委員会である相生山緑地の道路建設に係る学術検証委員会においても証明されている。

続き

河村市長は、事業廃止の理由として、自然破壊のおそれを挙げているが、科学的根拠のない主張である。道路が開通しても、近隣住宅地を通過していた車が利用するだけで、このエリアの通行量が増えるものではない。また、そもそも相生山は一度伐採された後に造られた人工林であり、国内外の外来種も含んだ都市生態系で、ヒメボタルも人為的に持ち込まれたものであり、その他の動植物類についても絶滅のおそれはないと考えられる。さらに、相生山の動植物生態系は、小幡緑地を始めとする他の緑地公園とほぼ同一であり、種の保存は担保されている。

弥富相生山線の道路事業には既に総額29億円以上もの税金が投入されており、8割も工事が進んだ時点で事業を廃止することは、税金の無駄遣いであるばかりか、行政の連続性に鑑みても、市への信頼を著しく失墜させるものである。平成25年度には早期開通を求める請願が採択されており、地元住民の意向を無視した強引な道路事業の廃止は直ちに撤回し、弥富相生山線を完成させるべきである。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 弥富相生山線の完成に必要な予算措置を速やかに講じ、早期に開通させること。

◆陳情

陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
令和元年 第6号	9月6日	名古屋市議会議員選挙等のポスターに関する改善を求める陳情	天白区住民
<p>現在、候補者自身がポスターを張っており、多大な経費や時間がかかっている。民主主義の根幹である選挙にかかる候補者の負担は重い。既にポスターの撤去は、公営化が行われている。ポスターの掲示も公費負担にすべきである。</p> <p>ポスターの掲示板は、硬くて画びょうが刺さりにくい。掲示板の位置が高すぎて、はしごが必要なほどである。掲示場の場所の案内がわかりにくい。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 ポスターの掲示の公営化を行うこと。</p> <p>2 ポスターの掲示板に関する改善を行うこと。</p> <p>(1) 材質を柔らかいものに替えること。</p> <p>(2) 立ったままで張れる高さにすること。</p> <p>(3) 案内に記載される名称を簡略化すること。</p> <p>(4) 案内には誰もがわかる場所からの方向及び距離を表示すること。</p>			
陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
令和元年 第7号	9月6日	政務活動費の改善を求める陳情	天白区住民
<p>政務活動費について、多額の銀行振込があるが収支報告書に利息の記入がない。車のリース代、電話代、コピー代等について、どの議員が使ったのかわからない。しんぶん赤旗、公明新聞、聖教新聞等を購入している。お土産代や記念品代に使われている。人件費が誰に支払われたのかわからない。国内視察の報告がない。</p> <p>ついては、次のように改善されるようお願いする。</p> <p>1 利息を確実に申告すること。</p> <p>2 議員別に政務活動費を支給すること。</p> <p>3 政党機関紙や宗教関係紙の購入をやめること。</p> <p>4 お土産代や記念品代への支出をやめること。</p> <p>5 人件費が誰に支払われたのかを公開すること。</p> <p>6 国内視察の成果や所感を報告すること。</p>			
陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
令和元年 第8号	9月6日	名槍日本号のレプリカの作成及び展示を求める陳情	港区住民
<p>民謡の黒田節で有名な名槍日本号は、現在、福岡市博物館で展示されている。</p> <p>もともと名槍日本号は福島正則が所有しており、宴の席で、福島正則が黒田官兵衛の家臣である母里太兵衛に対して酒を無理に勧めたところ、母里太兵衛が大杯になみなみと注がれた酒を飲み干し、その褒美として取得したもので、こ</p>			

続き

<p>のエピソードは有名な黒田節として広く知られるようになった。</p> <p>なお、名槍日本号は、正親町天皇より将軍足利義昭に下賜され、その後、織田信長を経て豊臣秀吉に渡り、豊臣秀吉より福島正則に与えられたものであり、名古屋市と縁の深い槍でもある。</p> <p>歴史的価値のある名槍日本号を名古屋城において展示できるよう、レプリカを名古屋市で作成することを願います。</p> <p>については、次の事項の実現を願います。</p> <p>1 福岡市博物館所蔵の名槍日本号のレプリカを作成し、名古屋城において展示すること。</p>			
陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
令和元年 第9号	10月7日	天白区相生山緑地を横断する弥富相生山線の道路事業の完全廃止を 求める陳情	緑区住民
<p>弥富相生山線の開通により、植田周辺の交通渋滞はある程度緩和されると思う。しかしながら、その分、菅田橋への車の流入量が増えることになり、それにより新たに複数の他の地域において渋滞が多発すると考えられる。</p> <p>開通後、さらなる渋滞が発生する地域及び路線として、昭和高校周辺・菅田橋周辺、久方交差点・相生山交差点、ほら貝一丁目交差点・ほら貝東交差点、桃山交番前交差点・地下鉄神沢駅周辺、黒沢台四丁目交差点、ほら貝一丁目交差点から鳴子みどりヶ丘交差点・神沢一丁目・桃山交番前交差点・黒沢台四丁目交差点へ向かう抜け道が考えられる。</p> <p>神沢一丁目から桃山交番前交差点を経由して黒沢台四丁目交差点へ向かう道路が、神沢一丁目内で唯一、東海通から国道302号、鳴海インターチェンジ、さらに徳重方面へ通じる道路で、地下鉄神沢駅へ向かう歩行者の多い道路である。また、神沢中学校の通学路にもなっており、桃山小学校の児童はこの道路を横断する。しかしながら、この道路は幅が約5メートルしかなく歩道はない。車2台がすれ違うのがやっとであり、歩行者がいると車が行き違うことができない。人身事故も多発しており、2019年7月にも人身事故があった。通行車両により2度にわたって塀を壊された家もある。また、ほら貝一丁目交差点・ほら貝東交差点、桃山交番前交差点・地下鉄神沢駅周辺、黒沢台四丁目交差点が渋滞するため、ほら貝一丁目交差点から鳴子みどりヶ丘交差点を経由して神沢一丁目へ向かう道路への車の入込みが非常に多い。この道路は下り坂ということもあり、狭い道路であるにもかかわらずスピードを出す車が多く、周辺住民がいつか死亡事故が起きるのではないかと心配している危険な道路である。2011年の高速名古屋環状2号線鳴海インターチェンジ及び国道302号の開通以降、東海通の通行量は年々増えており、朝夕の渋滞も激しい。</p> <p>弥富相生山線が開通した場合、前述した地域及び路線の道路の渋滞が激しくなり、それに伴う事故が増加し、また、桃山学区の住民の車による東海通への流入が困難になる可能性が高くなるなど、地域住民の生活が脅かされる危険性が高まることから、弥富相生山線は、利便性の向上よりも、この地域住民に多大な迷惑が生ずる可能性が高い道路であると考えられる。</p> <p>については、次の事項の実現を願います。</p> <p>1 現在工事を中断している弥富相生山線の工事再開に断固反対し、工事を完全に中止すること。</p>			
陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
令和元年 第10号	10月7日	中断された弥富相生山線を8割完成と言う人がいることに対して、予算の約8割を執行したのであって8割完成とは違うと正すことを求める陳情	天白区住民
<p>名古屋市内に残された、東山動植物園の2倍以上の広さの希少な相生山緑地をこれからも維持したいと切に願う。</p> <p>2018年に公表された相生山緑地基本計画の素案にある、建設済みの道路部分を園路という名で活用する計画は、相生山緑地を分断して、生物多様性・生態系の保全を阻害するものであり、必要ないと考える。</p> <p>近所の知人は、道路が8割完成しているのに、ここで止めてしまうのは税金がもったいないと思いをしている。現状は、供用可能な道路として完成している部分は1メートルもない。</p> <p>総事業費約36億円のうち約8割の約29億円を執行していて、そのうち道路用地取得の費用として約16億円を執行している。取得した用地は公園として利用するのだから無駄にはならない。</p> <p>予算の約8割を執行したことと8割の道路が完成したことでは大きく意味が違うのにそのように声高に言いふらす人がいる。マスコミもしばしば勘違いさせるような報道をした。8割完成と8割着手済みとの違いは、とてつもなく大きいものである。市としてその違いを正してほしいと願う。</p> <p>については、次の事項の実現を願います。</p> <p>1 中断された弥富相生山線を8割完成と言う人がいることに対して、予算の約8割を執行したのであって8割完成とは違うと正すこと。</p>			

つづき

陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
令和元年 第11号	10月7日	相生山緑地整備に係る素案におけるふれあいの丘と称する施設の場所及びアクセス方法の変更を求める陳情	相生山の自然を守る会
<p>2018年12月に示された「相生山緑地基本計画の素案について」を見ると、ふれあいの丘と称する施設が相生口から150メートルほど西に入った場所に記載されている。</p> <p>このふれあいの丘は、障害の有無にかかわらず、誰もが自然、農とふれあい、楽しむことができる、相生山緑地の拠点となる場所と素案にうたわれている。そして、建設済みの道路部分を活用して、ふれあいの丘へのアクセスを確保している。そのアクセス方法は、建設済みの道路部分から、新たにふれあいの丘まで園路を新設するもので、これでは、ふれあいの丘を経由して相生口と下山畑口を行き来できるようにすることになり、弥富相生山線の道路事業は廃止するとの市長表明に全く反するのではないかと。明らかに弥富相生山線の建設そのものである。相生山緑地は、道路建設工事が中断され、辛うじてナゴヤドーム25個分もの広さのまとまった緑地が残された。そこに、このようなアクセス路ができれば弥富相生山線が造られたことと同じになり、アクセス路で南北に分断された相生山緑地は小さな2つの緑地が残るだけになってしまう。これでは、今は緑地のどこでも見ることのできるヒメボタルや営巣するかもしれないオオタカなどに回復不可能な影響を与えるおそれがある。</p> <p>そこで、ふれあいの丘と称する施設の整備には、現在ゴルフ練習場になっているところを充てれば、幹線道路の名古屋中環状線に直結でき、当該施設の趣旨にも沿うのではないかと。また、万一野並地区から市民が避難するような事態が発生してもアプローチしやすく、防災拠点としてもこの場所が優れていることは明らかである。したがって、ふれあいの丘と称する施設を基本計画の素案に示された場所に設置しないこと及びアクセス路を建設しないことを求める。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 相生山緑地整備に係る素案におけるふれあいの丘と称する施設の場所及びアクセス方法を変更すること。</p>			
陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
令和元年 第12号	10月7日	相生山緑地の整備計画について、100年先を見据え、環境問題から検討することを求める陳情	天白区住民
<p>地球温暖化によると言われる異常気象が常態化し、大洪水や熱波等の自然災害が起きている。気候が予測不能な段階にきており、都市部ではヒートアイランド現象による人体や自然環境への影響が深刻な問題となってきた。その主な要因として、緑地や水面の減少、アスファルト等に雇われた地面の増大、自動車や建物等から出される熱の増大、都市形態の高密度化が挙げられている。地球温暖化対策、生態系の保全、ヒートアイランド対策、景観保全、緑化推進等が求められている。</p> <p>このような地球環境、都市環境の中で、名古屋市では現在、相生山緑地の整備計画が検討されている。都市に残された、約130ヘクタールもある大きくまとまったこの相生山緑地は、道路建設の跡が残るものの、一体としての生態系を育てている。</p> <p>相生山緑地では、道路建設のために1000本以上の高木等が伐採され、地表面被覆は人工化され、西側では幅約15メートル、長さ約430メートル、東側では長さ約150メートルの空がのぞいている。そこから日光等が差し込み、風が吹き抜け、森の乾燥化が進むことで、生態系への影響が危惧されている。生態系の保全には、生命の連鎖の尊さと、その歴史を忘れることなく、生物多様性の視点を持つことが重要であると考えます。</p> <p>名古屋市では、環境首都なごやを標ぼうし、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を契機として市長により道路建設が中断され、環境基本計画を始め、低炭素都市2050なごや戦略、生物多様性2050なごや戦略、水の環復活2050なごや戦略等が策定されている。しかし、相生山緑地基本計画の素案は、これらが包括的に関連付けられて作成されているとは思えない。</p> <p>待ったなしの環境問題は、この基本計画にも問いかけている。相生山緑地の整備を進める中で、地球規模の異常気象の対策としてどのように生態系の保全をすればよいのか、ヒートアイランド対策として人工化した地表面被覆や緑地の減少をどのようにすればよいのか、生活サイクルをどのように転換すればよいのかなどの問題にどのように応えていくのかが、私たち一人一人に問われている。</p> <p>未来への責任として、都市に残されたこの大きくまとまった緑地が、100年先にはさらに豊かな生態系としてつなげられることを願っている。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 相生山緑地の整備計画について、100年先を見据え、環境問題から検討すること。</p>			

つづき

陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
令和元年 第13号	10月7日	相生山緑地に市民本位の緑地公園を造ること等を求める陳情	春日井市住民
<p>弥富相生山線が計画されたときと比べ、現在の環境をめぐる情勢は大きく変化している。車社会を前提とした都市計画から脱車社会の都市計画へと世界のすう勢は変化している。また、人間の営みにとっていかに自然環境が重要なものであるかは、人々の共通認識になっている。地下鉄の開通や名古屋環状2号線及び高速名古屋環状2号線の供用により、弥富相生山線は市長の言葉を借りればいらん道路となり、当初の計画時とは事情が異なっている。</p> <p>都市開発は進み、自然は隅に追いやられ、経済発展の名の下に自然は犠牲にされている。相生山緑地ほどのまとまった広さの自然が残っていることは名古屋市にとってどんなに幸せなことであろうか。次の世代、その次の世代と100年、200年先のことを考えると、相生山緑地の価値は計り知れないものがある。この宝を大切に、豊かな名古屋市をつくることは、行政としてやりがいのある仕事であり、市民とその子孫に対しての責任ある仕事であると考えます。</p> <p>職員は相生山緑地へ行き、耳を澄まして自然の声を聞くことが第一に必要であろう。地球規模の問題として相生山緑地を位置付け、市民が本当に望んでいるのは自然を守りそれを市民のために生かすことであるという認識をしっかりと持ち、道路を廃止し、自然公園に変えるという先駆的な都市づくりを実現することがこれからの社会に必要なことである。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画変更による弥富相生山線の廃止の手続を速やかに進めること。 2 都市に残された貴重な自然を保全し、市民がその自然を享受できるような公園を造ること。 3 市長や職員は道路廃止の意味を深く理解し、誇りを持ってその仕事を進めること。 			

請願・陳情審査の結果 (2019年10月9日)

新規請願 (5月臨時会と6月定例会で受理された、閉会中に審議された請願)

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各党派の態度					結果	備考(委員会)
				共	自	民	減	公		
令和元年 第1号	議員報酬を決めるに当たり市民・納税者の意見を反映させることを求める請願	市民の会 なごや	1 直ちに年間800万円に戻す 2 公聴会制度等を広く活用し、市民・納税者の声を聞き反映させる 3 議員報酬引上げについての市民・納税者への説明責任を果たす	○	●	●	○	●	打切	総環 2019. 8.29
令和元年 第2号	政治倫理条例の制定を求める請願	議員の資質を考える市民の会	1 議会運営委員会の意見交換会におけるふじた和秀議員の暴言についての真相究明を 2 政治倫理条例を制定し、政治倫理審査会の設置とあらゆるハラスメント行為の禁止規定を設ける	慎重に審査する					保留	総環 2019. 8.29
令和元年 第3号	政務活動費の用途の公開を求める請願	市民の会 なごや	1 政務活動費の収支報告書、会計帳簿、領収書のインターネット公開を	慎重に審査する					保留	総環 2019. 8.29
令和元年 第4号	地下鉄東山線本山駅に早期にエレベーターを設置することを求める請願	地下鉄東山線本山駅に早期にエレベーターを設置を求める会	1 地下鉄東山線本山駅に早期に地上に通じるエレベーターを設置する	様子を見守り 慎重に審査する					保留	土交 2019 9.9
令和元年 第5号	千種図書館の早期移転を求める請願	千種図書館を考える会	(1) 耐震性の安全・安心な建物を (2) バリアフリーに (3) 建物全体を広く。常設の自習室、会議室、親子でくつろげる部屋、機器活用スペース等の設置がある図書館に (4) 駅に近い場所に設置する (5) ワークショップ等を開く	様子を見守る					保留	教子 2019. 8.27
令和元年 第6号	名古屋市生涯学習センターの体育室へのエアコンの設置等を求める請願	新日本スポーツ連盟愛知県連盟	1 守山を除く名古屋市生涯学習センターの体育室にエアコンの設置を 2 生涯学習センターのトイレを洋式でシャワー機能付きに取り換える	様子を見守る					保留	教子 2019. 8.27
令和元年 第7号	名古屋市の小学校の給食費を無償にすることを求める請願	新日本婦人の会 天白支部	1 小学校の給食費を無償にする	様子を見守る					保留	教子 2019. 8.27
令和元年 第8号	名古屋市会の議会運営委員会の視察先での暴行等の真相究明と再発防止策を求める請願	名古屋市政を考える市民の会	1 2018年11月19日の意見交換会での一部議員による暴言・暴行等の疑惑に関し、議会の責任で事実確認をし、内容を市民に公表する。 ハラスメント防止策について議会としての対応策を市民に示す	慎重に審査する					保留	総環 2019. 8.29
令和元年 第9号	相生山緑地に関する道路事業の廃止と整備について、市民による住民意向調査の集計結果を尊重し反映させることを求める請願	相生山緑地を考える市民の会	1 市道弥富相生山線の道路事業廃止及び近隣住宅地への通過自動車の入り込みの対策は速やかに実現する 2 相生山緑地の整備は、市民による住民意向調査の集計結果を尊重し、自然を破壊しない。ヒメボタル・オオタカの生息地を守る 3 市民の意向を反映するために、市民が参画できるシステムをつくる	慎重に審査する					保留	土交 2019. 9.9

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 ×=棄権 共：日本共産党 自：自民党 民：名古屋民主 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党

陳情

陳情 番号	陳情名	陳情者	陳情項目	各会派の態度					結果	備考 (委員会)
				共	自	民	公	減		
令和元年 第1号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び日本国憲法に基づき公正に解決することを求める意見書提出を求める陳情	「新しい提案」 実行委員会（那覇市）	1 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にする。 2 米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行う。 3 国民的議論で普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になれば、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続により解決する	ききおく					総環 2019 8.29	
令和元年 第2号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び日本国憲法に基づき公正に解決することを求める意見書提出を求める陳情	全国青年司法書士協議会（東京）	1 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にする。 2 米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行う。 3 国民的議論で普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になれば、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続により解決する	ききおく					総環 2019 8.29	
令和元年 第3号	沖縄県民を先住民族とする国連の勧告の撤回を求める意見書提出に関する陳情	一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム	1 沖縄県民は先住民族という誤った認識と勧告を撤回するよう国連に求める	ききおく					総環 2019 8.29	
令和元年 第4号	市会図書室の利用促進を求める陳情	天白区住民	1 各会派より委員を出し、市会図書室の運営、企画、立案を	ききおく					総環 2019 8.29	
令和元年 第5号	天白公園の大根池の整備を求める陳情	天白区住民	1 市民に愛される大根池へ整備する	ききおく					土交 2019. 9.9	

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 ×=棄権 共：日本共産党 自：自民党 民：名古屋民主 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党

閉会中の委員会審査等

8月27日 教育子ども委員会 (さいとう愛子委員)

請願審査 千種図書館の早期移転を求める請願など全て「保留」

8月27日の教育子ども委員会で6月議会に受理された「千種図書館の早期移転を求める請願」など3件の請願審査が行われ、すべて保留となりました。

さいとう愛子議員が、千種図書館の移転改築の検討状況をただし、建設場所の検討や移転が遅れる理由などについて質問しました。教育委員会は「千種図書館でのワークショップでは通勤通学に使える便利な場所にしてほしいなどの意見が出た。今後、東、

名東、守山の図書館でも実施する。アクティブライブラリー構想に基づいて検討している」との回答でした。

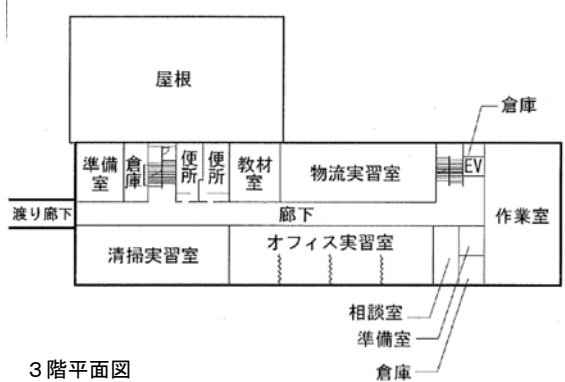
生涯学習センターの体育室の現況については、「平均724㎡、最大は1160㎡の千種、最小は490㎡の守山。スポットクーラーは各館2~3台、大型扇風機は各館2~6台設置している」との回答でした。

過密の守山養護学校に産業科棟の増築計画

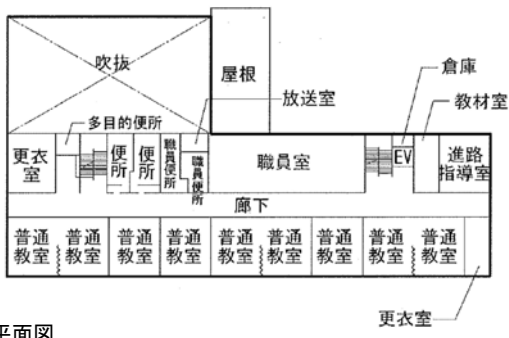
8月27日の教育子ども委員会では「守山養護学校の増築」についての説明がありました。

児童生徒の増加による教室不足に対応するため2016年に取得した隣接地に産業科棟（普通教室9、実習室7、職員室、体育室）を増築（予算議決後に示された学校施設整備計画）するものです。2017年に実施設計が行われ、今年から2か年で工事を行い2021年度に供用開始の予定。敷地面積は2,339㎡、延床面積は3,309㎡（既存地と合わせると敷地12,026㎡、延床11,973㎡）で、建設費は約10億円の計画です。

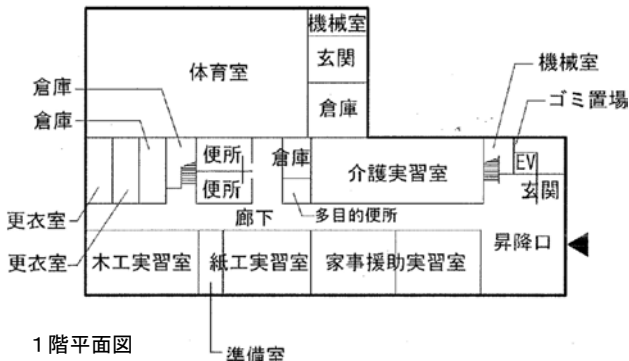
若宮商業高校に併設される高等特別支援学校の詳細は未定です。



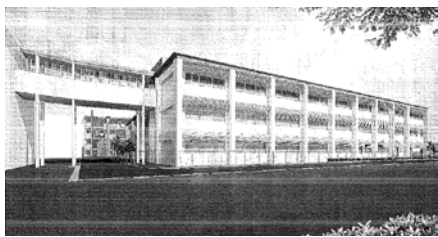
3階平面図



2階平面図

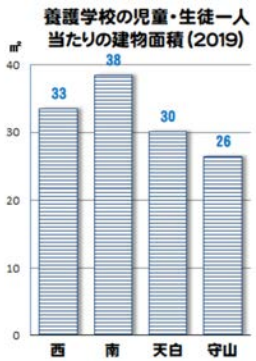


1階平面図



完成予想図

校舎配置図 (School building layout diagram)



8月29日 総務環境委員会 (さはしあこ委員)

請願・
陳情審査

議員報酬に関する請願は「審査打切」
政務活動費のネット公開などの請願は「保留」に

8月29日の総務環境委員会で5月臨時会と6月定例会で受理された「議員報酬を決めるに当たり市民・納税者の意見を反映させることを求める請願」など4件の請願と「辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び日本国憲法に基づき公正に

解決することを求める意見書提出を求める陳情」など4件の陳情について審査が行われ、「議員報酬を決めるに当たり市民・納税者の意見を反映させることを求める請願」は「議会意思決定済み」として「審査打切」に、その他3件の請願はすべて保留、4件の陳情はすべて「ききおく」となりました。

財政福祉委員会(8月30日)

来年度の市税収入は23億円減の5,922億円の見込み
金持ち優遇の市民税減税に108億円

8月30日の財政福祉委員会で「今年度以降の財政収支の見込み」と「来年度予算の財源配分の考え方」についての報告がありました。

「減税」108億円、収支不足76億円

来年度は5%減税で108億円の収入減となり、市税収入全体で23億円の減収となり、扶助費や投資的経費の増などにより76億円の収支不足が見込まれています。

そのために行革で46億円、貸付金の返済で25億円の対策を行い、その経費圧縮のために人件費の削減や物件費と投資的経費の10%減などを指示しています。

参考：2018年度市税収入見込額

2019年5月31日現在 (単位：百万円、%)

区分	最終予算額	収入見込額	差引	(参考) 2017年度決算額	対前年度伸率(%)
市税	578,809	583,278	4,469	516,297	13
市民税	287,029	289,535	2,506	229,323	26.3
個人	216,713	218,044	1,331	164,963	32.2
法人	70,316	71,491	1,175	64,360	11.1
固定資産税	211,665	212,248	583	206,932	2.6
固定資産税	210,651	211,234	583	205,920	2.6
交付金	1,014	1,014	0	1,012	0.2
その他の税	80,115	81,495	1,380	80,042	1.8
軽自動車税	2,454	2,484	30	2,379	4.4
市たばこ税	15,441	16,249	808	16,527	△1.7
特別土地保有税	1	—	△1	—	—
事業所税	16,142	16,612	470	16,137	2.9
都市計画税	46,077	46,150	73	44,999	2.6

1 市税徴収率99.5%。

2 市民税減税による減収額は

2018年度：125億7600万円（個人88.4億円、法人37.36億円）

2017年度：119億3300万円（個人86.1億円、法人33.23億円）

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された9件の意見書案について、政審委員長会で内容についての協議・修正などが行われ、議会運営委員会(理事会)での協議を経て、5件について合意が得られ、9月27日の本会議で議決しました。日本共産党提出の3件のうち1件は自民案と一本化されて可決されました。

2019年9月定例会での意見書に対する各会派の態度 2019年9月26日 議会運営委員会理事会

件名	提出	結果	各会派の意向				
			共産	自民	民主	減税	公明
あおり運転等の悪質・危険な運転に対する法整備等を求める意見書(案)	自民	可決	○	○	○	○	○
プラスチックごみの削減に向けた対策の強化を求める意見書(案)	自民	可決	○	○	○	○	○
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書(案)	民主	可決	修正	○	○	○	○
悪質なあおり運転の根絶に向けた対策の強化を求める意見書(案)	減税	可決	自民案と一本化				
高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書(案)	公明	可決	○	○	○	○	△
太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書(案)	公明	可決	○	○	○	○	○
プラスチックごみに対する抜本的な対策の強化を求める意見書(案)	共産	可決	自民案と一本化				
最低賃金の地域間格差解消とさらなる引き上げを求める意見書(案)	共産	否決	○	●	●	○	●
選択的夫婦別姓制度に関する意見書(案)	共産	否決	○	●	●	●	●

ゴチック字は可決された意見書
 議運に提案された段階での態度 ○=賛成 ●=反対 △=要検討 修正=修正して賛成
 ●が1つでもあれば議案として本会議に上程されません。
 会派 共産：日本共産党 自民：自民党 民主：名古屋民主 公明：公明党 減税・減税日本ナゴヤ

《採択された意見書》

あおり運転等の悪質・危険な運転に対する法整備等を求める意見書

国は、自動車による交通事故に関し、平成25年に「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」を制定するなど、危険な運転行為により、人を死傷させた場合の罰則を強化してきた。

しかし、あおり運転等の悪質・危険な運転は後を絶たず、平成29年6月には神奈川県内の東名高速道路において、また、平成30年7月には堺市において、あおり運転を原因とする悲惨な死亡事故が発生している。

さらに、本年8月には、常磐自動車道において、急な車線変更や減速を繰り返し、車を停車させた上、運転手に暴行するという事件が発生し、あおり運転等の悪質・危険な運転に対する不安と関心が高まっている。

現在、あおり運転自体を取り締まる法律はないため、個々の案件ごとに、道路交通法のほか、危険運転致死傷罪、刑法の暴行罪などを適用して対応せざるを得ない状況にある。また、警察は、道路交通法における車間距離の保持義務違反について積極的な交通取り締まりを推進しているが、その罰則は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金にとどまっており、罰則強化を含めた法整備を求める声が高まっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、悲惨な交通事故を未然に防止し、国民の生命を守るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 あおり運転等の悪質・危険な運転に対し、罰則強化を含めた法整備を早急に進めること。
- 2 適切な車間距離の保持等の交通ルールに関する教育・啓発のさらなる推進を図るとともに、違反者に対する交通指導取り締まりを強化すること。

プラスチックごみの削減に向けた対策の強化を求める意見書

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されており、このままでは2050年までに海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超過することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されている。

プラスチックごみの排出抑制、海洋プラスチック問題への対応は、国連の持続可能な開発目標(SDGs)においても求められているように、現在、世界的に取り組まれている課題であり、我が国もこれまで、適正処理や3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進に取り組んできた。しかし、我が国の使い捨てプラスチックの一人当たりの排出量は世界で2番目に多く、また、年間約2~6万トンのプラスチックごみが日本の陸上から海洋に流出しているとの報告もなされている。

このような中、国は、プラスチック資源循環戦略を策定し、2030年までに使い捨てプラスチックの排出量を累積で25%削減し、容器包装

の6割をリユース・リサイクルすることなどを目指すこととした。また、G20大阪サミットにおいては、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを旨とする大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが共有されている。

しかし、容器包装のリサイクルを進めるに当たっては、最もコストのかかる分別収集・選別保管の経費が地方公共団体の負担となっており、製品価格にその経費が内部化されていないため、事業者に対してごみの発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが十分に働いていないという指摘がなされている。

アジア各国においてプラスチックごみの輸入規制が進み、国内で処理しなければならないごみの量がますます増加している中、プラスチック資源循環戦略や大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの目標を達成し、持続可能な循環型社会を形成するためには、拡大生産者責任を強化し、ごみ処理にかかる社会的費用を低減させ、環境に配慮した製品が開発・生産されるようにするといった抜本的な対策の強化が必要である。また、こうした問題について、国民一人一人が理解を深め、プラスチックごみの削減に向けた具体的な行動・活動につなげていくことが重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、拡大生産者責任の強化や国民的機運の醸成など、プラスチックごみの削減に向けた対策の強化を図るよう強く要望する。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書

学校現場には解決すべき課題が山積しており、教職員にとって、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

特に、小学校においては、新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育実施のための授業時数の調整等対応に苦慮している。長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革が進められようとしている中、主幹教諭の増員など加配定数を含めた教職員定数の改善は喫緊の課題である。

本市においては、厳しい財政状況の中、独自施策として小学校1・2年生の30人学級が実施されており、地域や保護者からも一人一人の子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれているが、小中学校全学年で少人数学級を推進していくためには、さらなる教職員定数の改善が必要である。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方公共団体の財政が圧迫されている。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定の水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備を行うことは不可欠である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 加配定数を含めた教職員定数の計画的な改善を図ること。
- 2 小中学校全学年における少人数学級の推進のため予算措置を講ずること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上のため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分1とすること。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、その中でもハンドルの操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が多く発生している。本年4月に東京の池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も、高齢運転者による事故が続いている。

75歳以上の運転免許保有者は昨年末時点で約564万人おり、警察庁によれば令和3年には613万人に膨らむと推計されている。

国は、平成29年に施行された改正道路交通法で、75歳以上の運転免許保有者が一定の違反行為をした際に臨時認知機能検査を受けることを新たに義務づけたが、高齢運転者による交通死亡事故が相次ぐ中、高齢運転者の安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、日常生活における移動手段として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した者に対して地域における移動手段を確保する取り組みも重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、地方公共団体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策として、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車や後づけの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 高齢運転者による交通事故を減らすため、安全運転サポート車に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件つき運転免許の導入を検討すること。
- 3 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスや予約型乗り合いタクシーの導入支援など地域公共交通ネットワークのさらなる充実を図ること。また、免許を自主返納した者を対象として地方公共団体等が行うタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書

パリ協定の枠組みのもと、脱炭素社会の構築が求められており、環境負荷の低減やエネルギー安全保障の観点から、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

こうした中、国は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買い取り制度（FIT）を実施し、太陽光発電の導入量は着実に増加してきた。しかし、一部の地域では、景観破壊や日照障害、斜面崩落といった問題に対する地域住民の不安や、FIT買い取り期間終了後、発電設備が放置されるのではないかと懸念も生じている。

こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入をさらに促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用が必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、太陽光発電を適切に導入するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を太陽光発電事業者に義務づけるとともに、その具体的な手続を事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取り組みを行うこと。
- 2 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
- 3 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、太陽光発電事業者による廃棄費用の積み立ての仕組みや、回収された太陽光パネルをリサイクルするための仕組みの確立に向けた取り組みを進めること。

《採択されなかった日本共産党提案の意見書案》

最低賃金の地域間格差解消と更なる引き上げを求める意見書(案)

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障する制度であり、労働者の生活を支えるセーフティネットとして重要なものであるとともに、最低賃金の引き上げは、賃金所得の向上と消費の活性化を促して、経済の好循環に貢献するものである。

政府はことし6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」で、最低賃金の引き上げについて、年率3%程度をめどとして引き上げられてきたことを踏まえ、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すとしたところであり、中央最低賃金審議会は7月、今年度の引き上げ幅の目安を全国平均で27円とすることを決めた。目安どおりに各都道府県の最低賃金が引き上げられると全国平均額は874円から901円となり、東京都と神奈川県では初の1,000円台に到達する。

引き上げ幅はこの4年間で計100円を超えるが、時給901円では1日8時間、週5日で働いても年収は200万円にも満たず、この収入で家計を支える労働者にとってはさらなる引き上げが必要である。

政府は、2020年度までに全国最低800円の確保を目標としてきたが、今回の改定でも17県が700円台にとどまることになる。全国最高の東京都と最も低い県の差は2002年の104円から224円と2倍以上になり、地域間格差が拡大していることは看過できない。普通の生活を送るために必要な最低生計費は、都市部も地方もほとんど変わらないとする調査結果も示されている。地域間格差を放置すれば、都市部に若い人材が流出し、地方の人手不足はいつそう深刻になりかねない。地方の最低賃金を一層引き上げるとともに、全国一律の最低賃金制度をめざすべきである。

低賃金の引き上げには中小企業への支援策を抜本的に拡充し、賃上げしやすい環境を整えることが不可欠であり、社会保険料の負担軽減や設備投資助成、大企業と下請け企業との取引条件の改善などが強く求められる。

よって、名古屋市会は国会及び政府に対し、中小企業支援策と一体的に最低賃金をいっそう引き上げるとともに、全国一律最低賃金制度の導入も視野に入れ、地域間格差の解消に早急に取り組むよう強く要望する。

選択的夫婦別姓制度に関する意見書(案)

選択的夫婦別姓制度の導入については、平成8年の法制審議会答申以来、国において対応を検討している状況である。夫婦同姓を法律で義務づけている国は、世界で日本だけであり、国連の女子差別撤廃委員会も、民法改正のために早急な対策を講ずるよう要請している。結婚時に改姓するのは、女性が96%であり、姓が変わることで、仕事上などで様々な不利益を受けている多くの女性が存在している。

平成29年12月の世論調査においては、選択的夫婦別姓の導入に4割が賛成している。一方で、反対または通称としての旧姓使用に賛成が5割を占めており、国民の間にはさまざまな意見が存在することも否めない。

平成27年の最高裁判決においては、夫婦同氏制を定めた民法第750条の規定は憲法第24条に違反するものではないとしながらも、「夫婦別氏制の採用については、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである。」と発言されている。

しかし、現在のところ国会での審議には至っておらず、加えて、夫婦別姓制度導入による社会的影響も懸念されていることから、さまざまな意見を踏まえた上で議論することが必要である。

よって、名古屋市会は国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度について、速やかに議論を開始し深く検討した上で、多くの国民とりわけ女性が納得できる制度として導入するよう強く要望する。

後期高齢者医療広域連合議会(2019年8月16日)

後期高齢者議会第2回定例会について

- 一、後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会は、8月16日午後1時30分からメルパルク名古屋で開催されました。
- 一、後期高齢者医療広域連合議会には、名古屋市からの8名を含め、県内各地域から34名の議員が選出されています。そのうち日本共産党からは、岡田ゆき子名古屋市議員伊藤建治春日井市議の2人が広域連合議員に選出されています。
- 一、第1回の議会は7月17日の臨時会でした。臨時会では4月の統一地方選の結果と各市町村議会からの選出議員交代などに伴う議会人事などが行われ、議長には堀田議員(豊橋市)、副議長に成田議員(名古屋市)が選任されました。連合長には河村名古屋市長が5月から就任、副連合長に山脇豊川市長、議選の監査委員に服部議員(一宮市)を選出しました。識見の監査委員は後藤道夫氏(元名古屋職員)が継続して就任しています。その他、選挙管理委員4名、同補充員4名の選任が行われました。
- 一、第2回の8月定例会は午後からの会期一日だけで行われました。議案は2018年度補正予算案、20

18年度決算認定案、請願の5件でした。

- 一、伊藤建治議員が2018年度特別会計決算認定案について質疑を行い、制度改正による高齢者の負担増や短期保険証の発行などについて追及し、反対討論を行いました。
- 一、一般質問では、伊藤議員が保険料改定の見込み、健診率の向上について質問しました。
- 一、年金者組合と社保協から出された「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」は、本会議で当局が見解を述べたのち、伊藤議員が採択を求める討論を行いました。
- 一、他の議員からは、一人も質問がありませんでした。
- 一、日本共産党は、決算認定案の1件に反対、補正予算2件と一般会計決算及び請願の計4件に賛成しました。他の議員は請願を除く4議案すべてに賛成、請願に反対しました。



あいさつする河村連合長

後期高齢者広域連合での議案に対する態度(2019年8月16日)

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会(2019年8月16日)

議案	各議員の態度		結果	内容
	共産党	他議員		
2019年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	○	○	可決	969万円の補正。繰越金を財源に、後期高齢者医療制度事業費補助金886万円及び調整交付金83万円の超過交付分を償還。
2019年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	○	○	可決	125億1,292万円の補正。市町村と国、支払基金からの療養給付費や高額療養費、償還金などの清算。
2018年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定	○	○	承認	市町村負担金16.9億円、国庫支出金2.8億円など。事務局長以下派遣職員39名、議会費366万円など
2018年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	●	○	承認	保険者数912,301人。一人当たり医療費946,433円、一人当たり30.8件。保険料86,277円、収納率99.59%。健診実績315,562人(35%)、人間ドック実施自治体22。歯科健診自治体23、保養所利用11,320人
後期高齢者医療制度の改善を求める請願書(年金者組合・社保協)	○	●	不採択	県独自で低所得者への保険料軽減を、一部負担金減免を生活保護基準1.4倍の世帯に、短期保険証を出さず、差し押さえをしない、懇談会に公募委員を、国に意見書を(次期保険料改定へ国の財政支援を、窓口負担引き上げや軽減特例の撤廃をやめる)

態度：○=賛成 ●=反対

日本共産党以外の全議員は同じ態度でした。

議案の概要等

2018年度 一般会計補正予算(第1号) (千円)

項目	補正額	備考
前年度繰越金	9,693	
計	9,693	

歳出

項目	補正額	財源内訳			
		国県	起債	他	一般財源
老人福祉費 償還金	9,693				9,693
後期高齢者医療制度事業費補助金調整交付金		8,862千円 831千円			

2019年度 特別会計補正予算(第1号) (千円)

歳入

項目	補正額	備考
市町村負担金	121,107	過年度分療養給付費負担金
県負担金	372,390	過年度分療養給付費負担金
	20,302	過年度分高額医療費負担金
繰越金	11,999,130	前年度繰越金
計	12,519,929	

歳出

項目	補正額	財源内訳			
		国県	起債	他	一般財源
償還金	12,512,929				12,512,929
計	12,512,929				12,512,929

2018年度一般会計決算

歳入		歳出	
区分	決算額	区分	決算額
分担金及び負担金	1,692,529,000	諸会費	3,666,995
国庫支出金	280,808,000	総務費	1,140,383,485
寄附金	0	民生費	705,812,847
繰入金	0	公債費	0
繰越金	100,393,198	予備費	0
諸収入	49,406	合計	1,849,863,327
合計	2,073,779,604	※差引	223,916,277円

2018年度特別会計決算

歳入		歳出	
区分	決算額	区分	決算額
市町村支出金	155,154,490,513	保険給付費	804,753,083,827
国庫支出金	255,575,496,299	県財政安定化基金拠出金	7,651,532
県支出金	65,255,091,399	特別高額医療費共同事業拠出金	256,607,935
支払基金交付金	340,479,908,000	保健事業費	3,059,631,236
特別高額医療費共同事業交付金	232,661,996	公債費	0
寄附金	0	諸支出金	13,165,624,286
繰入金	2,090,601	予備費	0
繰越金	29,901,528,194	合計	821,242,598,816
県財政安定化基金借入金	0	※ 差引	27,250,396,648円
諸収入	1,891,728,462	差引合計	27,474,312,925円
合計	848,492,995,464		

後期高齢者議会 特別会計決算認定案への質疑(8月16日)

軽減特例の廃止など負担増を押し付け高齢者に負担増。所得の少ない人に短期保険証の交付をするな

伊藤建治議員(春日井市)



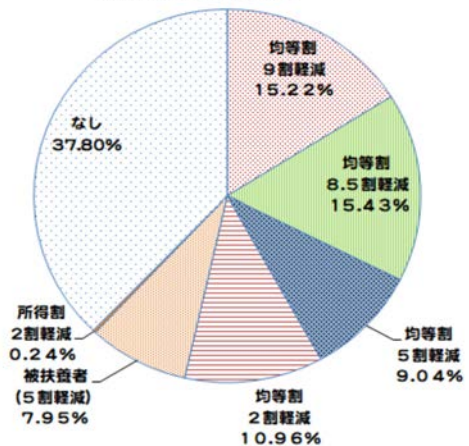
* 質問や答弁の年月は、すべて西暦表記に統一しています。

制度改正の影響について

保険料軽減特例の見直しによる被保険者への負担増の件数や金額は

【伊藤議員】2018年度は①保険料の所得割の軽減特例が廃止②元被扶養者の均等割額の一律軽減は7割から5割になった。3月議会で①は対象9万8,000人で影響額5億円、②は対象4万3,000人で影響額は3億7,900万円との説明だったが、実際はどうだったのか。

2018年度の保険料軽減者の割合(後期高齢者医療制度)



所得割での増額10万人、5.2億円、元被扶養者での増は4万1千人、3.7億円(課長)

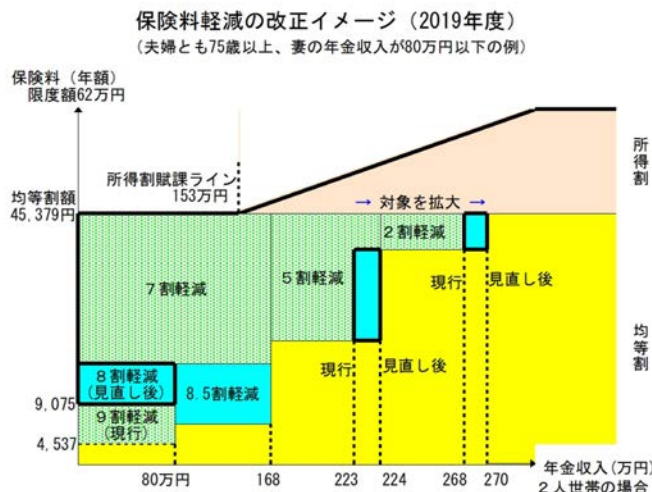
【管理課長】2018年度確定賦課時点で算出。①所得割軽減の見直しに伴う影響は、保険料増が約10万人、影響額は約5億2,000万円、見込みより約2,000人増、影響額が約2,000万円増。②元被扶養者の均等割軽減の見直しでは保険料増が約4万1,000人、影響額は約3億7,000万円。予算時より対象が約2,000人の減、影響額は約2,000万円の減でした。

高額療養費の限度額次期上げでの負担増は

【伊藤議員】高額療養費の自己負担限度額も2段階に分けて引き上げられ、2018年8月から高額療養費の上限額が現役並みになりました。予算議会では、2018年3月から7月診療分の5カ月分について、第1段階の改正前と改正後との比較で9億5,800万円、2018年8月の第2段階の改正で18億8,500万円、合わせた28億4,300万円が今会計への影響額との答弁だった。実際はどうなったのか。

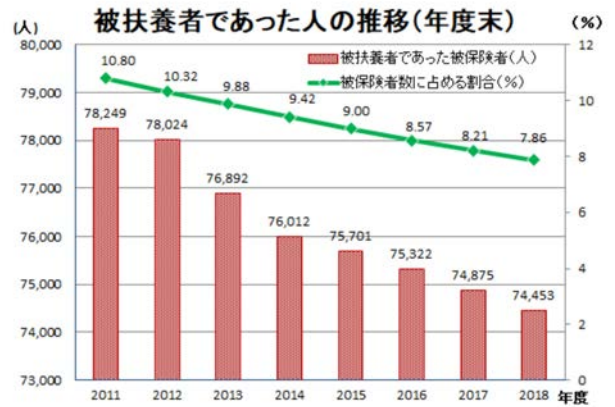
予算での見込み通り(課長)

【給付課長】予算議会での影響額は、2016年時点の被保険者の診療データをもとに見込み、当時とは、対象被保険者や医療費の状況等、個々の条件が異なる



高額療養費の負担区分の見直し

負担区分		自己負担限度額(月額)	
(~平成30年7月)	(平成30年8月~)	個人の限度額(外来のみ)	世帯の限度額(外来+入院)
現役並み所得のある方	課税所得 145万円以上	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1%[4回目からは140,100円]
	課税所得 380万円以上		167,400円+(医療費-558,000円)×1%[4回目からは93,000円]
	課税所得 145万円以上		80,100円+(医療費-267,000円)×1%[4回目からは44,400円]
一般	一般	1割	18,000円(年間144,000円を上限) 57,600円[4回目からは44,400円]
区分II	区分II	1割	8,000円
区分I	区分I	1割	8,000円



そのため、全く同じ条件で影響額を算出するのは困難だが、予算時は、制度変更による影響を約28億円と見込み、高額療養費を344億616万5,000円とした。決算は、高額療養費は345億8,871万388円と、当初予算額と近い額で、おおむね見込みどおりだった。

短期保険者証について

短期保険証の発行件数などは

【伊藤議員】短期保険証の発行数の推移、所得階層別の内訳、発行している市町村数はいくらか。

短期保険証交付状況(2019年3月末)

自治体	交付件数	未更新件数	自治体	交付件数	未更新件数
名古屋市	300	97	豊明市	12	2
豊橋市	56		日進市	8	
岡崎市	39	5	田原市	17	4
一宮市	53	12	愛西市	9	4
瀬戸市	13	1	清須市		
半田市	5	3	北名古屋市	13	4
春日井市			弥富市	5	1
豊川市	16	3	みよし市		
津島市			あま市	17	5
碧南市			長久手市		
刈谷市	11	3	東郷町	1	1
豊田市	39	4	豊山町		
安城市	23		大口町		
西尾市	4	1	扶桑町		
蒲都市	16	3	大治町	7	
犬山市			蟹江町	2	
常滑市			飛島村		
江南市			阿久比町		
小牧市	19	2	東浦町		
稲沢市	2		南知多町	1	
新城市	6		美浜町	3	
東海市	9	2	武豊町		
大府市	5		幸田町	3	
知多市	8	2	設楽町		
知立市	11	2	東栄町		
尾張旭市	5		豊根村		
高浜市			市町村数	34	22
岩倉市	10	4	合計	748	165

「未更新件数」は、有効期間が経過し、無保険となっている件数

2018年度末で短期保険証は748件の交付、 うち所得ゼロは285人、未発行自治体が20

【管理課長】短期保険証は、2017年3月末現在811人、2018年3月末現在806人、2019年3月末現在が748人。

「旧ただし書き所得」をもとにして所得階層を説明。2019年3月末現在の短期保険証交付者748人の内訳は、所得0円285人、58万円以下125人、200万円以下277人、400万円以下42人、600万円以下12人、600万円超が7人です。

2019年3月末現在、短期保険証の発行市町村数は54市町村のうち34市町、未発行は20市町村。

発行しない市町村の取り組みは（再質問）

【伊藤議員】約4割の市町村に発行がない理由は、

地域性による（課長）

【管理課長】交付基準に満たないとか、交付しなくても納付相談が可能など、市町村の規模や地域性などの違いによる。

発行していない自治体に学べ（再質問）

【伊藤議員】短期保険証の92%が所得200万円以下。所得0が285人と約4割を占め、滞納している方のほとんどは、払いたくても払えない状況下にあるのではないかと。短期保険証の発行は慎重に取り扱い、20市町村の努力を、全県的な取り組みにすべきだ。

短期証は効果がある（課長）

【管理課長】市町村の収納対策は規模や地域性など

の違いを踏まえながら実施しており、県内一律の取り組みをお願いすることは困難である。

未発行20市町村のうち、収納率が県平均を上回る市町村は8市町村、県内市町村の上位10位以内に4市町村が入り、初期未納対策などのきめ細やかな収納対策で十分な成果を得ている。一方、県平均を下回る市町村が12市町で、下位10位以内に5市町が入り、収納対策に検討の余地がある。これをみても短期保険証を活用した収納対策は一定の効果がある。

特別会計決算認定案への 反対討論(8月16日)



保険料軽減特例の見直しで負担増

2018年度は、所得割率と均等割額を引き下げる保険料率改定で、予算ベースで約10億9,100万円の被保険者の負担軽減がありました。

しかし、軽減特例の廃止縮小の制度改定も同時に行われ、保険料の所得割の軽減特例の廃止の影響で、約10万人に約5億2,000万円の負担増となった。1人当たり約5,200円の負担増になる。

元被扶養者の均等割額の一律軽減を7割から5割へと改めたことによる影響が約4万1,000人、約3億7,000万円、1人当たり約9,000円の負担増になった。

高額療養費の自己負担限度額の改正で、影響額は、従前比で28億4,300万円、通年換算では36億400万円もの負担増です。

余りに過酷な負担増を実施した今決算は認定できる内容ではない。

一般質問
(8月16日)

保険料改定の見通し／健診受診率の引き上げ

伊藤建治議員(春日井市)

保険料改定の見通しは

医療費や剰余金の見通しはどうか

【伊藤議員】来年度は保険料率改定が行われます。被保険者の負担は急速に、かつ大幅に増加しており、保険料はそれらに配慮した内容であるべきです。

保険料率改定に関わる項目のうち、影響の大きい、①1人当たり医療費の動向②診療報酬③後期高齢者負担率④剰余金、についての見通しを伺います。

一人当たり医療費は変わらず、高齢者負担率は上昇、剰余金があれば活用する（課長）

【総務課長】1人当たり医療費の動向は、医療の高



度化や高額薬剤の増加等で上昇する傾向にあるが、診療報酬のマイナス改定や高額療養費の制度改正等の押し下げ要因もあり、2016年度以降は2018年度まで94万円台で推移している。

診療報酬は、2016年度以降、薬価の引き下げに伴うマイナス改定が継続。来年度の改定率は年末に示される見込みで、医療費見込みに反映させる予定。

後期高齢者負担率は、医療給付費に対する後期高齢者の保険料による負担割合を定めるもので、少子高齢化の進行に伴い、2008・2009年度の10%を起点に徐々に上昇、2018年度・2019年度は11.18%となり、今後も上昇が見込まれる。

剰余金は、2018年度決算で、特別会計の歳入歳出差引額272億円余のうち、市町村・国等の負担金等の精算に伴う返還金や2019年度保険料の抑制に充てた分を除き、約78億円。2019年度も剰余金が生じる見込みなら、その額も加えて、2020年・2021年度の保険料率改定で保険料の抑制に活用する予定。

引き下げができる条件が整っている(再)

【伊藤議員】1人当たり医療費の額は、医療費の総額であり、高額療養費の自己負担限度額の大幅な引き上げで保険者側の給付費は減っている。1人当たり医療費は同じでも、給付費は減っている。

診療報酬も今後も大きくプラス改定になるとは考えにくい。

後期高齢者負担率は上昇していくと思いますが、本来は国が責任を持つべきもの。

剰余金は、2018年度決算でも272億円もの歳入歳出の差し引き差額があります。補正予算で処理した市町村・国等の負担金等の精算が約120億円ですから、純粋な黒字は約152億円、2019年度の保険料の抑制に充てた分を除いても、約78億円の未処分の剰余金がある。

医療費実績の推移

	一人当たり 医療費	一人当たり 件数	1件当たり 医療費	1日当たり 医療費
2010年度	912,680円	28.3件	32,225円	14,727円
2011年度	924,525円	28.8件	32,096円	15,059円
2012年度	927,431円	29.3件	31,706円	15,412円
2013年度	941,626円	29.7件	31,697円	15,855円
2014年度	941,916円	30.1件	31,331円	16,169円
2015年度	960,009円	30.4件	31,541円	16,681円
2016年度	940,921円	30.6件	30,708円	16,705円
2017年度	946,433円	30.8件	30,721円	17,183円
2018年度	944,634円	31.0件	30,513円	17,504円

2018年度特別会計の歳出では、県財政安定化基金に765万円を拠出しています。県財政安定化基金は、予期せぬ保険給付増や保険料未納により財源不足となった時のために、保険料収入の約3%を積み立てるといもので、愛知県では久しく取り崩していませんが、保険料増加抑制のためにも使えるという枠組みになっています。

これらの状況から、今度の保険料率改定においては、引き下げができる条件が整っているのではないかと。県財政安定化基金を使って、まずは上昇を抑制し、さらに剰余金を使って引き下げをする。二段構えの取り組みで、保険料率の引き下げができるのではないかと。

財政安定化基金は使えない(事務局長)

【事務局長】剰余金は、保険料率の軽減に充てるべきものと考え、過去にも活用してきた。

財政安定化基金は、剰余金を活用してもなお保険料率が増加する場合に活用が認められるものであり、そのような形で保険料率の引き下げを行うことは認められていない。

保険料の独自軽減に工夫を(再々)

【伊藤議員】この間、たて続けに行われてきた軽減特例の廃止や高額療養費の自己負担限度額引き上げは、後期高齢者医療制度発足以来、最大の負担増だ。

保険料率改定は、広域連合に裁量があり、保険料率改定くらいは、大幅な引き下げができるように知恵を絞るべきだ。東京がやっているような独自の軽減もやってもいい。連合長の所見を聞く。

役人の言う通りにはしないので勉強させてほしい(連合長・河村市長)

【連合長(河村市長)】原稿には、「大幅な引き下げを行うことは困難である」と書いてあります。

そもそも何でこういう制度をつくったかというのは、競争しようじゃないかというところがあるんです。だから東京がもし下げているんだったら、一遍ちゃんと調べてみて。

2018年度・2019年度の保険料率改定における
財政安定化基金活用状況

	基金取崩額	
	2018年度	2019年度
北海道	690,000,000円	690,000,000円
静岡県	673,466,500円	673,466,500円
京都府	424,000,000円	424,000,000円
徳島県	145,000,000円	145,000,000円

議員さんが言われるように、確かに貧富の差が激しいですね、今は。御苦労されておられる方が多いです。財政危機というのはいさななんです。財政危機が本当だったら公務員の給料は下がるはずですよ。根本的にうそですから。

名古屋市は、国保の均等割を3%ぐらい10年前に下げさせていただきましたが、そういうことはできないのかと。

役人の書いた説明を見ますと、その分、一般会計から繰り入れなければいけないので若者の負担になると言いますが、たまっている金があるんじゃないか。

そのほか、行政改革とかをやりたいというのがこういう制度をつくった趣旨でしょう、本来。東京がやっておっても、うちはできない。「そんな水臭い話をしておいてどうするんだ」と言っておったのですけど。

私もちょっと忙しいので、よく勉強させていただきまして、名古屋の精神ですね、減税もしておりますし、やっぱり1円でも税金、保険料もそうですけど、安くして、1円でも福祉の方を充実させるというのに挑戦していきたいと思っておりますので、まあちょっと時間をください。勉強させていただきませぬ。役人の書いたとおりにしませんので。

健診率向上について

健診率の高い自治体の取り組みを生かしたか。全体ではなぜ下がったのか

【伊藤議員】2018年度の後期高齢者医療の健康診査事業の受診率は35.89%と、前年度を下回りました。国民健康保険の特定健診受診率に対しても5ポイント近く下回っている。着目すべきが、市町村によって受診率の偏差が激しいという点です。

事業概況によると、2018年度の受診率の高い自治体、1位は武豊町62.50%、60%超の自治体は、東浦町、半田市。50%超は岡崎市、一宮市、東海市、高浜市、扶桑町。以上8つの自治体は、前回と変わらず高い受診率です。

一方、低いのは西尾市、南知多町が25%未満、名古屋市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、小牧市、北名古屋市が30%未満となっています。こちらも同じ顔ぶれです。ただし、名古屋市、豊橋市、豊川市は、25%未満から25%超となりました。

人口規模にかかわらず受診率の偏差があるので、各市町村の健診に対する取り組みの違いによるもの

と推察され、受診率の高い自治体の取り組みを、全県で展開できれば、受診率は大幅に引き上げられる。

前回の答弁では、健康診査の実施期間、実施方法、また受診勧奨の方法は自治体によって異なる。受診率の高い市町村では、受診券の送付時期及び受診期間の配慮、地域の医師会やかかりつけ医による周知啓発の協力を得ていることなどが、共通の取り組みとして把握できたとのことでした。受診率の高い市町村の取り組みの展開を図るとの答弁もあったが、その後の取り組み状況はいかがか。

また、ごくわずかだが、前年度比で受診率は低下しているが、この要因についての見解を伺います。

新たな取り組みをしたのが14自治体(課長)

【給付課長】健康診査受診率の高い市町村の取り組みは、市町村担当課長会議、市町村訪問の機会を使って周知を図り、その結果、未受診者への個別勧奨や広報掲載、健診の期間延長や集団健診の回数の追加、健康イベント等での受診の啓発など、取り組みを開始した市町村が14あった。

2018年度の広域連合全体の健康診査では、受診者数は1万1,825人増加したものの、受診率は0.02ポイントの減少となった。近年、伸びがやや停滞しているが、一方で受診者数は毎年増加している。

受診率停滞の要因は被保険者の健診受診に対する関心や地域ごとの健診の受診環境などが考えられる。

保健事業 件数/金額(主要施策報告書より)

項目 年度	健康診査	歯科健診	人間ドック 脳ドック含む	協定保養所
2010	205,223人 1,278,921,126円 受診率 30.73%	-	11市町村 28,382,000円	7,029人 7,029,000円
2011	220,056人 1,735,346,086円 受診率 31.46%	-	11市町村 34,278,000円	7,391人 7,391,000円
2012	236,634人 1,918,439,878円 受診率 32.67%	-	15市町村 41,412,000円	8,374人 8,374,000円
2013	248,762人 2,093,031,193円 受診率 32.92%	-	15市町村	8,426人 8,426,000円
2014	266,353人 2,288,103,075円 受診率 34.21%	-	16市町村 59,811,000円	8,917人 8,917,000円
2015	283,242人 2,452,232,131円 受診率 35.10%	15市町村 2,446,000円	18市町村 121,587,000円	9,819人 9,819,000円
2016	294,718人 2,571,164,560円 受診率 35.04%	19市町村 3,036,000円	20市町村 146,198,000円	10,636人 10,636,000円
2017	315,562人 2,769,201,799円 受診率 35.91%	23市町村 3,934人 4,245,000円	22市町村 7,309人 170,700,000円	11,320人 11,320,000円
2018	327,389人 3,059,631,236円 受診率 35.89%	30市町村 7,468人 8,557,000円	22市町村 8,848人 128,025,000円	10,882人 10,882,000円

引き続き、被保険者への啓発方法など、受診率の高い市町村での好事例等を紹介しながら受診率の向上に努めていく。

受診率を伸ばした自治体もある（再質問）

【伊藤議員】市町村ごとの受診率の推移に着目をしました。事業概況には2014年度からの受診率の推移が記載され、5年間で、受診率を大幅に伸ばしている自治体が幾つかあり、最も顕著なのが阿久比町で、2014年度に26.73%だったのが、2018年度では42.6%、16ポイント近くも伸びています。常滑市、大府市、知多市は、いずれも5ポイント以上伸ばして、40%台に到達をしています。これら、伸び率が高い市町村では、何がしかの施策展開がなされたものと推察しますが、把握していることがあるか。

健診か所の拡大や医師からの勧奨（課長）

【給付課長】市町村が健診の受診会場を準備する集団健診に加え、地域内の医療機関でも健診が受診できるようにする個別健診を開始したところがある。

個別健診を行っている医療機関において、健診受診の啓発ポスターを掲示したり、医師から後期高齢の被保険者の方に対して健診を受診するよう声かけをしたりといった受診勧奨の取り組みがあり、高齢者の方が集まるサロン等に出向いて、健診受診の御案内をする受診啓発の取り組みもあった。

広域連合といたしましても、これらの事例を参考に、今後も、受診率向上の取り組みを市町村に紹介しながら、広域連合全体の受診率向上に努めたい。

後期高齢者医療制度の開始で、国保の葬祭費が大きく減ったので市町村に負担を求めるべき（意見）

【伊藤議員】愛知県後期高齢者医療広域連合、第2期健康保健事業実施計画、データヘルス計画の中で示されていた、疾病最小分類別の医療費割合という資料において、1位が慢性腎不全の透析ありでした。しかも、この慢性腎不全の透析ありの医療費は、愛知県は、全国平均と比較をしても、2.5ポイントも高い水準です。

慢性腎不全の大きな要因の1つが、糖尿病です。

糖尿病の治療を早期にスタートできれば、透析が必要な腎不全にまで至らずにすむ方が増えるのではないかと考えています。そのためには、やはり健康診査の受診率を上げていくことが必要ではないかと考えています。歯科健診についても、同じ視点で有用性があります。

健診受診率の高い自治体と同じ取り組みを全県で展開できれば、受診率60%台にまで引き上げられることができるはず。引き続き、その向上に努められるようお願いをいたします。

歯科健診実施自治体の拡大を

【伊藤議員】歯科健診の実施自治体は毎年増え、30自治体が実施していますが、全ての自治体での実施が望ましい。実施自治体を増やすための取り組みについて伺います。

2018年度は30自治体で7468人が陰診（課長）

【給付課長】2018年度の後期高齢者医療の歯科健康診査は、愛知県内の30の市町村で実施しており、受診者数は7,468人でした。2017年度は実施市町村数は24、受診者数3,924人であり、2018年度は前年度に比べ、実施が拡大しています。

歯科健康診査は、口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防につなげることを目的として実施しており、当広域連合としましても、重要な保健事業の1つと考えております。

今後も引き続き市町村へ歯科健康診査の実施を依頼するとともに、歯科健康診査実施費用の市町村補助などを行いながら、実施市町村数の拡充に努める。

さらなる拡大を（意見）

【伊藤議員】日本人の死因の4位の肺炎は、嚥下性肺炎が多いとされています。また、歯周病を治療して口腔内の健康を保つと血糖値がコントロールしやすくなり、糖尿病の改善に関係することも近年わかってきました。

歯科健診については重要な保健事業の1つであり、実施市町村数の拡充に努めるとのことでしたので、今後の推移を見守りたい。

請願

保険料の軽減などは当然の願い。ぜひ採択を

伊藤建治議員(春日井市)



請願に対する見解【事務局長】

1：低所得者に対する保険料軽減は、全国一律に国

の制度どおり行っている。

2：生活保護基準1.4倍以下の世帯へも、全国一律の措置として、国の制度どおり行っている。

3：短期証は納付相談の機会を設けて、保険料の納付につなげるために発行している。差し押さえは、十分な収入、資産等があるにもかかわらず納めない被保険者に対して行われている。

4：懇談会の委員は、制度の内容を理解していない方もふくめ、制度の周知方法などの意見をきくことも必要と考えて無作為抽出している。

5：国に対して意見書を提出する件のうち

①国による財政支援の拡充は、後期高齢者医療広域連合協議会から、後期高齢者医療制度に関する要望書を、2019年6月12日に厚生労働大臣宛に出している。

②窓口負担割合引き上げは、先ほどの国に対する要望書で、低所得者等の生活に大きな影響を与えるので、現行制度を継続することを求めている。低所得者の保険料均等割額に係る軽減特例は、予算議会で条例改正を認めてもらった。

採択を求める討論

高齢者の負担はもう限界だ

【伊藤議員】今年4月、財務省の財政制度等審議会で、社会保障費の圧縮、削減に向けた案が示されました。後期高齢者医療制度の窓口負担の1割から2割への引き上げなど、高齢者にさらなる痛みを強いる中身です。

議案質疑や、一般質問でも明らかにいたしましたように、もう既に非常に大きな負担増を強いる改定が、次々と実施をされています。さらなる負担増ともなれば、もはや社会保障制度としての体をなさなくなる。この請願は、いずれの請願事項も、後期高齢者医療の運営に対する建設的な問題提起であり、採択すべきものです。

請願事項1 低所得者への負担軽減を

2008年の後期高齢者医療制度発足時には、特に低所得者の保険料の負担を軽減するための仕組みが幾つもあった。均等割額の9割、8.5割軽減、元被扶養者の均等割額一律9割軽減、年金収入153万円から211万円の方の所得割の5割軽減、これらの特例軽減のほとんどが廃止、あるいは廃止に向けて縮小中です。

保険料滞納により、短期保険証の発行を受けている被保険者の大半が年間所得200万円以下の低所得者であるということも鑑みれば、低所得者に対する保険料軽減制度を求める声は、真摯に受け止めるべ

請願第2号

後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

【請願事項】

1. 愛知県内の多くの国民健康保険で実施されている低所得者に対する独自の保険料軽減制度を設けてください。
2. 一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対して実施してください。
3. 保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「財産の差し押さえ」は行わないでください。
4. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、愛知県国民健康保険運営協議会と同様に、広く被保険者から公募するよう改めてください。
5. 国に対して、次の項目の意見書を提出してください。
 - ①次期保険料率改定に向けて、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充してください。
 - ②後期高齢者の窓口負担割合引き上げや保険料軽減特例を撤廃しないでください。

き内容です。

請願事項2 減免大正の拡大を

一部負担金は、現在、生活保護基準の1.15倍以下の所得で免除、1.3倍以下で5割または10割の減額となっているが、生活保護基準そのものが引き下げられています。真に困窮している人に対する制度として機能させるために、一部負担金減免の対象の拡大を求めるものです。

請願事項3 短期証はやめよ

受診機会を保障する上では、短期証の発行は好ましくありません。また、財産差し押さえも生活そのものへの影響が懸念されるものでございます。滞納者に対しては納付の勧奨に努め、分割納付を活用するなど、丁寧な対応がなされるべきものです。

請願事項4 懇談会委員は公募で

後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員の選任に当たっては、多くの広域連合が広報誌などで公募しているのに対し、愛知県では無作為に抽出した400人に募集チラシを送付する方法をとっています。意欲と能力のある委員を選任するために、広く呼びかけをすべきではないでしょうか。

請願事項5 国の制度で負担軽減を

そもそも後期高齢者医療制度の創設の狙いは、社会保険の扶養家族から医療費のかかる高齢者を切り離し、社会保険の負担の軽減を図り、そこに拠出する企業の負担の軽減を図るというもの。

医療の必要性が高い高齢者だけを集めて保険制度

を構築すれば、加入者の負担は大幅に増えることは必然です。そうならないための措置として、機能してきた軽減特例のほとんどを、短い期間のうちに一気に取り払ってしまいました。

後期高齢者医療制度を社会保障制度として機能させていくためには、被保険者が払える保険料、窓口負担でなければならない。そのためには、定率国庫負担割合の増加や、国の責任ある財政支援を拡充するなど、十分な措置が必要です。

先ほど事務局からも説明がありましたように、今

年6月12日に開催されました全国広域連合長会議で採択された要望書にも、同様の趣旨がございます。愛知の連合議会からも、同様の意見書を提出すべきでございます。

請願の採択を

以上、請願項目の趣旨について申し上げました。多くの議員の皆さんの賛同を御期待申し上げまして、以上といたします。

資料

新規資格取得者の事由 (年度末) (単位:人)

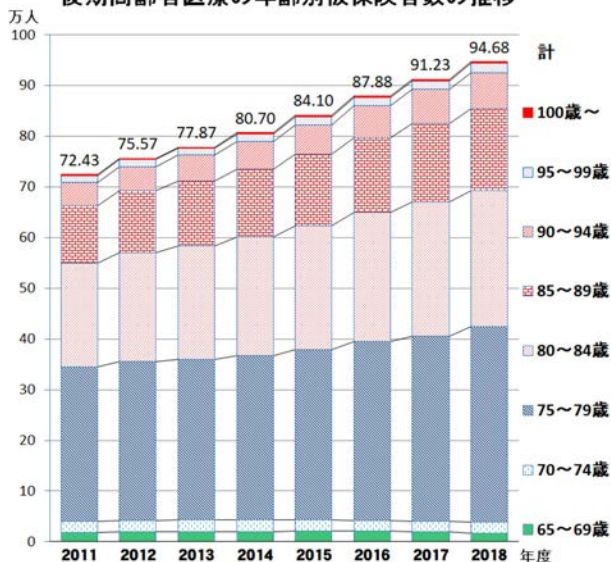
年度	転入	生活保護廃止	年齢到達	その他	計
2010	1,574	320	64,299	7,007	73,200
2011	1,654	398	64,746	7,483	74,281
2012	1,674	408	67,560	8,913	78,555
2013	1,714	491	60,454	8,733	71,392
2014	1,809	477	67,385	8,191	77,862
2015	1,759	467	75,404	7,357	84,987
2016	1,799	475	82,028	6,938	91,243
2017	1,907	605	79,201	6,906	88,619
2018	2,095	558	81,274	6,767	90,694

※障害認定による資格取得は「その他」に含まれる。

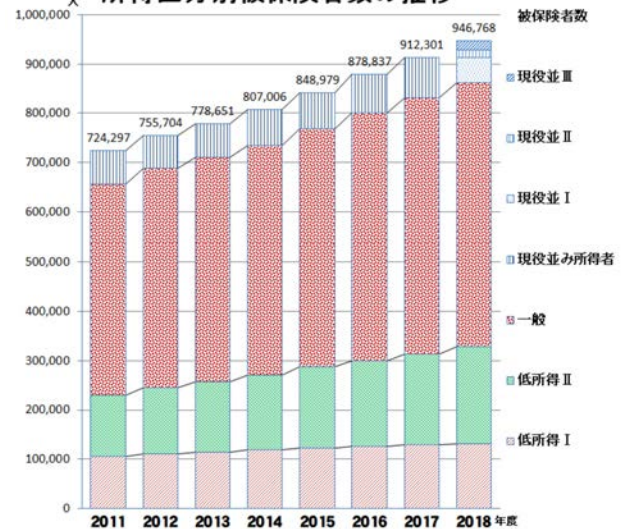
被保険者数の状況 (年度末)

年度	被保険者数(人)	対前年度比(%)	65歳以上75歳未満の障害認定者(人)	対前年度比(%)
2010	696,054	104.2	40,906	98.3
2011	724,297	104.1	40,598	99.3
2012	755,704	104.34	41,595	102.46
2013	778,651	103.04	42,989	103.35
2014	807,006	103.64	43,483	101.15
2015	840,979	104.21	42,853	98.55
2016	878,837	104.50	41,610	97.10
2017	912,301	103.81	40,532	97.41
2018	946,768	103.78	39,232	96.79

後期高齢者医療の年齢別被保険者数の推移



後期高齢者医療制度の所得区分別被保険者数の推移





保険料の減免状況(現年賦課分・事業概要より)

年度	件数	減免額
2012年度	371件(34)	9,563,600円(1,031,200円)
2013年度	333件(6)	8,462,900円(380,300円)
2014年度	389件(8)	10,319,700円(321,500円)
2015年度	247件(7)	7,525,500円(137,800円)
2016年度	257件(10)	7,128,900円(108,300円)
2017年度	279件(9)	7,737,200円(106,100円)
2018年度	281件(7)	9,168,200円(83,700円)

()内は東日本大震災被災者

一部負担金免除の実績

年度	件数	免除額	うち大震災関連
2012年度	728件	2,031,747円	519件、1,504,086円
2013年度	269件	1,526,202円	119件、369,975円
2014年度	204件	913,362円	132件、442,060円
2015年度	253件	2,350,793円	144件、1,188,640円
2016年度	375件	2,647,182円	153件、1,638,531円
2017年度	378件	1,765,758円	211件、1,224,068円
2018年度	336件	2,985,865円	190件、859,3398円

保険料の推移(事業概況より)

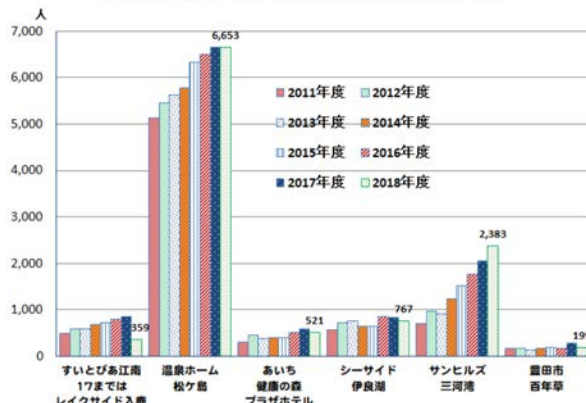
年度	均等割	所得割率	1人り保険料	収納率
2008年度	40,175円	7.43%	76,388円	99.40%
2009年度	40,175円	7.43%	75,283円	99.26%
2010年度	41,844円	7.85%	76,210円	99.40%
2011年度	41,844円	7.85%	75,588円	99.48%
2012年度	43,510円	8.55%	80,275円	99.47%
2013年度	43,510円	8.55%	79,930円	99.51%
2014年度	45,761円	9.00%	83,235円	99.53%
2015年度	45,761円	9.00%	81,325円	99.56%
2016年度	46,984円	9.54%	85,155円	99.56%
2017年度	46,984円	9.54%	86,227円	99.56%
2018年度	45,379円	8.76%	83,339円	99.64%

保険料の法定軽減対象者数(延べ人数)(事業概況より)

区分	年度	2014	2015	2016	2017	2018	
均等割額	9割軽減	136,550	143,172	145,921	148,806	152,316	
	8.5割軽減	119,181	128,076	136,397	145,664	154,454	
	5割軽減	53,980	65,477	72,815	81,286	90,499	
	2割軽減	65,408	77,524	87,809	98,837	109,663	
	被扶養者*	9割	81,739	81,459	81,022		
		7割				80,516	
5割						79,594	
小計	456,858	459,708	523,964	555,109	586,526		
所得割軽減	5割**	84,801	90,744	97,309			
	2割**				103,610	2,401	
合計		541,659	586,452	621,273	658,719	588,927	

* : 2016年度までは9割、2017年度は7割、2018年度は5割軽減
 ** : 2016年度間では5割、2017年度は2割軽減。2018年度で廃止

協定保養所の利用実績【後期高齢者医療連合】



声明・申し入れなど

6月議会以後9月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 「表現の不自由展・その後」に対する河村市長発言に抗議し、同企画展の再開を求める申し入れ（8月5日）

「表現の不自由展・その後」に対する河村市長発言に抗議し、同企画展の再開を求める申し入れ

2019年8月5日

名古屋市長 河村たかし 様

日本共産党名古屋市議員団
団長 田口一登

あいちトリエンナーレの企画展の一つである「表現の不自由展・その後」が、同実行委員会会長である大村秀章愛知県知事の表明で、8月3日限りで中止になりました。

同企画展が中止に追い込まれた契機となったのが、8月2日に河村たかし名古屋市長が大村秀章実行委員会会長に対して行った中止要請です。河村市長は、その中で、同企画展が「表現の不自由という領域ではなく、日本国民の心を踏みにじる行為であり・・・行政の立場を超えた展示が行われている」と表明していますが、同企画展は、美術館等で展示を拒否されたり、一度展示されたものを撤去されたりした作品をその経緯とともに展示し、「（表現の）自由をめぐる議論の契機を作りたい」（同企画展実行委員会あいさつ文）として企画されたものであり、個別の作品への賛意を示したものではありません。それにもかかわらず、中止を求めた市長の発言は、憲法21条が保障する「表現の自由」を侵害するものであり、断じて許されません。しかも、憲法21条は検閲を禁止しています。市長が、展示物の内容を問題にして展示を中止させるというのは、まさに憲法違反の事実上の検閲にほかなりません。

憲法21条で、「・・・一切の表現の自由は、これを保障する。・・・検閲は、これをしてはならない。」としているのは、先の戦争に突き進んだ時の政治権力によって「表現の自由」が侵されたことの反省に立ったものです。「表現の自由」が脅かされるときは、国民の人権が脅かされるときです。文化・芸術を自由に創造し、また鑑賞することは国民の基本的な権利であり、それを保障することが行政の責務です。「表現の自由」を侵害する河村市長の発言は、行政の長としての資格を欠いたものと言わざるをえません。

日本共産党名古屋市議員団は、このような河村市長発言に強く抗議するとともに、「表現の自由」を守る議論の契機となるよう「表現の不自由展・その後」の再開を求めます。企画者側は来場者や職員の安全が危惧されることを中止の理由にしていますが、不当な暴力や脅迫から「表現の自由」と市民の安全を守ることこそ行政の責務であり、そのためのさらなる努力を強く求めます。

資料

- 資料1 収支見通しと新年度予算の編成方針 (8月30日)
- 資料2 2020予算に対する要望書 (9月10日)
- 資料3 あいちトリエンナーレ2019 Q&A
- 資料4 減税議員のまちきれい発言の経緯
- 資料5 人勸
- 資料6 新聞記事

資料1 財政収支見通し及び2020年度予算編成について (8月30日)

一般会計収支見通し 2019は予算、他は見込み (単位: 億円)

区分	2019	2020	2021	2022	2023
歳入					
市税	5,945	5,922	5,886	5,941	5,988
減税前	6,064	6,030	5,986	6,034	6,082
5%減税額	△119	△108	△100	△93	△94
市債	904	810	839	837	904
うち臨時財政対策債	(180)	(124)	(124)	(124)	(124)
その他	5,650	5,736	5,784	5,833	5,844
うち地方交付税	(68)	(60)	(60)	(60)	(60)
計	12,499	12,468	12,509	12,611	12,736
歳出					
人件費	2,670	2,688	2,689	2,700	2,678
扶助費	3,228	3,348	3,423	3,491	3,564
公債費	1,285	1,288	1,260	1,266	1,290
投資的経費	1,140	1,171	1,186	1,199	1,242
その他	4,176	4,049	4,059	4,085	4,135
計	12,499	12,544	12,617	12,741	12,909
差引収支	-	△76	△108	△130	△173

収支不足への取り組み(単位: 億円)

区分	年度	2019 (参考)	2020	2021	2022	2023
行財政改革の取り組み		81	51	96	130	173
経常分		51	41	86	130	173
臨時分等		(30)	(10)	(10)	(-)	(-)
歳出の削減		60	49	96	130	173
内部管理事務等の見直し		35				
うち臨時分等		(5)				
事務事業の見直し		14				
公の施設等の見直し		3				
外郭団体に関する見直し		8				
うち臨時分		(8)				
歳入の確保、その他		20				
うち臨時分等		(17)				
人件費関係分		1				
定員の見直し		1	2			
その他人件費の見直し		0	-			
財源対策		25	25	12	-	-
貸付金の返還		25	25	12	-	-
合計		106	76	108	130	173

(注)2019年度は予算での対応

一般会計市債現在高年度末見込み	16,013	15,847	15,721	15,695	15,686
-----------------	--------	---------------	--------	--------	--------

1 今後の財政収支見通し

収支見通しの作成方法

区分	説明	
歳入	市税	2020年度は直近の経済情勢等を勘案して推計し、2021年度以降は内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」で示された名目経済成長率の見通し等を勘案して各年度の税収の伸びを見込む
	市債	歳出に合わせて現行の充当率で積算
	地方交付税、臨時財政対策債	2020年度は2019年度見込みとし、2021年度以降も同額
	その他	歳出に合わせて増減するもの及び臨時収入は積算し、それ以外は2019年度予算を参考に推計
歳出	人件費	退職手当は所要額、その他は2019年度予算に定昇分等を勘案し推計
	公債費	市債発行額に応じ積算
	投資的経費	債務負担行為等により事業費が確定しているものは所要額、その他は2019年度予算を参考に推計
	扶助費、その他	債務負担行為等により事業費が確定しているものは所要額、員数の伸び等により年度毎に増減がある事業は積算し、その他は2019年度予算を参考に推計

2 2019年度予算の財源配分の考え方

以下の経費区分により 一般財源を配分

- ① 経常経費 } 事務事業の積極的なシフト見直しを促し、財源不足に対応するため、圧縮して配分
- ② 経常化している政策経費 }
- ③ 法定事業 債務負担行為等経費 → 所要見込額を配分
- ④ 臨時・政策経費必要額 → 92億円を留保

2020年度予算編成の予算配分の考え方

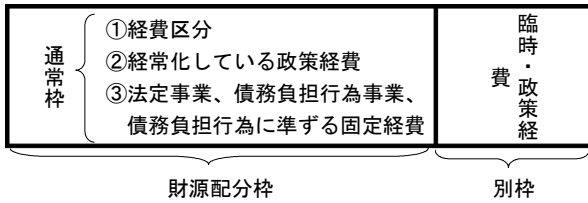
経常経費 経常化している政策経費	法定事業 債務負担行為等経費	臨時・政策 経費必要額
特定財源(国庫補助金など)	特定財源(国庫補助金など)	特定財源
一般財源(市税収入など) 2,230億円 ↓ 圧縮 2,189億円	一般財源(市税収入など) 4,922億円	一般財源 92億円
行財政改革の取り組み 41億円		

経費圧縮の考え方(行財政改革の取り組み、節減など)

- ・ 人件費…計画的な定員管理等による削減額
- ・ 扶助費、維持補修費…圧縮なし(2019 圧縮なし)
- ・ 貸付金…△5%(2019 △5%)
- ・ 投資的経費、物件費、補助費等…△10%(2019 △10%)

〈参考〉経費区分について

1 概念図



2 経費区分別の主な事業

	経費区分	主な事業
[通常枠]	経常経費	人件費、庁用経費、施設運営費など
	経常化している政策経費	各種助成制度、ごみ処理経費など
	法定事業	生活保護扶助費、障害者自立支援制度、子どものための教育・保育給付等、児童手当など
	債務負担行為事業	焼却工場の整備、公営住宅の建設など
	債務負担行為に準ずる固定経費	公債費、退職手当、国直轄道路事業負担金など
[臨時・政策経費]	臨時・政策的な事業で、各局が通常枠とは別に要求し、個別に査定を行う経費	

資料2 「2020予算に対する日本共産党の要望書」 (9月10日)

市民生活を支える日々の活動に敬意を表します。

この夏、多くの災害が日本列島を襲いました。地震、豪雨、台風、そして猛暑。被災者支援と被災地の復旧・復興を全力で支援するとともに、災害から得られた貴重な教訓をこの地域での防災とまちづくりに活かしていくことが強く求められています。

さて、世界に目を転じると、核兵器禁止条約の採択に続き、朝鮮半島では南・北及び米・朝の首脳会談が行われ、同半島非核化への道が開かれてきました。いまこそ日本政府は、核抑止力論から抜け出し核兵器のない世界の実現へ、アジアと世界の平和に向けて積極的に貢献することが求められています。日本国憲法第9条を守り、そして活かすべき国際情勢となっています。

ところが残念なことに、安倍政権による「森友・加計」疑惑など国政の私物化、障害者雇用の水増しなど政治への不信任感を助長する問題が続発し、厳しい批判が高まっています。アベノミクスの5年間で、大企業の内部留保は400兆円を超える規模にふくらむ一方で、労働者の賃金は物価上昇に追いつかず実質賃金の減少が続いています。政治への不信や不満にとどまらず、くらしと平和を守るためにいまの政治を変えよう、との声が高まっています。

日本共産党名古屋市議団は、市政アンケートに取り組んでいます。既に1万通近い返信が届いており、市政への要望では、無駄な公共事業の削減・介護保険料や利用料の軽減・敬老バスの維持拡大などが上位を占めています。

しかし名古屋市政では、天守閣木造復元やリニアを起爆剤にした名古屋駅周辺開発など、呼びこみ型の大型事業がすすめられる一方で、保育・教育に対する公的責任の後退や、介護保険料の値上げなど市民の負担増が続いています。

大型事業を見直し、くらし・福祉・防災優先の市政への転換こそ急務であり、国の悪政から市民を守る防波堤となる市政の実現こそ求められています。

こうした視点から、以下333項目の要望をとりまとめました。ご検討いただき、来年度の予算編成に反映されますよう強く要望します。

1 安倍政権の暴走から市民を守るために国へ強く働きかける

1. 日本国憲法を守り、立憲主義を貫く。
2. 戦争する国づくりをすすめる憲法違反の「安全保障関連法」は廃止する。
3. 国連で採択された核兵器禁止条約をただちに批准する。
4. 憲法と教育基本法が禁じる教育への不当な政治介入を許さず、地方自治体と学校の自主的で多様な教育活動を尊重する。
5. 消費税の10%への増税は中止する。
6. 原発の再稼働は行わない。再稼働した原発は即時停止する。脱原発・再生可能エネルギーの本格的な導入へと、エネルギー政策を転換する。
7. 75歳からの医療窓口負担の2倍化、要介護度1・2の利用者の介護保険からの締め出しなど社会保障の改悪を中止し、年金や生活保護など社会保障制度の拡充をはかる。
8. 危険な米軍機オスプレイの飛行を即時に停止させ、沖縄などの配備を撤回する。自衛隊への導入を中止する。
9. 沖縄県の名護市辺野古への米軍基地建設を中止する。地方自治を尊重し、沖縄県など関係自治体と真摯に協議を行う。
10. 名古屋空港の基地機能強化に反対する。小牧基地に配備された空中給油機を撤去する。三菱重工業小牧南工場の米軍によるF-35東アジアリージョナルデポ（整備拠点）指定の取り消しを求める。

11. 日本の経済主権と国民生活を脅かすTPP11を発効せず離脱する。
12. 賭博そのものであるカジノ解禁推進法を廃止する。
13. マイナンバー制度は運用を中止し、廃止する。
14. 過労死するまで働かせる「働き方改革」関連法は廃止する。
15. 全国一律で最低賃金を時給1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざす。
16. 被災地の復興事業については国が責任を持つ。被災者生活再建支援法を改正し、支援上限額を500万円へ引き上げるとともに、支給対象を一部損壊世帯まで広げる。宅地被害への補償制度を創設する。
17. リニア計画は国の責任で問題点を検証し中止させる。同計画への財政投融資は中止する。鉄道・バスなど公共交通を確保する責任を果たす。
18. 地方交付税制度をゆがめる「トップランナー方式」を中止する。
19. 医療費助成へのペナルティを全廃し、子ども医療費無料制度を創設する。
20. 幼児教育・保育の無償化は、地方自治体の財政負担とならないようにする。

2 福祉日本一の名古屋をつくる

(国民健康保険)

21. 国民健康保険料を一人1万円引き下げる。
22. 国民健康保険の運営は都道府県単位化されたが、保険料を決める権限は引き続き名古屋市にあり、市独自減免と一般会計繰入などの施策を堅持する。
23. 愛知県に対し、国民健康保険の運営方針に関する以下の点を申し入れる。
 - ・一般会計繰入金について削減・解消の義務付けや期限設定をせず、市町村の自主性を尊重する。
 - ・財政安定化基金は市町村財政及び保険料の負担増とならない運用ルールとする。
 - ・国の財政基盤強化のための支援は一般会計繰入金の解消のためではなく、保険料軽減のために活用し、医療費削減の手段としない。
 - ・県費補助を復活する。
24. 法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減は、対象者全員に自動適用する。
25. 18歳までの子どもは、国民健康保険料「均等割」の対象としない。
26. 保険料滞納世帯に対する一律機械的な差し押さえ、資格証明書の発行などの制裁的な措置は中止する。滞納世帯に対しては、国保推進員など職員によるていねいな納付相談を基本に、換価の猶予や処分停止の活用、分割納付の柔軟な運用などで粘り強く解決にあたる。
27. 医療費の一部負担金減免・猶予制度の周知を徹底し柔軟に運用する。申請・対象要件を緩和する。
28. 特定健診の受診率向上計画をつくり、がん検診とあわせ受診者数を増やす。
29. 国保運営協議会に公募委員枠を設ける。
(介護保険・高齢者保健福祉)
30. 第8期介護保険・高齢者保健福祉計画では、一般会計からの繰り入れも決断するなどして介護保険料を引き下げる。保険料をさらに多段階化し、低所得者の保険料率を引き下げて応能負担を強める。介護保険料・利用料の減免制度を設ける。
31. 保険料滞納者に対する給付制限は設けず、必要な介護は正規の負担割合で受けられるようにする。
32. すべての要介護認定者を障害者控除の対象とし、障害者控除対象者認定書を送付する。
33. 特別養護老人ホームの待機者はいまだ3,514人(2018年4月1日)であり、待機者ゼロをめざして特別養護老人ホーム、小規模多機能施設などの整備を急ぐ。地域包括支援センターを中学校区単位で設置する。
34. 人材確保のための処遇改善加算の効果を調査し検証する。ヘルパーなど介護職員の人材確保と処遇改善のための独自施策を講じる。
35. 介護保険の認定に関する調査と事務は、委託化により市民サービスが著しい低下を引き起こしている事態を早急に改善するため、市直営に戻す。
36. 新総合事業は、事業所アンケートなどによる検証結果を踏まえて、現場の要求に沿って介護予防の本来機能を果たせるように改善する。
37. 基準緩和型サービスへの機械的な誘導をせず、要支援者の訪問・通所介護については引き続き専門職による支援を行う。新規・更新申請時は要介護認定を基本とし、チェックリストは補足的な実施にとどめる。
38. 「状態像の目安」を用いた障害や認知症の自立度に基づく振り分けは、事実上、基準緩和された生活支援型サービスへの機械的な誘導となっているため、ケアマネジャーの判断を尊重する対応へと転換する。
39. 生活支援型訪問サービス、ミニデイ型及び運動型通所サービスの報酬を引き上げる。通所サービスの利用期間に関する6カ月の制限を撤廃する。
40. 高齢者サロンなど一般介護予防事業を抜本的に拡充する。
(後期高齢者医療制度)
41. 後期高齢者医療制度の保険料「特例軽減」の継続を国に強く求めるとともに、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合に求める。
42. 後期高齢者医療保険の滞納者に対する差押えは行わない。
43. 高額療養費及び葬祭費の申請勧奨を徹底し、支給漏れをなくす。
44. 名古屋市民御岳休暇村を協定保養所として位置づけるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合に求める。65歳以上の市民への助成制度を設ける。
(敬老バス・高齢者福祉)
45. 敬老バスの一部負担金は値上げしない。「65歳から」「所得制限なし」「利用上限なし」の現行制度を堅持する。6割を切った交付率(2017年度末59.4%)の向上計画を設定する。未交付高齢者へ利用の働きかけを行う。プライスキップを理由にした利用者への負担増、制度縮小は行わない。
46. 敬老バスの名鉄・JR東海・近鉄など市内の民営公共交通機関(鉄道・バス)への利用拡大を早急に行う。
47. 高い利用率を維持している休養温泉ホーム松ヶ島は廃止せず、施設の継続をはかる。
48. 授業料値上げで出願者が減少した、高年大学鯉城学園の授業料を軽減する。
(医療・保健衛生)
49. 子どもの医療費無料制度を18歳まで拡大する。
50. 75歳からの高齢者医療費無料制度を創設する。70歳～74歳までの医療費負担について、市独自の高齢者医療費助成制度を設け、1割負担に戻す。
51. 障害者医療助成制度の所得制限を廃止する。自立支援医療(精神通院)の自己負担分を助成する。
52. 市の福祉医療制度(子ども、障害者、ひとり親世帯、高齢者)を存続・拡充する。愛知県に対し、福祉医療制度への所得制限及び一部負担金の導入検討をやめ、子ども医療費の対象年齢を拡大するよう強く働きかける。
53. 難聴予防に重要な、新生児を対象にした任意の新生児聴覚検査への助成制度を新設する。聴覚検査の受診機会を増やす。
54. 高齢者対象の肺炎球菌ワクチンは、65歳以上全年齢での接種を継続するとともに、自己負担(現行4,000円)を半減する。
55. 産科・小児科の医師や看護師など、医療スタッフの確保・養成対策を強化し、名古屋医療圏の医療供給体制を整備・充実する。
56. 保健センターにおいて、引き続き公衆衛生医師をはじめ必要な人員を確保する。保健と福祉の統合を理由にした人員削減は行わない。民泊対策など、市民の相談に応じる専門的な人的体制を充実する。
57. 感染症の発生など、危機管理に対応する保健所や衛生研究所、生活衛生センターなど公衆衛生の体制を強化する。必要な施設・設備の耐震化を急ぐ。
(市立病院)
58. 市立病院については、救急医療をはじめ災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能を充実させる。病院運営に地域住民・患者と家族の参加を保障する。必要な医療スタッフの確保と定着に努める。
59. 東部医療センターの新病棟では、市民病院にふさわしい病室環境の整備と特別室の料金設定に努める。
60. 西部医療センターでは、外来診療の待ち時間の改善をはかるとともに、利用率が低迷している特別室の料金や運用の見直しをすすめる。
61. 指定管理者制度が導入された緑市民病院においても必要な医

療水準の維持向上に努め、地域住民の病院運営への参加を保障する。要望が強い産科を復活させる。経営指標の情報公開で透明性を確保する。

62. 陽子線がん治療における患者負担の軽減策を拡充するとともに、患者動向を踏まえ、愛知県にも一定の財政支援を求める。
63. 民間へ売却された「城西」「守山」の後継病院について、診療科目など売却時の約束どおりに運営されているのか点検し、必要な指導を行う。

(障害者福祉)

64. 65歳からの障害者については、介護保険優先ではなく、介護保険と障害者福祉のサービス選択を認め、負担増を防ぐ。
65. 障害者差別解消条例の実施にあたっては、市の施策自身が違反しないよう十分な対策を講じる。市の施策を第三者の立場から点検・指導する制度を設ける。
66. グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに、市独自の加算や補助金を増やす。施設建設補助金の増額や市有地の無償貸与などで、整備を促進する。
67. 通所施設併設の緊急ショートステイ機能を拡充し、利用定員も増やす。
68. 重度訪問移動支援には上限を設けず、本人家族が希望する時間を支給する。
69. 低所得の単身生活者への家賃補助制度を設け、地域生活の選択肢を広げる。
70. 民間企業での障害者雇用について、就労継続支援事業所も含めた実態調査を行い、雇用環境の改善に努める。3年に1回の実地監査を増やす。倒産や廃業による影響を最小限にいとめる。
71. 法定雇用率の引き上げを踏まえ、市内企業に対してより積極的に雇用を働きかける。外郭団体や指定管理者、委託事業所を含め、市として障害者雇用の拡大に率先して取り組む。法定雇用率未達成の教育委員会及び外郭団体に早期達成を働きかける。特別支援学校卒業生に多様な進路を保障する。
72. 就労継続支援A型事業所の閉鎖により雇止めになった障害者をフォローする。この問題について市として検証し、監査指導や経営改善支援を強めるとともに、国に必要な制度改善を求める。
73. 困難ケースが増加している実態を踏まえ、障害者基幹相談支援センターを含む相談支援専門員の体制を充実する。精神に関する相談支援体制を独自に構築する。
74. 強度行動障害などへの専門的な支援の担い手養成を、大学などと連携してすすめるとともに、事業所に対する配置加算制度を設ける。
75. ヘルプマークの配布を区役所や保健センターにとどめず地下鉄駅や市バス内でも行い、必要な市民が入手しやすい環境を整える。コンビニやスーパーなどとも協働を広げ、よりいっそうの普及啓発に努める。

(生活保護・貧困対策)

76. ケースワーカーの一人当担当世帯数(2017年度平均107件)を国標準数(80件)となるよう増員する。あわせて、査察指導員についても国標準数通り配置する。警察官OBの配置は見直す。
77. 市として法外援助を拡充する。国による扶助費削減の影響が大きい、子育て世帯に対する独自援助施策を復活・強化する。
78. 猛暑による熱中症予防のための夏季加算を復活する。2018年3月以前の受給開始世帯に対しても、エアコン設置費用を支給するよう国に求めるとともに、独自の設置支援制度を設け、速やかな設置を促す。
79. 就労支援については寄り添い型でていねいに行う。心身の不調を抱える要保護者にはとくに留意する。
80. 仕事・暮らし・自立サポートセンターなど、「生活困窮者自

立支援法」に基づく諸事業について、生活保護も含めた支援機関との連携でセーフティネット機能を高める。

81. 植田寮の指定管理制度の導入にあたっては、業務の質の担保について十分に留意し、サービス低下があれば直ちに直営に戻す。建替えを含む老朽化対策を速やかに行う。
82. 生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業について、相次ぐ火災事故や「貧困ビジネス」といわれる不正事例を踏まえた実態調査を行う。許認可制の導入を国に求めつつ、監視と指導を強化する。
83. 孤立死対策として各局及びライフライン業者などとの連携を強め、情報の共有化と迅速な対応をすすめる。生活困窮による水道料金などの未納者には、給水停止前に必ず連絡をとるなど、相談につなぐ対応を徹底する。

3 すべての子どもの成長と発達を中心にすえた保育・教育行政の推進

(保育)

84. 2018年4月1日時点で833人へのぼる、「隠れ待機児童」の解消に責任を持ち、市の保育実施責任が明確な認可保育所の整備をすすめる。
85. 保育料は値上げしない。実費徴収や上乘せ徴収による保護者負担を増やさない。現在、保育料が半減となっている低所得世帯の第2子の保育料を無料にする。第3子の保育料無料制度にかかる所得制限は撤廃する。
86. 公私間格差を是正する民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持する。
87. 病児・病後児保育所を千種、瑞穂、熱田各区に新設し、全区・全支所管内に設置する。利用手続きの簡素化、利用料の軽減、空き状況のネット確認、始業時刻に間に合う開所時間の設定など、利用しやすい制度へ改善をはかる。
88. 小規模保育事業などの認可基準については、保育にあたる職員はすべて保育士有資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置するなど、施設・事業の違いによる保育の格差を生じさせない。
89. 移管要件の緩和まで行っている公立保育所の廃止・民間移管は中止する。現在103カ所の公立保育所を78カ所まで減らす「名古屋市公立保育所整備計画」を廃止し、保育需要に応える新たな施設整備計画を策定する。
90. エリア支援保育所をはじめ、保育所などにソーシャルワーカーを配置する。
91. 公立保育所を幼保連携型認定こども園に移行させない。
92. 営利企業の保育所経営への参入を拡大させない。

(学童保育)

93. 学童保育所への運営費助成を拡充する。ひとり親家庭への補助を拡充し、就学援助世帯への補助を新設するなど、保育料の負担軽減をはかる。
94. 学童保育所の指導員が常時複数配置でき、安定して働き続けられるだけの処遇改善加算を拡充する。2020年4月までに「放課後児童支援員資格研修」を対象者全員が受講できるよう、愛知県へ働きかける。
95. 学童保育所の維持・移転の際に最も困難な土地及び施設を、市の責任で確保する。家賃補助の増額、賃借用の土地や空家の紹介、地代補助の導入など、きめ細かい助成策を講じる。
96. 学童保育所に無償貸与される専用室は、子どもたちが長時間生活するのにふさわしい居住空間となるよう、耐震性を備えた木造の建築とする。
97. 学童保育の機能を十分果たしているとはいえないトワイライトルームは、住民合意がないまま拡大しない。

(療育・障害児福祉)

98. 療育を希望しているのに定員枠いっぱいでは通園できない療育待機児が21名(2018年4月1日)存在する。必要な定員枠と受入

れ体制を確保する。

99. 西部及び北部地域療育センターの民間移管計画を撤回する。
100. 療育センターにおける巡回療育体制を拡充する。
101. 老朽化が著しい発達支援センター「あつた」「ちよだ」の建て替え、修繕を市の責任で早期にすすめる。
102. 親子の通院・通園負担の軽減のため、地域療育センターの増設やサテライト施設の新設など、新たな整備計画をつくる。
103. 児童発達支援センターの運営費補助金は、出席率によって補助金が減らされる制度ではなく定額を支給する制度に戻し、職員の処遇と体制を守る。
104. 放課後等ディサービスの実態を調査・把握し、子どもたちの年齢と発達段階に応じた環境整備をすすめる。職員の研修や養成の充実をはかる。

(小・中学校)

105. 少人数学級を全学年に拡大する。30人以下学級を小学校3年生以上に段階的に拡大する。中学校では全学年を35人以下学級にする。その際には正規教員の増員を基本に対応する。
106. 「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」の策定にあたっては、小規模校存続の選択肢も盛り込み、保護者や地元合意のないまま小中学校の統廃合をすすめない。
107. 過大規模校では教室が不足し、仮校舎を建てて運動場が狭くなるなど多くの弊害が生じており、地元住民と合意形成をはかりながら必要な分割と新設を急ぐ。
108. 小学校給食を無償とする。
109. 小学校給食は「直営・自校方式」を堅持する。退職者不補充を理由にした調理業務の民間委託を中止し、教育の一環としての給食を経費削減の対象としない。
110. 中学校スクールランチは生徒、保護者、教職員の意見を聞き、無償化も視野に入れ、温かく美味しくなるよう改善する。
111. 食育の推進のために栄養教諭を全小学校に配置する。中学校や高校でも食育をすすめる体制を整える。
112. 就学援助の所得基準を保護基準の1.3倍相当に戻す。就学援助対応事務員を最低でも国基準に基づき該当校に配置する。
113. 就学援助制度は必要な世帯が漏れなく利用できるように全員申請方式とし、制度の周知には申請への躊躇が緩和されるよう思いきった配慮や工夫をこらす。

(市立高校・特別支援学校)

114. 高等学校給付型奨学金の支給対象を全学年及び非課税世帯まで拡大する。
115. 定時制高校は志望者全員が入学できるよう定員を増やす。
116. 高校の施設改修を計画的にすすめる。悪臭がひどいトイレなどは緊急に改修するとともに、体育館周辺への多目的トイレの新設をすすめる。
117. P T A負担となっている市立高校のエアコン費用などは市が責任を持つ。
118. 高等養護学校を新設し、特別支援学校のマンモス化を早期に解消する。市立高校に特別支援学級を設置する。
119. 発達障害通級教室の全校への拡大をはかる。

(学校運営)

120. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。
121. 地域に根差した幼児教育の実践の場である市立幼稚園は、保護者や地元の合意がないまま民間移管・統廃合しない。
122. 小学校の部活動を2020年から教員以外で担うことについて、児童・教職員・保護者の意見をよく聞き、関係者の納得と合意のもとですすめる。中学校・高校の部活動については、文科省の通知に基づき「適切な休養日等の設定」を行い、生徒と教員の過重負担を解消する。
123. 教科書の選定にあたっては、教育関係者の教科書研究と閲覧に十分な便宜をはかる。一般展示の会場と展示冊数を増やすとともに、閲覧しやすい環境を整備する。

124. 子ども応援委員会の活動について、子ども青少年局にも十分な情報提供を行い、子どもの権利と福祉の視点を学校運営に活かす。
125. スクールソーシャルワーカーを市立の小学校、中学校及び高校(定時制を含む)に配置する。
126. 教職員の任用は正規雇用を原則とする。臨時教員の正規採用を積極的にすすめる。同一校で欠員がある場合は継続任用を認める。
127. 臨時教職員の待遇について、有給休暇制度などにみられる愛知県や他都市との格差を早期に是正し、正規並みへと引き上げる。
128. いわゆる「過労死ライン」を超える教職員の長時間労働の解消を緊急課題に位置づけ、そのための計画を速やかに策定し、実行する。
129. 市立の全学校の体育館・講堂及び特別教室にエアコンを設置する。

(いじめ対策)

130. 子どもの命まで奪う深刻ないじめ問題の解決に向け、事件の検証報告も踏まえて、いじめに対応する基本原則を確立する。
131. 人権侵害と暴力である、いじめの放置・隠ぺいは、学校における「安全配慮義務」違反であることを明確にして対応する。被害者、遺族の知る権利を尊重する。
132. いじめの疑いがある段階で様子見せず、全教職員、全保護者で情報を共有し迅速に対応する。被害者の安全を確保し、加害者へもしっかり対応する。
133. 子どもの自主的活動を育み、いじめを起こさない人間関係を子どもたちのなかにつくる。
134. 重大事案発生後に設置される第三者委員会は、構成委員の選出や調査方法に関し、独立性と透明性の確保に留意する。情報開示の是非については被害者及び保護者の意向を尊重する。
135. 教員の多忙化解消、少人数学級の推進、養護教諭の増員など、いじめの予防、発見、相談、解決に取り組むための条件整備をすすめる。

(児童福祉・子どもの貧困対策)

136. いじめや虐待、貧困などの諸課題について及びは「子どもの権利条約」及び「なごや子ども条例」に基づき、子ども青少年局と教育委員会が協力して、相談と支援、予防とフォローの体制を強化する。
137. 不登校の子どもたちのための子ども適応相談センターを増設し、市内4カ所体制を早期に確立する。
138. 増加する虐待事案に迅速に対応するとともに、担当者の業務量が過重にならないよう、現在104人の児童福祉司と25人の児童心理司をさらに増員する。連携する区役所の職員体制も強化する。
139. 児童相談所の一時保護所の過密状態を解消する。保護された子どもたちの学習を保障するため、院内学級のような学習支援環境を整える。
140. 児童養護施設入所者の退所後の生活基盤を確保するため、自立援助ホームなどの居場所づくりをすすめる。
141. 児童館の機能と役割を再整理し、子育て支援のための機能を高めるとともに、老朽化対策を強める。
142. 中高生の居場所となる役割を備えた新しい「児童館(仮称=子どもの家)」づくりを中高生の参加ですすめる。
143. 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と愛知県の「こども調査」を踏まえ、子どもの貧困の実態を把握し、改善のための行動計画を当事者の参加も得て作成する。手当の増額など、ひとり親世帯への経済的支援施策を拡充する。
144. 「子ども食堂」をはじめ、子どもたちの居場所づくりや学習支援などに取り組む市民活動へのサポートを拡充する。
145. 学習支援事業の対象となる児童生徒の年齢や要件を緩和・拡

大し、高校入学後のフォロー体制を強化する。

(名古屋市立大学)

- 146. 名古屋市立大学への交付金を増額し、教育と研究の予算と人員を確保する。
- 147. 名古屋市立大学を学生負担軽減モデル大学と位置づけ、学費の引き下げ、学費減免の拡充、スタート支援奨学金の拡充など学生の負担軽減を大胆にすすめる。
- 148. 市大病院の駐車場待ち渋滞を解消するために、駐車場の立体化や博物館の敷地活用などで必要な駐車台数を確保する。

(若者支援)

- 149. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進をはかる。ユースクエア(名古屋青少年交流プラザ)や、子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。就職活動支援やニート・引きこもり支援、スポーツ・文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。
- 150. ブラック企業、ブラックバイトなどに特化した相談窓口を設け、非正規雇用などで働く若者からのSOSを受けとめる。繁華街などでもブラック企業相談会(仮称)を開催する。
- 151. いわゆるブラック企業への指導監督を関係機関に強力に働きかける。また本市におけるブラック企業の実態調査を行う。
- 152. 不安定就労の若者への支援を当事者が集う場もつくりながらすすめる。
- 153. 市独自に奨学金返還支援制度を創設し、奨学金の返済に苦しむ若者の負担を軽減する。

(図書館・社会教育)

- 154. 志段味・緑・徳重・中村・富田図書館での指定管理者制度の試行を打ち切り、他の図書館への導入を拡大しない。
- 155. 築40年以上が経過し、老朽化がすすむ千種図書館及び守山・名東の各図書館の建て替えを早急にすすめる。
- 156. 「なごやアクティブ・ライブラリー構想」は蔵書数の削減や司書の集約化、民営化の拡大など、市民に身近な図書館サービスを縮小し、市民の平等利用を損なうものであり、撤回する。
- 157. 専任の学校司書を全校に配置するとともに、処遇改善と勤務時間の拡充をはかる。
- 158. 生涯学習センターをはじめとした社会教育機能の活性化をはかる。
- 159. 瑞穂体育館の設計と建設にあたってはスポーツ関係者や地域住民の要望を反映させる。

4 中小企業の活性化で雇用と内需の拡大に貢献する

(中小企業支援・雇用)

- 160. 昨年度で累計1,228件となった市内中小企業を対象とする訪問調査の結果を速やかに公開しその成果を施策に反映させる。引き続き訪問調査を行い、とりわけ製造業などで4人以下の小規模事業所への訪問を増やし、実態把握に努める。
- 161. 中小企業振興基本条例に基づき、小規模企業に絞り込んだ振興計画を事業者とともに策定する。
- 162. 小規模企業経営力強化設備投資補助金については、補助対象をいわゆるリース契約設備まで拡大するなどして、制度の普及活用をすすめる。
- 163. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度を創設する。
- 164. 無担保・無保証で納税要件も配慮した、小規模事業者への緊急支援融資制度など、市独自の金融支援策を講じる。
- 165. 責任共有制度による銀行審査が、信用保証付き制度融資の迅速な審査と利用の障害にならないよう、関係機関に働きかける。
- 166. 小規模企業振興資金の利用者に対する保証料補助制度を創設する。小規模事業振興金融公社への支援を強め、融資対象を拡充する。
- 167. 中小企業の魅力を学生に伝えて採用につなげる機会を設ける、

市内の中小企業に就職した新卒者に奨学金返済の一部免除を行うなど、中小企業の後継者対策・人材育成を支援する。

- 168. 短期的な就労支援から正規雇用につながる支援に、雇用施策の基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。非正規から正規雇用への転換目標を設定し、正規雇用を拡大した企業を支援する。
- 169. 下請業者の相談をていねいに受けとめる体制を整える。小規模事業者に対して行っている専門相談などの積極的な周知を行う。

(公共事業・公契約)

- 170. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し、分離分割発注をすすめる。
- 171. 中小企業向け官公需発注比率(2017年度88.9%)を引き上げる。
- 172. 小規模事業者登録制度を設けるなど、地元業者の受注機会を増やす。
- 173. 公契約条例を制定する。市が発注する公共事業や委託事業について、執行状況の把握と指導を強め、適正な賃金や事業費を確保する。
- 174. 公共事業の最低制限価格を労働者の時給1,000円以上に設定して積算する。
- 175. 業務委託や指定管理者制度のもとで働く人の賃金水準を高める。最低限の時給を速やかに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざす。
- 176. 資材の高騰や人手不足などによる入札不調、契約成立後の事業費追加補正などが相次いでいる現行入札制度を改善する。
- 177. 契約金額がとくに高額な案件について、応札業者が一者のみで落札率が95%を超えた場合には、競争性や価格の正当性など必要な調査を行うとともに、入札のやり直しも検討する。

5 脱原発、防災・環境の先進都市をめざす

(脱原発・自然エネルギー)

- 178. 浜岡原子力発電所の永久停止と、大飯原発をはじめとする福井県原発群の再稼働中止を、中部電力及び関西電力に申し入れる。
 - 179. 浜岡及び福井の原発に関する原子力災害の想定に基づき、名古屋市における避難計画の具体化をすすめる。
 - 180. 「原子力発電から撤退し自然エネルギーへ転換する名古屋宣言(仮称)」を行う。自然エネルギーの普及を要にすえた、「自然エネルギービジョン(仮称)」及び「自然エネルギー導入促進条例(仮称)」を策定し、自然エネルギーの導入目標を定め、その実現のためにあらゆる手立てを尽くす。
 - 181. 市民の力で太陽光発電などをすすめる「市民発電所」づくりを支援する。地中熱利用設備や小水力発電設備などの導入の取り組みを支援し、バイオマスエネルギーの利活用の拡大をはかる。
 - 182. 地球温暖化防止のため、「低炭素都市なごや戦略第二次実行計画」に基づいて、温室効果ガスの排出削減を推進する。
 - 183. 住宅の低炭素化促進に向け、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、太陽光発電設備、蓄電システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム)の導入に対する補助金の件数・単価を拡大する。断熱工事など、省エネルギー化のための住宅リフォームに対する補助制度を創設する。
 - 184. 大気や食品などの放射線を測定できるよう、放射線測定機器を各保健センターに備える。衛生研究所の機能と体制を強化する。
- (防災・消防)
- 災害想定
- 185. 地域防災計画は、風水害や地震など複合災害の発生を想定した計画とする。
 - 186. 堀川及び尼ヶ坂断層など、市内に推定されている断層につい

て、さらなる詳細な調査をすすめ、必要な費用負担を国に求める。

187. 台風による高潮・浸水及び、洪水・内水氾濫による浸水想定区域を見直す。
188. 愛知県の高潮浸水想定を踏まえたハザードマップを作成する。
189. 市内338地域の土砂災害警戒区域の総点検を行い、愛知県に対して必要な開発規制を求めるとともに、安全対策の構築を急ぐ。
190. 丘陵部の宅地の危険性に関する大規模盛土造成地の調査を早期に完了し、住民への周知と対策を具体化する。
191. 港防災センターの機能を高めるとともに、名古屋大学減災館、名古屋都市センター、港防災センターの連携をはかり、災害の歴史を踏まえた防災まちづくりをすすめる。

避難先確保

192. 津波避難ビルが足りないゼロメートル地帯には、防災公園としての機能を持つ津波避難施設「命山」をつくる。
193. 津波避難ビルの充足状況を把握し、指定拡大をすすめる。津波避難ビルへの固定資産税減免制度を活用するため、愛知県と「津波災害警戒区域」指定について協議する。浸水想定地域での新たな高層建築物には津波避難ビルの機能をもたせる。浸水想定地域のコミュニティセンターは順次3階以上に建て替える。
194. 臨海部の開発などに際しては、防災拠点として多面的に活用できるオープンスペースの確保に努める。
195. 浸水想定区域の見直しを踏まえ、避難所及び指定緊急避難場所の配置を見直し、安全確実な避難先を確保する。

避難行動

196. 浸水想定区域内にある、災害時要配慮者の施設2,140か所の避難確保計画の作成を援助する。
197. 大規模な風水害などに対応するため、広域避難や後方支援について愛知県や近隣市町村などとの調整を急ぐ。
198. 地域の避難計画策定や地域防災マップづくりなど、住民主体の積極的な取り組みが全学区ですすむよう、地域避難行動計画策定支援事業を拡充する。
199. ハザードマップを実際の避難行動に活かすために必要な周知と訓練を行う。
200. 高齢者や障害者、妊産婦などの避難誘導計画を具体化する。支援を希望する難病患者や、手帳をもたない障害者などにもきめ細かく周知し、要配慮者リストに加える。
201. NPOなどとも連携して、地域の防災リーダーを育てる。

避難所

202. 福祉避難所の設置を拡大するとともに、福祉避難所運営指針をつくる。
203. 災害時にリスクが大きくなる妊産婦への配慮として、妊産婦・乳幼児専用の避難所の設置を検討する
204. 指定避難所のバリアフリー化をすすめ、整備状況を随時、市民に公開する。
205. 指定避難所での災害用トイレの備蓄を拡充する。

耐震化促進

206. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など、水際の防災施設の総点検を行い、構造物の耐震化や地盤の液状化対策などの補強改修を急ぐ。
207. 民間木造住宅の耐震診断及び改修工事への助成制度をさらに拡充するとともに、改修費用の無利子貸付制度を創設する。
208. 家具転倒防止をNPOや市民の力も活かしてさらに促進する。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体を、NPOなどの市民団体へ拡大する。
209. ブロック塀などの撤去助成について、道路沿いに限らず広場や公園に隣接する塀も対象とするとともに、代替となる軽量フェンス設置への助成も行う。通学路沿いの撤去がすすんだ

か、他に危険な塀はないか、調査を継続する。

210. 上下水道管の耐震化及び老朽化対策をすすめる。
 211. 液状化対策と軟弱地盤の改良に取り組む。
- #### 豪雨・河川対策
212. 集中豪雨による道路冠水、住宅などへの浸水対策を強化する。浸水・冠水多発地域での訓練を行う。建物などからの雨水流出防止対策を強化する。
 213. 河川敷での樹木の伐採及び除草などを着実にを行う。中小河川の浸水対策推進プランを着実にすすめる。

職員体制

214. 消防職員を少なくとも「消防力の整備指針」に基づく必要数まで増員する。
215. 災害時のライフライン確保のためにも、水道事業などの直営を堅持する。防災拠点でもある水道営業所などの統廃合は行わない。
216. 災害廃棄物処理計画の実行を担保できる人員・車両・機材を維持する。
217. 大規模災害に対応するための職員を、区役所や土木事務所などに配置するとともに、災害対応のスキルアップをはかる。

被災者支援

218. 被害が局地的で災害救助法が適用されない規模の災害でも、必要な支援が即時に行えるよう、必要な体制を整える。
219. 仮設住宅の確保について、プレハブを前提とせず、木造仮設住宅や、みなし仮設住宅(借り上げ)を積極的に活用するよう、愛知県と協議する。
220. 被災者生活再建支援法の助成対象外となっている、「一部損壊」「半壊」住宅に対する、市独自の住宅修理・生活再建支援の制度を設ける。
221. 被災者生活再建支援のために、国制度と合わせて全壊家屋への最高額が500万円となるよう、市独自の生活再建支援助成制度を設ける。
222. 地盤沈下や斜面の崩れなどを含む、宅地被害への補償を検討する。

(道路)

223. 市道弥富相生山線については、道路事業の廃止に向けた課題の解決に取り組むとともに、速やかに都市計画変更を行う。緑地内の園路については、廃止する市道弥富相生山線のルート上を通さない。相生山緑地の保全・整備計画には住民の意見を反映させる。
224. 未着手都市計画道路の整備に関する「第二次整備プログラム」で「計画廃止候補路線」に分類された、「山手植田線」「八事太白溪線」については、速やかに都市計画の廃止決定を行う。また、「計画廃止候補路線」に分類された30路線は、地元合意を得たうえで速やかに廃止決定を行う。いまだ地元説明会が未開催の17路線(2018年7月)は速やかに説明会を開催する。
225. 名古屋都市高速道路については、騒音・振動・大気汚染などの環境基準・環境保全目標を厳守し、環境非悪化の原則及び都心部への車の流入を防ぐ都市高速道路の理念を厳格に貫く。
226. 建設工事が始まっている名古屋環状二号線名古屋西南部事業については、沿線住民へのていねいな情報提供と、公害防止対策を関係機関に働きかける。また、国直轄道路事業負担金については、引き続き負担金の廃止を国に強く要望する。

(環境・公害)

227. 名古屋駅周辺や栄地区の再開発などにおいて、環境保全の立場から、環境アセスメントの規模要件を引き下げ、対象となる事業を拡大する。
228. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。大気汚染常時監視測定局を増設する。
229. 沿道環境改善策として名古屋南部地域の国道23号線で始まっ

- た、大型車に中央寄り走行を要請する「国道23号線通行ルール」の徹底に、市も責任をもって取り組む。公用車及びゴミ収集車に啓発ステッカーを貼る。
230. 新堀川・堀川・山崎川・中川運河の水質改善、浄化及び護岸の緑化をすすめ、親水空間として整備する。とりわけ新堀川では浚渫の効果を検証しつつ、悪臭調査を継続して行い、水流の確保などの抜本的な対策も検討する。
231. 県営名古屋空港において、F-35を含めた自衛隊機による航空機の離着陸回数が大きく増加する場合には、「航空機騒音測定・評価マニュアル」に基づき、測定地点・期間などの騒音監視体制を見直す。
232. 公害被害の歴史を後世に伝え、資料を保存するために、エコパルなごやのリニューアルにとどまらず、「公害資料館」の設置を引き続き検討する。
233. 家庭から出る可燃ゴミの約3割を占める生ごみを削減するため、生ごみの分別収集・資源化の仕組みを構築する。プラスチック製・紙製容器包装の資源分別率が低下していることから、分別の必要性や排出方法などについて、ワンルームマンション・共同住宅居住者など対象者を絞って説明会を開くなど、広報・啓発を強化する。
234. 木曾川水系連絡導水路事業の中止を国に求め、事業から撤退する。
235. 水質保全のためにも、長良川河口堰は開放する。

6 にぎわいといるおいのある暮らしやすいまちづくり

(まちのにぎわい)

236. 近隣の商店・スーパーの撤退などで、高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」の実態を調査する。「困難地域」において民間事業者や商店街、NPOなどによるミニ店舗や移動販売、「お買い物タクシー」など、買い物機会の提供につながる取り組みを支援する。
237. 「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」が施行された。安全・安心・快適な環境を維持し、魅力と活力ある繁華街となるよう、引き続き商店街や関係部署との連携を密にして、必要な対策をとる。
238. 卸売市場法改正に伴う関連条例の改定にあたり、市場関係者の意見を十分に聴取し、公正な価格形成などに寄与している現行の取り引きルールを堅持する。
239. 小売業や食堂、理美容店などの改修工事・設備投資などに簡易に活用できる、「商店リニューアル助成制度(仮称)」を創設する。古民家や土蔵、空き家などをリフォームして創業する事業者なども対象とし、歴史的なまちなみの保全と活性化につなげる。

(文化・芸術)

240. 文化・芸術関係の予算と支援体制を計画的に拡充し、イベントのみならず予算削減が続く「子ども巡回劇場」などへの市の負担金を引き上げる。市民芸術祭の予算を増額する。市民の自主的な文化・芸術活動に幅広く支援できるよう助成制度を拡充する。
241. 文化団体などが抱える問題や市への要望などを直接聞く機会を設け、施策に生かす。文化施設の技術継承という点からも市の直営に戻す。
242. 市民会館は古沢公園への移転を前提とせず、現在地でバリアフリー化を含めた改修をすすめる。
243. ダンスや演劇などの稽古場不足を解消するために、演劇練習館や音楽プラザのような、安価に利用できる夜間の練習場を増設する。
244. 名古屋市内の伝統技術や文化・芸能について、有形無形を問わず、その継承と発展を促進する支援制度を拡充する。地域に根ざした文化振興を、まちのにぎわいづくりとしても位置づけ支える。

245. 名古屋ボストン美術館が閉館に至った原因と責任の所在を明らかにするとともに、今後については当面、市民ギャラリーとして活用しつつ、市民の文化芸術活動に寄与する施設となるよう検討をすすめる。

(居住福祉)

246. 健康で文化的な住生活に必要な面積を定めた最低居住面積水準を満たさない住宅の割合は、2013年時点で名古屋市内は10.3%である。早期の解消をめざして対策を講じる。
247. 新婚家庭や若者世帯などを対象にした家賃補助制度を創設する。定住促進住宅における子育て世帯への家賃減額については、中学生がいる世帯まで拡大する。
248. 住宅確保要配慮者向けの補助事業(住宅改修費補助、家賃減額補助、家賃債務保証料減額補助)の対象を、現在の10戸程度から大幅に増やす。その際、市独自の補助制度も検討する。
249. 瑞穂区白竜町におけるマンション建築紛争を教訓に、片側1車線の幹線道路沿線で近隣商業地域に指定され、絶対高45mの高度地域とされている地区については、都市計画のルール変更も含めた見直しや、地区計画、建築協定などの広報啓発を行う。
250. 住宅の性能向上と地域経済の活性化をすすめる、一石二鳥の取り組みである住宅リフォーム助成制度を創設し、耐震改修助成などと組み合わせる利用できるようにする。
251. マンションなどの集合住宅の大規模修繕やバリアフリー化についても、住宅リフォーム助成の対象として支援する。

(市営住宅)

252. 入居希望者が多く高倍率となっている地域では、市営住宅の新規建設を復活する。そのために市営住宅への国庫補助の拡充を国に求める。
253. 市営住宅駐車場使用料の減免対象を、福祉向け住宅入居者などに拡大する。
254. 老朽化した市営住宅の建て替えを推進する。建て替えが困難な老朽住宅については総合的なリフォームを行い、天白区・高坂荘をモデルに実施されている若年世帯向けリノベーション住宅事業を拡大する。
255. 外壁改修などの市営住宅の計画修繕については、本市独自の修繕周期の基準年数を定めて、計画期間を順守し実施する。劣化がひどい個所については、必要に応じて柔軟に修繕に取り組む。
256. 市設建築物の耐震診断により、耐震性能の著しい不足と診断された市営住宅については、早急に建替えが進むよう国庫補助の拡充を国に求める。
257. 14.3倍の高倍率(2017年度)となっている単身者向け住宅を増やす。一般募集において応募がなかった住宅については、住宅入居者の年齢構成等に留意しつつ、単身者向け面積基準(55㎡)を緩和し単身者入居も可能とする。
258. 一般募集落選者を対象とした応募ゼロ住宅の再募集案内について、通知ハガキだけでなく、対象住宅一覧を届けるなど、きめ細かく周知をはかる。
259. 空き住宅への入居を促進するために、住宅の間取りや立地、周辺施設の情報をわかりやすく紹介する「市営住宅検索アプリ(仮称)」を作成・活用するなど、とくに若い世代への周知を工夫する。
260. 同性パートナーが市営住宅に入居できるよう、入居申請要件を改める。

(交通)

261. 自動車利用と公共交通の割合を「7:3」から「6:4」に引き上げる目標を引き続き堅持(現在64:36)し、公共交通の充実をはかる。
262. パーク・アンド・ライド、パーク・アンド・バスライドなどの推進を始め、環境に配慮した交通体系を形成する。

263. 市バス運転手は嘱託職員ではなく、正規雇用の職員で計画的に増やす。委託先企業も含めたバス運転手の健康と安全管理を徹底する。運転手の確保は、公共交通の維持に不可欠な課題として位置づけ取り組む。
264. 市バスの路線及び運行回数については、地域住民の声を活かして充実する。
265. 市バス及び地下鉄駅業務の民間委託については、市営交通としての責務を果たすために、また災害時の対応からも、これ以上拡大しない。
266. 地下鉄駅の可動式ホーム柵については、名城線・名港線での整備を急ぐ。鶴舞線についても名鉄との協議を鋭意すすめ、早急に整備方針を確立する。
267. 東山線をはじめ地下鉄各駅ホームの安全対策を徹底する。ホーム端の保守点検用の柵を施錠し、線路やトンネルへの進入を防ぐ。
268. 名古屋駅や金山駅など、一日乗降客が10万人を超える主要駅について、名鉄やJ R 東海、近鉄に対して可動式ホーム柵の設置を急ぐよう働きかける。
269. 名古屋駅マスターミナルの待合スペースが夏、暑いとの苦情が多い。ミスト噴霧や空調設備の導入などで快適な環境へ改善する。
270. 名鉄本線などの高架化事業は、環境と安全に十分に配慮しつつ促進する。
271. 自転車利用を促進するための基本となる「指針」を定める。そのために、道路走行に関するルールなどの課題を整理し、自転車利用者も参加する検討チームをつくる。専用レーンの拡大など、自転車走行の安全性を高める。
- (公園・緑地保全)**
272. 里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率 30%目標(2015年時点22.0%)を早期に達成する。新たな緑地保全制度を創設する。
273. 緑被率を高めるために、多面的な機能を持つ農地の保全に努める。水田を含めた市民農園の積極的な配置などで、現在の1,200haの市内農地を減らさない。
274. 街路樹や道路、河川敷の雑草が伸び過ぎないように、必要な剪定・除草を計画的に行う。
275. 公園遊具の安全点検や樹木の伐採状況などをきめ細かく点検し、安全安心を確保するために公園監視員を公園数に応じて増やす。各公園での遊具の配置については関係住民、公園利用者の意見や要望を踏まえて検討する。
276. 老朽化したテニスコートの整備改修をすすめる。利用者の意見を踏まえてオムニコート(人工芝)化やナイター施設の拡大なども積極的に検討する。
277. みどり丘墓地公園に合葬式樹木型墓地を整備する。
- (東山動植物園)**
278. 東山動植物園内での、高齢者や障害者の移動の円滑化を促進する。電動カートの活用など新たな移動手段を検討する。モノレールも移動手段として位置づける。
279. 東山動植物園内のバリアフリー化を促進する。子どもや車いす利用者の目線から、柵や手すりなどの配置についても見直す。
280. 動物展示施設の整備は、動物福祉の視点から良好な飼育環境となるよう、バックヤードの確保を含め、計画的にすすめる。
281. 鳥インフルエンザなど、感染症に対する予防段階からの総合的な対策をたてる。
- 7 大型開発と大企業優先を改め、市民が主人公の市政に(名古屋城)**
282. 現天守閣の解体及び2022年12月完成をめざす天守閣木造化は中止する。天守閣をどうするのか、改めて市民の声を聴き、抜本的に再検討する。
283. 現天守閣はまず、耐震改修と老朽化対策、バリアフリー改修を行う。
284. 特別史跡として歴史的価値が高い石垣について、石垣部会が求める穴倉・根石・背面などの詳細な調査を優先し、ていねいに保全に取り組む。
285. 学芸員を特別史跡にふさわしく増員する。
286. 名古屋城の整備は、櫓の復元や二之丸庭園の保存整備なども含め、総合的かつ計画的にすすめ、城址全体としての魅力向上に努める。
287. 現天守閣の博物館機能を向上させ、城址からの情報発信機能を強める。名古屋市博物館などとの連携を強める。
- (リニア)**
288. J R 東海のリニア建設計画は、沿線住民への事業説明や情報提供が依然として不十分である。沿線住民への十分な説明をJ R 東海に重ねて要請する。
289. リニア建設工事が及ぼす環境負荷などの問題は未解決である。沿線住民の理解なしに工事を行わないよう、J R 東海に強く申し入れる。
290. 大深度地下使用計画について、ルート上の住民に説明会開催を直接知らせるとともに、ルート上の事前家屋調査を行うことをJ R 東海に申し入れる。
291. 名城非常口の工事車両運行により、搬出入ルートは交通量の増大による環境悪化が懸念される。必要な環境保全措置の実施をJ R 東海に求める。
292. リニア駅開削工事にかかる用地取得について、立ち退き対象の住民からは、転居に伴う不安や立ち退きを望まない声がある。用地取得の交渉に当たっては、関係住民の意向を十分に尊重し、強制的な土地収用には協力しない。
- (市街地開発・大型事業)**
293. 名古屋駅周辺交通基盤整備については、バリアフリー化や乗り換え利便性の向上を図りつつ、事業費が過大にならないよう留意する。J R 東海など関係事業者には応分の負担を求める。
294. 名駅南の地下公共空間整備事業(ささしま巨大地下通路建設)は中止する。
295. 金山駅周辺再開発に関し、市民が必要としている古沢公園を存続させる。
296. 臨海部全体のビジョンを示す総合計画を策定する。金城ふ頭地区については、レゴランドの入場者数など必要な情報を関係企業と行政で共有し、必要な対策が講じられるよう、エリアマネジメントを強化する。
297. 料金収入でまかなう名古屋市営金城ふ頭駐車場の収支計画について、損失が生じた場合には関連企業にも応分の負担を求める。
298. 国際展示場の建て替えはP F I方式でなく直営で行う。全国的な需要と供給状況を見定めたくて過度・過剰な計画とならないよう留意する。新たな大規模展示場建設は必要性がなく、検討は中止する。
299. あおなみ線のS L定期走行は実施しない。調査費も計上しない。
300. 国際会議場の改修・増築にあたっては、需要と供給の状況を見定めたくて、過度な規模とならないよう留意する。
301. 中部空港二本目滑走路の建設促進活動から脱退する。
302. カジノ施設は誘致しない。
- (市政運営)**
303. アセットマネジメントについては、「保有資産量の適性化」や民営化など、運営方針の見直しを至上命題としない。「市設建築物再編整備の方針」に基づく公共施設の整備と維持管理手法については、市民に十分な情報開示を行い、市民の参加と合意を得ることを前提に、慎重に検討をすすめる。

304. 市有地の安易な売却は行わず、地域住民の要望などを踏まえた公的利用をすすめる。
305. 議会基本条例を尊重し、議会報告会の開催や議会広報の増ページなど必要な予算措置を講じるとともに、議員の任期中一回の慣例的な海外視察は予算化しない。
306. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには、原則として公募市民枠を設ける。
307. 男女平等参画推進条例に基づく施策を各分野で推進する。とくに市の各種委員会・審議会などでの女性比率を、現在の36.3%(2018年4月)から速やかに50%まで引き上げる。
308. 西区役所跡地については、医療対応型特別養護老人ホームの整備とともに、それと連携する、多世代が交流でき、コミュニティ機能を併せ持つ複合的な利用の可能性を追求する。事業者任せにせず、積極的な情報公開に努める。市民意見を聴き反映させる機会を設ける。
309. 中村区役所の日本陣小学校跡地への移転計画の具体化は、住民の参加と合意を得てすすめる。そのために中村区全体を対象とした説明会をはじめ、各学区単位での説明会、本陣学区での町内単位の説明会などをきめ細かく開く。
310. コミュニティセンターを早期に全学区で整備するために、用地交換による市有地の有効活用に努めるとともに、市による用地取得など、従来の考え方にとらわれない方策を講じて用地を確保する。またコミュニティセンターの長寿命化をはかるための修繕計画を立案する。
311. 市職員定数の削減をやめる。教員、看護師、保育士、消防士、ケースワーカー、給食調理員、図書館司書など市職員の正規採用を増やす。スクールカウンセラーなど相談業務に従事する職員については、本人の希望を踏まえ、正規職員へ積極的に転換する。
312. 市職員の長時間労働の解消に向けて、少なくとも年600時間以上の残業を行っている職員がいる職場については人員増で対応する。
313. 官製ワーキングプアとよばれる非正規職員の待遇を抜本的に改善する。公立保育所などで慢性化している臨時・嘱託職員の欠員状態を解消するために必要な処遇改善を急ぐ。
314. 上下水道局について、上下水道の技術継承や大規模災害時の対応に必要な新規職員を計画的に採用する。
315. ごみ収集を担う職員については、日常的な住民サービス向上と安定的な技術継承、及び災害時のセーフティネット維持に必要な人員を確保するため、新規採用をさらに増やす。
316. アジア競技大会については、スポーツを通して国際平和と友好を促進するオリンピック精神の実現に努めるとともに、簡素で身近なスポーツ振興に役立つ大会となるように努める。大会計画の具体化にあたっては、「主催者負担経費800億円、うち公費負担の上限600億円」という財政計画を堅持する。市民への情報公開を徹底し、大会の民主的運営に努める。大会を口実にした大規模開発は行わない。
- (税務・市民税「減税」)
317. 高額所得者優遇の「市民税減税」は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体をすすめる「行革」のテコにされている。「減税」は中止し、福祉・くらし充実のための財源を確保する。
318. 市税事務所などによる一律かつ強制的な徴収及び差し押さえは行わない。資力を超えた徴収が強制的に執行されていないか調査する。
319. 滞納者の生活と営業の実態に寄り添い、相談者の意向を十分に踏まえて納税猶予・換価の猶予・分割納付及び処分停止の制度を柔軟に適用する。
320. 税務担当職員を対象とする小規模事業者の実態や課税の仕組みなどに関する研修を事業所訪問を含めて行う。
321. 市税事務所を廃止し、税務課及び納税課の機能を区役所に戻す。税金や保険料などくらしに関する相談に総合的に応える。
322. 市民税減免制度について周知方法を改善し、申請期限を延長する。
323. 納税者の権利保障を明らかにした「市民納税者憲章(仮称)」を制定する。
- (平和)
324. 市長の南京大虐殺否定発言は名古屋市としての公式見解ではないことを南京市に伝えるなどして、交流の再開に努める。
325. 「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に賛同し、「平和首長会議」加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進する。被爆者援護を拡充し活動を支援する。核兵器廃絶を明言した非核平和都市宣言を行う。
326. 市街地における行軍訓練の中止を自衛隊に申し入れる。中学校の自衛隊基地での職業体験をやめる。陸上自衛隊高等工科学校の募集案内を中学校において配布しない。
327. 名古屋空港の基地機能強化とブルーインパルス曲技飛行に反対する。曲技飛行についての自衛隊との協議内容を公開する。
328. 軍艦船の入港及び武器や資機材の搬入搬出を含む、名古屋港の軍事利用に反対する。
329. 武力攻撃を前提にした国民保護法に基づく対応では、市民生活を守れない。国民保護法の廃止を国に求める。
- (人権)
330. いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」の成立を踏まえ、施設管理に関する条例に禁止行為の明確なガイドラインを設けるとともに、ヘイトスピーチの防止と根絶に向けた、実効性ある「ヘイトスピーチ対策条例(仮称)」を制定する。
331. 「人権都市宣言」(仮称)を行い、民族差別や性的マイノリティの排除を許さず、市民の人権と個人の尊厳を守る立場を明確にする。
332. 性的マイノリティへの差別や偏見をなくすために、パンフレット作成など啓発活動に取り組む。「パートナーシップ宣誓制度」を導入するとともに専門相談窓口の設置など、当事者に寄り添う支援を行う。
333. 性暴力防止に向けた理解促進のためのグッズを作成し、学校などで活用する。性暴力救援センターの運営及び業務の拡充について、愛知県に必要な施策を求めるとともに、市としても積極的に支援する。

資料3「あいちトリエンナーレ2019」問題Q & A (9月6日)

あいちトリエンナーレ2019の「表現の不自由展・その後」の中止問題について、「表現の自由」侵害と歴史修正主義の2つの問題について、日本共産党の立場を説明します。

①「表現の自由」侵害について

Q1 問題になっている「表現の自由」とは、そもそもどんな権利ですか？

A 憲法第21条は「一切の表現の自由は、これを保障する」と定め、2項で検閲の禁止を明記しています。集会、結社はもちろん、デモのようないっさいの表現形態、言論、出版、テレビなどすべての表現手段が保障されています。「表現の自由」が保障されてはじめて、「内心の自由」である思想・良心・信仰・学問の自由は現実的な意味をもちます。「表現の自由」は民主主義の根本であり、「表現の自由」が

脅かされるときは、国民の人権が脅かされるときです。

Q2 昭和天皇の写真が燃える映像作品に対し、河村市長は「天皇への侮辱。許容限度を完全に逸脱している」(8/8付コメント)と述べ、これに「天皇へのヘイト行為」(8/7付産経新聞デジタル版)と同調する意見がありますが、どう考えますか？

A 天皇を題材にした作品を、ヘイトスピーチ(憎悪表弁)などの犯罪に等しい行為と同一視するのは、まったくの筋違いです。

近年問題となっているヘイトスピーチとは、韓国・朝鮮出身者やその家族が多く住む地域で罵詈雑言(ばりぞうごん)を叫び、不安と恐怖心をあおるなど、特定の人種や民族などに対して行われる常軌を逸した攻撃のことをいいます。差別をあおるこうした行為は、「ヘイトクライム」(人種的憎悪にもとづく犯罪)そのものであり、「表現の自由」とはまったく相いれません。当然、規制されるべきものです。

一方、天皇に対する評価は人によってさまざまであり、「表現の自由」を保障する現行憲法下では、天皇に対してどんな態度・表現をするかは、国民の自由にゆだねられています。そして、天皇に対する評価がどうあれ、公的機関は多様な表現の機会を保障する責任があります。

それにもかかわらず、天皇に対する表現に異議を唱え、作品の展示を認めないのは、憲法で禁じた事実上の検閲にほかならず、「表現の自由」に対する明らかな侵害です。

河村市長は、今回の作品について「国民の象徴的存在である昭和天皇に対しはなはだ礼を失する遺憾なもの」(8/8市長コメント)と述べています。想起されるのは、「天皇は神聖にして侵すべからず」とうたい、「神」の子孫としての天皇が日本を支配すると宣言した明治憲法です。

背景にあるのは、天皇を神聖化し、日本の「国のあり方」を「国民主権の国」から「天皇の国」にゆがめようとするくわだてです。「国民主権＝国民が主人公」という原理、原則を日本にしっかりと根づかせるうえで、「表現の自由」を守りぬくことがいま求められています。

Q3 河村市長は、税金を使って公共施設で行うものには、口が出せると主張しています。菅官房長官も記者会見で、補助金交付の差し止めを示唆する発言をしていますが、どう考えるべき？

A 芸術・文化は、人々に生きる力を与え、心豊かな暮らしに欠かすことができないものです。芸術・文化を創造・享受することは、憲法に保障された国民の権利です。芸術は自由であってこそ発展します。民主主義社会において芸術・文化の「表現の自由」は広く認められなくてはなりません。

税金が投入されているとの理由で公権力が文化・芸術作品を問題視し、内容によっては支援をしない、撤去させる、というのは、憲法21条2項が禁じる検閲行為に等しいものです。

2001年に改正された「文化芸術基本法」の前文には、「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重する」と明記されています。

芸術・文化への公的助成は専門家の判断にゆだね、国や自治体は“金は出しても口は出さない”という原則を堅持すべきです。

Q4 河村市長は、「全体の奉仕者としての公務員の義務だ」「検閲ではない」と今回の行為の正当性を主張します。どう考えるべきですか？

A 憲法99条は、公務員が憲法を尊重し、擁護する義務を負うとしていますが、河村市長による今回の検閲行為は、明らかに、公務員の義務違反に値します。

そもそも今回の展示は、美術館等で展示を拒否されたり、展示後に撤去された作品を、その経緯とともに展示し、

「(表現の)自由をめぐる議論の契機を作りたい」(同企画展実行委員会あいさつ文)として企画されたもので、個別の作品への賛意を示したものではありません。

それにもかかわらず、市長が「公共事業として相応しくない作品」などと決めつけ、展示中止に追い込んだのは、憲法違反の「検閲」以外の何物でもありません。

市長は、「自費で、個別に私営の個人ギャラリー等で作品を公表することは自由であり可能だから憲法が禁止する『検閲』とは全く関係ない」(8/5市長コメント)などと主張します。しかし、前回の「表現の不自由展」はもともと、外部からの圧力で中止になった民間ギャラリーの写真展(2012年)がきっかけで企画されたものです。民間まかせでは、国民の多様な表現の機会を保障することはできません。

諸外国では、「表現の自由」を守るという配慮から、財政的な責任は国がもちつつ、専門家が中心となった独立した機関が国民の芸術・文化活動に助成を行っています。国や自治体には、文化・芸術を自由に創造し、また鑑賞するという国民の基本的権利を保障する責務があります。

憲法に検閲の禁止が明記されているのは、戦前の日本で政府が芸術・文化や学問・研究の内容を検閲したことが、多様な価値観を抑圧して民主主義を窒息させ、国民を戦争に動員したことへの反省にたったものです。今回の事態に芸術団体をはじめ次々と抗議の声が上がっています。二度と再び日本を「検閲国家」にしないために、力を合わせましょう。

②歴史修正主義批判

Q5 河村市長は、「アジア各地の女性を強制的に連れて行ったというのは事実と違う」「国もそういうことはなかったと言っている」(8/5記者会見)と主張します。事実とは？

A 河村市長の主張こそ事実と反します。政府は河野談話(1993年「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」)で、韓国人「慰安婦」が、「募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」と認め、謝罪しています。また、この河野談話は、安倍内閣ですら、「見直すことは考えていない」との立場を繰り返し表明しており、この点でも事実と反しています。

日本政府と軍は敗戦を迎える中で、みずからの戦争責任を回避するため重要文書を焼却し証拠隠滅をはかったとされていますが、強制的に「慰安婦」にされたことを示す外国側の公文書は存在しています。旧オランダ領東インド・スマラン(現インドネシア)でオランダ人女性を強制的に連行して「慰安婦」とした「スマラン事件」や、極東国際軍事裁判所(東京裁判)の判決に明記されている中国南部の桂林での強制連行の事例などにかかわる公文書です。

さらに、元「慰安婦」らが日本政府に謝罪と賠償を求めた裁判では、8つの判決で、被害者35人全員について、強制的に「慰安婦」にされた事実が認定されている事実も、河村市長は直視すべきです。これらの判決では、こうした強制が国家的犯罪として「極めて反人道的かつ醜悪な行為」「ナチスの蛮行にも準ずべき重大な人権侵害」と断罪されています。

河村市長がどんなに事実をねじ曲げようとしても、加害国である日本の司法によって認定された事実の重みを決して否定することはできません。

Q6 河村市長は、「韓国人女性の強制連行は『吉田証言』で広がったが、嘘だった。『朝日』『赤旗』も訂正記事を書いた」(8/5記者会見)と主張しています。『吉田証言』とは？

A 「吉田証言」とは、「山口県労務報国会」の動員部長を務めたとする故吉田清治氏が、軍の命令で、韓国・濟州島で暴力的に若い女性を強制連行し、「慰安婦」としたとする「証言」です。1982年に「朝日」が初めて報じ、90年代初めに

は他の全国紙とともに「しんぶん赤旗」も記事を掲載しました。その後、「吉田証言」の信ぴょう性に疑義があるとの見方が専門家の間で強まり、一方で元「慰安婦」の実名での告発や政府関係資料の公開などによって、「慰安婦」問題の実態が次々に明らかになるなかで、「吉田証言」は問題とならない状況になりました（「朝日」「しんぶん赤旗」は2014年にそれぞれ関連する記事を取り消しました）。

河村市長は、この「吉田証言」が虚偽だったことをもって、「慰安婦」の事実そのものを否定する根拠にしているようです。しかし、政府が河野談話を作成するうえで、旧日本軍の関与と強制性を認めた根拠は、「吉田証言」ではなく（2014年政府答弁書）、元「慰安婦」たちの「被害者でなければ語りえない」証言に基づくものだったことが明らかになっており、その主張は完全に破綻しています。

さらに問題なのは、「慰安婦」問題を「強制連行」の有無に矮小（わいしょう）化することで、その全体像と本質を覆い隠すねらいがあるということです。女性たちがどんな形で来たにせよ、ひとたび日本軍「慰安所」に入れば性奴隷状態におかれたという事実は、多数の被害者の証言とともに、旧日本軍の公文書などに照らしても動かすことができない事実です。この事実こそ、「軍性奴隷制」として世界からきびしく批判されている、日本軍「慰安婦」制度の最大の問題です。

河村市長は、旧日本軍による南京大虐殺（1937年）についても、史実を否定する主張を繰り返し行い、姉妹友好都市を結ぶ南京市と名古屋市との交流がストップしたままになっています（南京大虐殺は日本政府も2006年の答弁で認めています）。

河村市長の主張の根本にあるのは、過去の侵略戦争と植民

地支配への反省を欠き、それを正当化する歴史修正主義の立場です。こうした態度は北東アジアの平和をつくるうえでもきわめて有害であり、政治家としての資質が厳しく問われます。

Q7 河村市長は、昭和天皇の写真を扱った作品について、『戦後の復興に果たした昭和天皇の偉業に対して畏敬の念を抱く日本国民も少なくない』（8/8市長コメント）と主張します。昭和天皇をどう評価すべきですか？

A 現行の日本国憲法と異なり、戦前の大日本帝国憲法のもとでは、軍隊への指揮と命令、宣戦・講和・条約締結の権限はすべて天皇がにぎり、天皇の固有の権限＝「天皇の大権」とされた戦争と軍事の問題には、だれも口出しできませんでした。しかも、「満州事変」から中国への全面侵略、太平洋戦争、敗戦という全過程の現場にすべて立ち会って、一貫した形で決定に参加してきた人物というのは、昭和天皇以外にいません。

たとえば、1931年9月の中国東北部への侵略（「満州事変」）を、出先の関東軍が引き起こしたのにたいし、特別の「勅語」で、侵略を「自衛」の行動として正当化したうえで、「急速に相手の大軍を破って勝利したのは大変立派だ。今後さらにながらばって、朕の信頼に応えよ」と、ほめたたえたのが昭和天皇でした。真珠湾攻撃のときの首相は、A級戦犯として死刑になった東条英機でしたが、連合艦隊がハワイにひそかに出陣した段階でも、東条首相には、そのことが知らされず、閣僚たちが知るの攻撃が終わってでした。

昭和天皇の評価は、全権をにぎって侵略戦争を開始・拡大していったという歴史的事実を踏まえる必要があります。

資料4「伊勢湾台風で街がきれいに」発言（9月20日）

《減税市議団の責任確認文書》

令和元年9月26日

前田東員が経済水道委員会に異動するにあたり、不祥事や不適切な発言といった同じ過ちがあった場合、会派：減税日本ナゴヤとして、経済水道委員長、団長、幹事長が責任を負います。

経済水道委員長 鈴木孝之
減税日本ナゴヤ 団長 手塚将之
幹事長 増田成美

《港区からの抗議》

名古屋市会議長 丹羽ひろし 様

令和元年9月27日

港区南陽地区連絡協議会
南陽学区連絡協議会会長
福田学区連絡協議会会長

西福田学区連絡協議会会長
福春学区連絡協議会会長

名古屋市会における「伊勢湾台風で街がきれいに」発言に対する抗議

平素は、名古屋市会におかれましては、港区南陽地区をはじめ市政における地域課題の解決に対し、格別のご配慮を頂き感謝申し上げます。

さて、昭和34年9月26日に港区、中でも旧南陽町地区に未曾有の大被害をもたらした伊勢湾台風から60年を迎えました。港区においては375名の尊い人命が失われ、その大半が南陽地区でありました。また、数か月にわたって地区一帯が浸水し、復旧に長期間を有し、その後の防災のあり方を問う転機となった、まさに歴史上の災害でありました。

今なお、私たち住民にとりまして、忘れることのできない災害であり、60年を経た今日でも「あの時を忘れまい」として、これを教訓とした防災訓練等を実施しているところであります。

「伊勢湾台風で街がきれいに」 減税日本 前田・名古屋市長 委員会発言 謝罪なく

前田市議、発言を市議会委で陳謝 伊勢湾台風めぐり「池」など名古市長は「街がきれいになった」と発言した前田東員議員（公）瑞穂区、減税日本は「不適切な発言をして、申し訳ない」と陳謝した。

不適切発言受け 減税市議が離団 伊勢湾台風めぐり 伊勢湾台風を巡り不適切な発言をした名古屋市長の前田東員氏（68）瑞穂区、当選一回（27日）所屬会派の減税日本ナゴヤを離団した。前田氏は同日会見して「私の言葉で迷惑をかけた」と述べたが、議員は続ける意向を示した。

2019年9月25日 毎日新聞

2019年9月27日 中日新聞

2019年9月30日 朝日新聞

そのような60年の節目を迎えたこの9月、名古屋市中におきまして、前田恵美子議員が都市消防委員会において「伊勢湾台風のせいで、すごく街がきれいになった」との発言をしていたと報道がなされました。私たち地域住民にとりまして、伊勢湾台風の被害の悲惨さ、家族を失ったものの悲しみを踏みにじる発言であり、決して許される発言ではありません。

60年を過ぎた今でさえ、家族を失い、住む家を失った住民にとりまして、傷の癒えることのない、忌わしい記憶である伊勢湾台風に対して、このような発言をする市議員がいることは、きわめて遺憾であり、あらためて悲しみであふれます。

今一度「伊勢湾台風とは？」と問いたたく、また今回の不適切発言を教訓に、より一層の防災教育の推進をお願いするところです。

私たちは、二度とこのような災害の被害にあわないように、悲しい出来事が起こらないようにと、地域での防災活動を推進してまいりました。そのような状況の中で、今回の前田発言は、議員の防災への考え方を問いただす機会として、今後はこのような住民に悲しみをもたらす発言がないよう、猛省を促すため抗議するとともに、防災活動への理解促進をお願いいたします。

《南区からの抗議》

名古屋市会議長 丹羽ひろし様

令和元年9月27日

白水区区政協力委員会委員長

名古屋市における「伊勢湾台風で街が、きれいに」発言に対する抗議

平素は名古屋市中におかれましては、南区白水区をはじめ市政における地域課題解決にむけ、格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、昭和34年9月26日、南区西部地域を中心に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風は白水区を中心に最大潮位3.89mに達した高潮が堤防を決壊させ、南区西部地域に広がるゼロメートル地帯を一気に襲い、両区で1,417人、白水地区におきましては、白水小学校児童142人を含む1,000人近くの方々を犠牲となりました。伊勢湾台風をきっかけとして、国土および国民の生命財産を災害から守るため、総合的1計画的な防災行政の整備と推進を目的とした災害対策基本法が1961年に制定されたのはご案再の通りであり、伊勢湾台風がこの国の災害対策の転機となるようないかにか甚大な災害だったかをご理解いただけるものと思います。

私たち地域住民は、伊勢湾台風の記憶を風化させず、また、台風でお亡くなりになった方々のご冥福を祈るとともに、2度とこのような犠牲者を出さないという願いを込めて、弘法堂前に「母子像」、白水小学校内に「友情の碑」、大同高校内に「愛と力の筏像」などを建立するなど、防災意識の向上や啓蒙にも努めてまいりました。また、防災訓練や避難所運営訓練のほか天白川や大江川の防災対策を議会や関係公所にお願ひし、現在、行政と住民が一元となってまちの安心安全に取り組みを進めているところです。

また、本年9月26日に、伊勢湾台風60年を迎えることから、9月7日には、大同大学滝春キャンパスにおいて「伊勢湾台風60周年市民防災の集い」を開催したり、同8日には避難所運営訓練を、10月6日には、学区防災運動会を予定しています。

私たちは「伝える」活動にも重点的に取り組んでいます。毎年9月26日には、白水学区に居住する伊勢湾台風経験者約10名が白水小学校へ出向き、4年生を対象に、伊勢湾台風の経験を伝える「語り部活動」に取り組んでおります。子どもたちも60年前のできごとに関心を持つとともに、防災意識の向上に役立っているものと確信しています。さらに、昨日、9月26日には、「伊勢湾台風殉難者慰霊祭」を伊勢湾台風母子像前で開催し、ご遺族に寄り添いながら、災害の記憶を風化させることないよう取り組みを継続しているところです。

そのようなさなか、名古屋市中におきまして前田恵美子議員が、9月20日の市議会都市消防委員会で「伊勢湾台風のせいで、すごく街がきれいになった」と発言していたことが報道されました。当初、私たちは報道に接しても何が起きているのかさえ理解できないほどの衝撃を受けた次第です。「台風で街がきれいに」発言は、1,000名近くの方々の命を奪った高潮をあたかも肯定するかのような発言であり、私たち被災者、また遺族といたしましては到底看過するわけにはまいりません。ましてや、私たちの生命や財産を守るはずの名古屋市中での発言であることから、議会に対する不信を持った住民も少なくありません。

私たちは由年前の災害で家族や同胞を失うという大変な苦しみを味わいました。そして今再び、高潮で流された命を肯定するかのようない発言によって、第二の被災を受けています。ぜひ、2度と被災者を苦しめるような発言がないよう、議会に対し猛省を促したいと思ひます。また、伊勢湾台風で今もなお悲しみの淵にある多くの市民に寄り添った政治を心掛けていただくとともに、再び災害で命を失うことがないよう取り組みの強化を要望し抗議といたします。

資料5 人事委員会の勧告 (9月6日)

職員の給与に関する報告及び勧告の概要

給与勧告のポイント (平均年齢 41.1歳 平均勤続年17.2年)

	民間給与	職員給与	較差	勧告
月例給	385,578円	385,655円	△77円 △0.02%	見送り
期末・勤労手当	4.50月分	4.45月分	0.05月分	年間4.50月分とする

改定による平均年間給与の差額 (試算)

改定前	改定後	差額	所要額見込
6,344,025円	6,363,308円	19,283円(0.30%)	約4.4億円

参考：給与勧告の対象となる職員(2019年4月1日現在)

行政職員・消防・教育など	技能労務職員(清掃職員や学校給食員など)	企業職員(上下水道局、交通局及び病院局)
23,035人	2,211人	7,548人
勧告対象	対象外	

市と国の給与勧告の実施状況

年	名古屋市			国		
	月例給 (%)	期末・勤労手当 (ボーナス・月)		月例給 (%)	期末・勤労手当 (ボーナス・月)	
	勧告率	勧告内容	支給月数	勧告率	勧告内容	支給月数
2010	△2.35	△0.20	3.95	△0.19	△0.20	3.95
2011	(△0.02)	—	(3.95)	△0.23	—	(3.95)
2012	△0.73	—	(3.95)	(△0.07)	—	(3.95)
2013	(0.01)	—	(3.95)	(0.02)	—	(3.95)
2014	0.27	0.15	4.1	0.27	0.15	4.1
2015	0.34	0.1	4.2	0.36	0.1	4.2
2016	△0.18	0.165	※4.30	0.17	0.1	4.3
2017	0.09	0.1	4.4	0.15	0.1	4.4
2018	(0.02)	0.05	4.45	0.16	0.05	4.45
2019	(△0.02)	0.05	4.5	0.09	0.05	4.5

・()は、較差が小さいので実施せず。・名古屋は、2014年度に課長級以上の管理職員の改定は実施せず。・名古屋は2016年度に、特別給の支給月数が0.065月引き下げられ、4.135月であった。(※)

資料6 「主な新聞記事」

2019年7月12日 中日新聞

天守閣部会 懸念相次ぐ

解体許可 文化庁「継続審議」

名古屋城天守の木造復元事業で、名古屋市の文化庁に申請したコンクリート製現天守の解体許可が「継続審議」になったことを受け、十一日に開催された市の有識者会議「天守閣部会」の委員から事業の進展に懸念の声が相次いだ。事業進捗の壁になっている有識者会議「石垣部会」と市との認識のずれの解消を望む意見も出た。この日の天守閣部会は、先月二十一日に現天守の解体申請が「継続審議」と判明して以来、初の開催。委員から「事業の見直しは」と問われた市の担当者は「二〇二二年十二月完成の目標は極めて困難。(許可を)焦らず待ちたい」「復元の遂行に向け最善の道を模索したい」などと答え

2019年7月26日 朝日新聞夕刊

取材考記

名古屋報道センター 堀川 勝元

2019年7月17日 中日新聞

「河村市長こそ裸の王様」

河村市長の名古屋城天守木造化 突破力で進めた計画に暗雲

名古屋城天守の木造化事業について、愛知県の大村秀章知事は十六日の定例会見で、現天守の解体が文化庁に許可されないまま木材調達などを進めてきた名古屋市の姿勢を再度批判した。大村知事は、名古屋市の事業には第三者の立場だが「このままでは実績が出る。税金を使った事業であり、見て見ぬふりはできない」と主張。河村たかし名古屋市長から「知事は国王じゃない」と反論を受けたことに触れつつ「最善を尽くしてほしい」と思っているだけ。河村市長こそ「裸の王様」と呼ぶ

夏本番を迎えたが、金のしゃちほこで知られる名古屋城には暗雲が垂れ込めている。河村たかし・名古屋市長の最大の目玉政策とされる天守木造化の完成時期が、2022年末から延期される方向になったからだ。5月から取材を担当しているが、市が工期ありきで強引に事業を進めようとした印象が拭えない。市は昨秋に文化庁から木造化の許可を得る考えだったが、江戸時代から残る石垣の保全を重視する市の有識者会議と対立。文化庁から「有識者会議と認識が一致していない」と指摘され、計画を提出できなかった。それでも完成時期を「死守する」という河村氏が選択したのが、コンクリート製現天守の解体を先行することだった。本当に解体は認められるのか。市の担当者に尋ねたが、「ためだった時のことは考えていない」。許可を得られても、木造天守の建設工事期間を31カ月から約7カ月も短縮する必要があったが、「十分対応は可能だ」と言い切った。結局、解体の可否は継続審議となり、市は工期見直しの検討に追い込まれた。そこでわかかったのが「無理に無理を重ねていた」(市職員)ことだった。市は文化庁の許可に自信を示していたが、同庁は、石垣の安定性を確認する調査をしてから解体計画を立てるのが望ましいとの認識を市に示していた。市の有識者会議の主張と重なる内容で、市に対する事実上の「警告」と言える。河村氏は2年前の市長選で天守木造化を公約に掲げ、圧勝した。市議会も木造化予算案を賛成多数で可決した。市議や市内部から「人気抜群で突破力のある河村市長でなければ、ここまで進めることはできなかった」と評価する声を聞く。一方で「木造化は市と文化庁、有識者などが一枚岩にならないとできない大事業だ。リスクを説明する職員の声にも耳を傾けてほしい」と話す職員もいる。「突破力」だけでは行き詰まってしまいたい。河村氏が着実に事業を進めるために必要なのは、周囲の耳を傾け、軌道修正する「柔軟性」ではないだろうか。

大村知事が再度批判

名古屋城の木造化巡りに「さわしい」と述べた。事業そのもの見直しは立たなくなっているとも指摘し「市の職員、関係者もそろそろ本当のことを言っべきだ」と述べた。一方、河村市長も同日、報道陣の取材に応じ「知事は誰からどういふ話を聞いて私の言っていることが間違っていると言っているのか、はっきりさせてほしい」と述べた。現天守の解体許可について、文化庁側から「できる限り速やかに結論を出す」などと書かれていると説明し「私も(文化庁側で)そう言った人を明らかにしているから、知事も明らかにしてほしい。私は庶民の代表で、裸の王様にはなれない」と反論した。

2019年7月31日 朝日新聞

「名古屋城現天守 解体早く認めて」

名古屋市の河村たかし市長は30日、東京の文化庁で同庁次長と面会した。河村氏は面会後に報道陣の取材に応じ、名古屋城現天守の解体を早く認めるよう求めたが、次長から「できる限り速やかに結論を出す、大きな城の話なので理解してほしい」と説明を受けたことを明らかにした。市は4月に現天守の解体を申請したが、国の文化審議会が継続審議となり約3カ月が経過。天守木造化計画も2022年末の完成時期が延期される方向となった。市側はこの日、審議会でも何が課題となっているのかを尋ねたが、審議中であることを理由に回答を得られなかったという。河村氏は「はようやってもらわんといかん。市民のみなさんが不安に思う」と語った。

天守閣復元元延期 知事「検証して」 名古屋城 名古屋城天守閣の木造化で、河村たかし名古屋市長が2022年12月の完成目標を延期したことに対し、大村秀章知事は2日の定例会見で、「徹底的な事実検証と情報公開をするべきだ」との見解を示した。大村知事は「22年は当初からできないと誓が分かっていて、延期自体はトピックではなく、特にコメントはない」としながらも「500億円を超える巨額事業で、100億円の木材調達も始めてしまっている。なぜこういう事態になったのか、事実を検証して隠さず」に明らかにしてほしいと強調した。さらに、「個人の私的な意見だが、事実関係を解明する第三者委員会のようなものを設置してほしい」と述べた。

2019年9月3日 読売新聞

2019年9月3日
しんぶん赤旗

名古屋城

木造天守「ゆきびまるる」

河村たかし名古屋市長が強引にすすめる2022年12月までの名古屋城天守閣の木造復元計画。文化庁から現天守の解体許可すらせず、深刻なゆきびまりをみせています。(愛知県・村上志郎)

6月市議会で河村市長は、天守閣木造復元に使用する木材を保管・加工する施設を設置費用3億円余りの2カ年計画を提案しましたが、撤回しました。

クローズアップ

●天守解体待った
文化庁が6月21日の文化審議会で、市が申請していた現天守の解体許可を審議しなかつたからです。市担当者は「22年の完成は難しく、議案の取り下げを検討する」と答弁。河村市長も「いったん延期する趣旨で、議案を取り下げる」と撤回。それでも河村市長は7月30日に文化庁に出向き、解体許可を早期に出



再建された名古屋城天守閣

市長の拙速計画に市民そっぽ

すよう要請しています。一方、有識者でつくる石垣部会は「石垣や地下遺構の調査がまだ行われておらず、現状が掌握できていない中で解体工事計画で『石垣への影響が軽微』との結論は承服できない。解体を進めることは容認できない」と表明しています。

名古屋城の天守閣は戦中に焼失し、1959年に鉄筋コンクリートで再建されました。50年が経過し、石垣の変形やコンクリートの劣化など耐震補強が必要になっています。

●過大な入場予測
河村市長は、17年4月の市長選で4連し「木造化の賛同を得た」として、昨年5月には天守閣の入場を禁止。木造復元のための木材を調達し、そのうえ保管庫の設置工事までしようとしていた。木造復元の建設費は約500億円。市は「入場料収入でまかなう」と料収入でまかなうと提案しています。いまやるべきは石垣の保存です。現天守の解体は絶対許さない立場でがんばりましょ」と話しています。

200万人前後、過大な入場予測です。「入場者が予測を下回ったら税金の投入もあるのではないかと」「人件費や資材が高くなり建設費の増大が予想される」などの意見が続出しています。

河村市長は「江戸期の姿に再現する」と工費削減を拒否。障害者団体役員の女性(67)は「市長は代わりやらない」と調査費を盛り込んだときも、市民や議員から「意見を聞くこともなく復元を強行するのは市民無視だ」と二期日程に無理があるとの批判が続出。完成時期を22年12月までとせざるを得ませんでした。

河村市長は、17年4月の市長選で4連し「木造化の賛同を得た」として、昨年5月には天守閣の入場を禁止。木造復元のための木材を調達し、そのうえ保管庫の設置工事までしようとしていた。木造復元の建設費は約500億円。市は「入場料収入でまかなう」と料収入でまかなうと提案しています。いまやるべきは石垣の保存です。現天守の解体は絶対許さない立場でがんばりましょ」と話しています。

2019年9月21日 読売新聞

名古屋城 天守閣先行解体を撤回 市、復元と一体整備へ

名古屋城天守閣の木造復元と明言。市議の要請で同委員に出席した河村市長は「文化庁から(市)とを認め、河村市長が8月下旬、完成時期の延期を表明したことで、先行解体する理由がなくなっている」と述べ、先行解体を撤回した。石垣の保全策を巡り、市と石垣部会との意見が一致する見通しは「生えておらず、河村市長は一生をかけて部会と話をしたい。並々ならぬ決意で取り組む」と語った。

名古屋市は20日、2022年12月までの名古屋城天守閣の木造復元計画を公表した。

名古屋城天守の木造化 市「延期最大5年程度」

名古屋市は20日、2022年12月までの名古屋城天守閣の木造復元計画を公表した。市は「延期最大5年程度」と明かした。市は「延期最大5年程度」と明かした。市は「延期最大5年程度」と明かした。

2019年9月26日 朝日新聞

完成延期5年にこだわらず 名古屋城天守 復元、市が答弁修正

名古屋城天守の木造復元後、復元局長は「5年」は、竹中工務店と結んだ基本協定の有効性を保持できる期間として(市が照会した)弁論士から問われた期間だったとした上で、正式な完成目標は「市の有識者会議の石垣部会と工事委員会」で「先延ばし」の協定を結んだ後、文化庁や竹中工務店と意見を一致させて決めていきたい」と述べた。(谷悠巳)

2019年10月4日 中日新聞

大村知事

表現の自由公的な場面こそ保障すべき

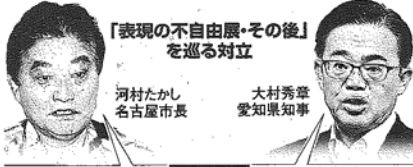
国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」の企画展「表現の自由展・その後」を巡って、閉幕後も愛知県の大村秀章知事と名古屋市の河村たかし市長の対立が激化している。展示内容や大村氏の手法を非難する河村氏の姿勢に、大村氏も厳しい批判を継続。かつての盟友ぶりは影を潜めている。

16日にあった大村氏の定例記者会見。前日に河村氏が芸術祭の市の負担金を支払うかどうか、市独自の検証委員会を設ける考えを示したことについて、大村氏はこう切り捨てた。

「検閲委員会になるので、作品の中身をチェック」

盟友は昔 深まる対立

「不自由展」巡り批判の応酬



「表現の不自由展・その後」を巡る対立

河村たかし 名古屋市長

大村秀章 愛知県知事

公金を投入した以上、チェックは必要	施設での展示について	事前に展示内容を審査し、特定の展示物を認めないなら検閲
再三、開催を求めたが、いまだ開かれていない	芸術祭の開催要求	事業計画や予算は全会一致で議決済み
不自由展の内容の事前連絡が不十分、独自調べ、今年度独自に判断	芸術祭の負担金支払い	すべて手順を踏んで市にやってきた。名古屋市の検閲委員会になるのでは

「公共事業」チェックしないのはおかしい

などで「知事が勝手に再開を決めてとんでもない」などと再開への抗議の盛り込みをした。大村氏は河村氏の抗議活動が県条例に反しているとして、謝罪などを求める公開質問状を送った。河氏は再開直後からツイッターでも連日のように互いを非難している。

不自由展を巡る河氏の溝は当初から深い。不自由展は、慰安婦を表現した少女像や昭和天皇を含む肖像群が燃える映像作品を展示。大阪市の松井一郎市長から少女像の展示で電話を受けた河村氏は開幕翌日の8月2日に会場を視察し、「日本人の心を踏みにじるものだ」と展示中止を求めた。

河村氏は衆院議員時代の2007年、国会議員有志や言論人らが米紙ワシントン・ポストに「旧日本軍によって強制的に従軍慰安婦にされたことを示す文書は見つかったくない」などと訴える全面広告を出した際に名を連ねたことがある。河村氏は、芸術祭への公

公金拒否 政治性理由は不適切

毛利透・京大教授「憲法学的には名古屋市の芸術振興のために公金を支出しており政治的な主張の表达で判断したわけではないはず」と指摘。金を出したからといって内容を市が是認して

を「憲法21条の侵害そのものだ」と批判する。大村氏と河村氏は11年の知事選と市長選のダブル選挙で、「中京圏構想」と「減税」を掲げてともに圧勝した「盟友」だ。しかし、今では河村氏肝いりの名古屋城天守木造化の手法を大村氏が批判するなど、かつての蜜月関係は消え失せている。河村氏に近い市議は「河村さんが力を貸して知事にしたのに、ことあるごとに（大村氏が）ちょっかいを出して来るので頭に来てはいる」とは、大村氏は周囲に「河村さんにもう関係ない」ともちらちらと見せかけている。16日の会見でこう語った。「分析をおおるのではなく、戦後日本の民主主義の原点に立ち返り、融和を図る社会を作っていくか、それではないか」

(岩尾真実、堀川勝彦)

トリエン補助金 不交付決定翌日

文化庁所管の独立行政法人「日本芸術文化振興会」(東京)が、芸術や文化を振興する活動への助成金の交付要綱を改正し、「公益性の観点から不適当と認められる場合」に、助成金の交付の決定を取り消すことができるという内容を新たに付加したことが分かった。

文化庁所管の独立法、要綱改正

見方を否定した。振興会によると、本年度の助成が内定していた映画「宮本から君へ」に、麻薬取締法違反の罪で執行猶予付き有罪判決を受けたミュージシャンで俳優のヒールズ・元被告が出演していたことが改正の背景。助成により「国が薬物を容認するようなメッセージを発することになる恐れがある」として、六月の判決待って有識者に諮り、七月下旬に不交付を決定した。同様の事案に対応するため、九月十七日、芸術文化振興基金運営委員会を開いて要綱を改正したという。担当者は、「これから決まっていたと聞いている」。

2019年10月17日 朝日新聞

2019年10月18日 中日新聞

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)

岡田ゆき子

TEL 915-2705



(中川区)

江上博之

TEL 363-1450



(緑区)

さはしあこ

TEL 892-5190



(名東区)

さいとう愛子

TEL 704-1928



(天白区)

田口かずと

TEL 808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ

日本共産党名古屋市会議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内
TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190 mail.dan@n-jcp.jp

ホームページをご覧ください <http://www.n-jcp.jp/>

**名古屋市政資料
2019年9月定例会**

NO. 204 2019年10月25日